

# 葛城市緑の基本計画

令和元年 12 月

葛 城 市



## 目 次

<b>序章 緑の基本計画について</b> .....	<b>1</b>
1 緑の基本計画とは.....	1
2 計画改定の背景.....	1
3 SDGs への取り組みについて.....	1
4 計画改定の視点.....	2
5 計画の位置づけ.....	2
6 計画の目標年度.....	3
7 計画の対象区域.....	3
8 計画で対象とする「緑」.....	3
9 都市における緑の機能.....	4
<b>第1章 葛城市の概況と緑の現状</b> .....	<b>5</b>
1 葛城市の概況.....	5
1-1. 位置.....	5
1-2. 自然的条件.....	7
1-3. 社会的条件.....	10
2 緑の現況.....	22
2-1. 緑の概況.....	22
2-2. 緑の現況量.....	24
2-3. その他の緑に関する地域資源.....	36
3 緑に関する市民の意識.....	38
3-1. 調査概要.....	38
3-2. 主な調査結果.....	38
<b>第2章 緑の課題</b> .....	<b>42</b>
1 緑の系統別の課題.....	42
1-1. 環境保全系統の課題.....	43
1-2. レクリエーション系統の課題.....	44
1-3. 防災系統の課題.....	45
1-4. 景観系統の課題.....	46
2 重点課題.....	47

<b>第3章 計画の目標</b> .....	<b>49</b>
1 緑の将来像 .....	49
1-1. 基本理念.....	49
1-2. 緑の将来像.....	50
2 計画の基本方針.....	52
3 計画の目標 .....	53
3-1. 将来フレームの設定.....	53
3-2. 計画の目標水準.....	55
<b>第4章 緑地の配置計画</b> .....	<b>58</b>
1 緑地の配置計画.....	58
2 環境保全システムの配置計画.....	59
2-1. 配置方針.....	59
3 レクリエーションシステムの配置計画.....	61
3-1. 配置方針.....	61
4 防災システムの配置計画.....	63
4-1. 配置方針.....	63
5 景観構成システムの配置.....	65
5-1. 配置方針.....	65
6 総合的な緑地の配置計画.....	67
6-1. 配置方針.....	67
<b>第5章 施策の基本方向</b> .....	<b>69</b>
1 施策の体系 .....	69
2 施策の方針 .....	70
2-1. 豊かな自然を支える緑の骨格を守る.....	70
2-2. 暮らしに潤いをもたらす身近な緑を育む.....	71
2-3. 安全・安心で快適な緑の拠点をつくる.....	72
2-4. 葛城の歴史や風格を支え、魅力あふれる緑の空間づくり.....	73
2-5. 市民とともに育む緑のまちづくり.....	74

<b>第6章 緑化重点地区</b> .....	<b>75</b>
1 緑化重点地区の設定.....	75
1-1. 緑化重点地区とは.....	75
1-2. 緑化重点地区の設定.....	76
2 尺土駅周辺地区.....	77
2-1. 地区の現況.....	77
2-2. 地区の課題.....	78
2-3. 整備方針.....	78
3 新庄中央部地区.....	80
3-1. 地区の現況.....	80
3-2. 地区の課題.....	81
3-3. 整備方針.....	81
4 新庄南部地区.....	83
4-1. 地区の現況.....	83
4-2. 地区の課題.....	84
4-3. 整備方針.....	84
<b>第7章 計画推進の方針</b> .....	<b>86</b>
1 計画推進の方針.....	86
1-1. 計画の推進体制.....	86
1-2. 各主体の役割.....	86
2 推進体制.....	87
3 進行管理の仕組み.....	88
3-1. 進行管理の手法.....	88
3-2. 情報公開の手法.....	89



# 序章 緑の基本計画について

## 1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」で、緑に関する総合的な計画です。市町村が地域の実情を十分に考慮し、官民一体となって緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

## 2 計画改定の背景

本市では、緑の基本計画を平成20（2008）年度に策定してから、概ね10年が経過しました。

「緑」は、私たちが潤いのある良好な都市環境の中で、健康で快適な暮らしを送るために必要不可欠な都市基盤・社会資産です。

近年、金剛葛城山系における自然環境保全や山麓部での景観保全、自然災害の影響による安全・安心のまちづくりなどの観点から、緑に関する市民意識が高まっています。

また、公園等については、少子高齢化やライフスタイルの変化によって多様化する市民ニーズに適応し、人々の豊かな暮らしをいかに実現していくかが重要となり、既存の公園の維持管理や更新のあり方を見直していく必要があります。

さらに、上位計画・関連計画が改定・策定に伴い、上位計画等に対応した計画の見直しが必要となるとともに、都市農業振興基本法の制定、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等が改正されるなど、緑を取巻く法制度も時代に合わせて変化しています。

これらの背景を踏まえ、本計画では前回計画を見直し、これからの時代に即した緑の基本計画として改定を行います。

## 3 SDGsへの取り組みについて

2015年9月に開催された国連サミットにおいて、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが持続可能となることを目指し、2030年までの行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むことが求められています。

本計画でも、SDGsの理念に基づき、17の目標のうち主に「15 陸の豊かさを守ろう」と「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を中心に取り組んでいきます。



## 4 計画改定の視点

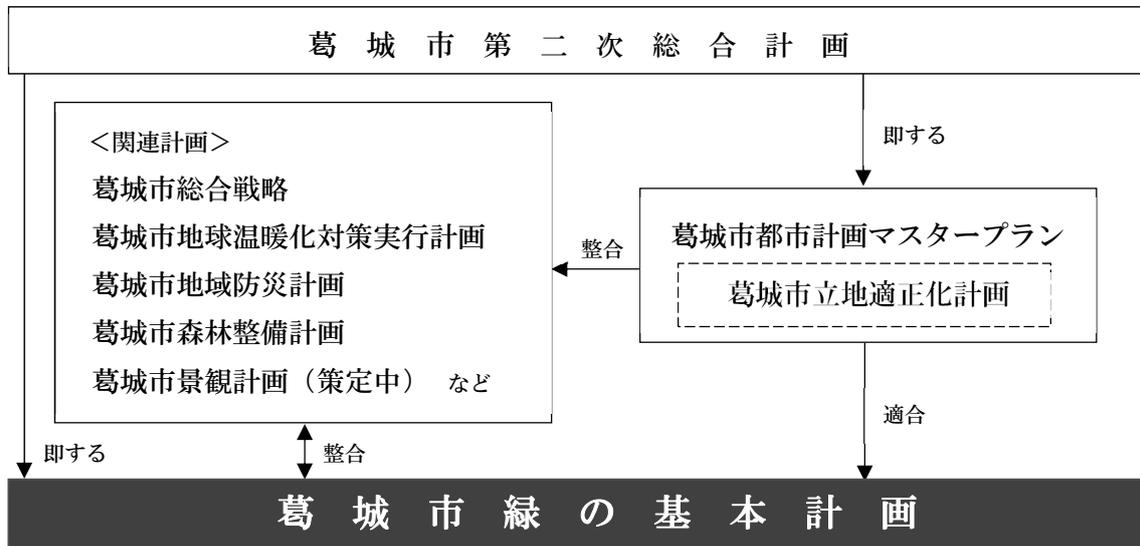
本計画改定の視点は、以下の通りです。

- 社会情勢の変化に対応した施策の精査・重点化および、推進内容の具体化
- 上位関連計画や緑を取巻く法制度の改定に伴う整合性の確保
- 都市の貴重な緑地として位置づけられる都市農地の保全の推進
- 公共・インフラ施設の適正管理に向けた公園施設などの再整理
- 防災に対する関心の高まりに対応する緑を通じた施策の反映
- 市民アンケート結果などを踏まえた市民の緑に対する意識・意向の反映
- 令和元（2019）年度以降に策定予定の景観計画との景観保全に関する整合性の確保

## 5 計画の位置づけ

本計画は、葛城市の最上位計画である「葛城市第二次総合計画」に即し、「葛城市都市計画マスタープラン」、「葛城市立地適正化計画」に適合するほか、「葛城市総合戦略」、「葛城市地球温暖化対策実行計画」、「葛城市地域防災計画」、「葛城市森林整備計画」などのまちづくり関連計画との整合を図ります。

### ■ 上位関連計画との関係



## 6 計画の目標年度

本計画の目標年度は、10年後の令和10（2028）年度とします。

なお、緑を取巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

### ■ 計画期間

計画	年度	平成27年度 (2015年度)	～	平成31/令和元年度 (2019年度)	～	令和10年度 (2028年度)
緑の基本計画	前回計画	計画期間（令和元年度～令和10年度）10年間				
総合計画	前回計画	計画期間（平成29年度～令和8年度）10年間				次期計画
都市計画 マスタープラン	前回計画	計画期間（平成29年度～令和8年度）10年間				次期計画

## 7 計画の対象区域

本計画の対象区域は、市全域（大和都市計画区域：3,372ha）とします。

## 8 計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」は、樹木や草花等の植物のみを意味するのではなく、樹林地、農地、水辺地やその他樹木、草花などの自然的環境を有する土地および空間とします。

### 「緑」に関する言葉の定義

緑：樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など

緑化：住宅や工場、道路等の施設に樹木等が植栽された状態

緑地：緑のうち将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの

緑地率：ある一定の土地の面積に対する緑地面積の割合

緑被地：樹林地、農地、街路樹、庭木、草地などに被われた土地の総称

緑被率：ある一定の土地の面積に対する緑被地面積の割合

## 9 都市における緑の機能

都市における緑は、人が適切に保全・整備・管理を行うことで「都市環境の維持・改善」「健康・レクリエーション」「防災」「景観形成」等といった多様な機能を発揮します。

また、緑の活用をきっかけとした、交流、安心、商業、観光、福祉、教育、文化等の様々な分野の活動が活発化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高める効果が注目されています。

### 都市環境の維持・改善機能

- 人と自然が共生する都市環境を確保することができます。
- ・樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温や騒音・振動の緩和等の機能を有しています。
- ・また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地を構成し、郊外から清涼な風を市街地に送りこむ風の道を形成するなど、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。

### 健康・レクリエーション機能

- 緑の持つ多面的な機能の活用により、多様な市民ニーズに対応した余暇空間を確保できます。
- ・自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、人々の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。自然とのふれあい志向、健康への関心など、余暇需要は変化しつつあります。
- ・緑の持つ多面的な機能を活用することにより、人々の余暇需要の変化に対応した余暇空間を確保することができます。

### 防災機能

- 災害防止、避難地、救援活動拠点等の機能により、都市の安全を確保できます。
- ・森林等の緑は、雨水を一時貯留して洪水を予防する機能があります。
- ・都市における緑は、大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。

### 景観形成機能

- 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。
- ・緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しています。四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出することにより、子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。
- ・緑は地域固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切に管理することにより、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。

# 第1章 葛城市の概況と緑の現状

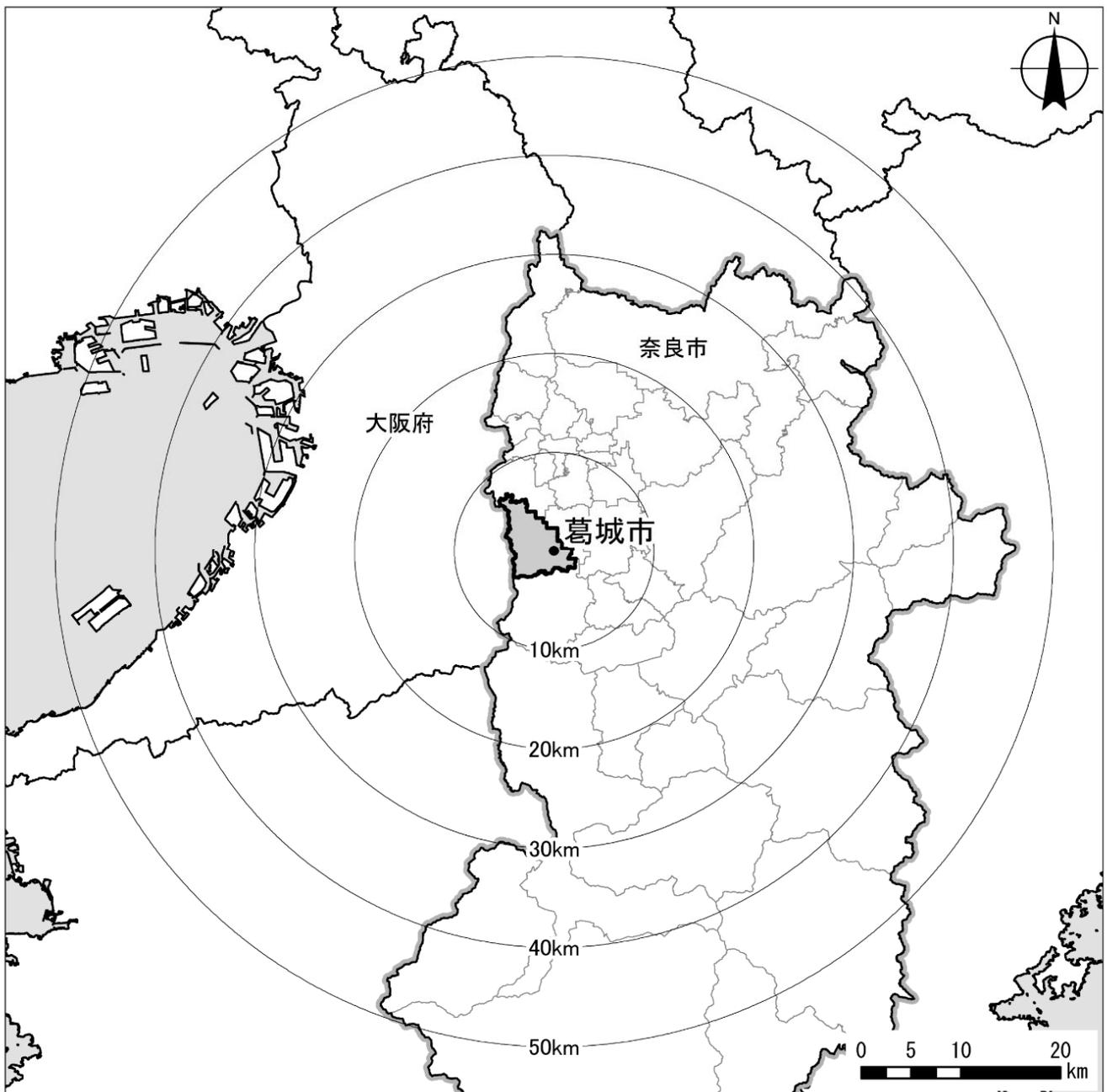
## 1 葛城市の概況

### 1-1. 位置

本市は、奈良盆地の南西部、奈良県の北西部に位置し、北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市の各市と、西は金剛生駒紀泉国定公園をはさんで大阪府南河内郡太子町等と隣接しています。その広がり、東西7.7km、南北8.6km、面積3,372haとなっています。

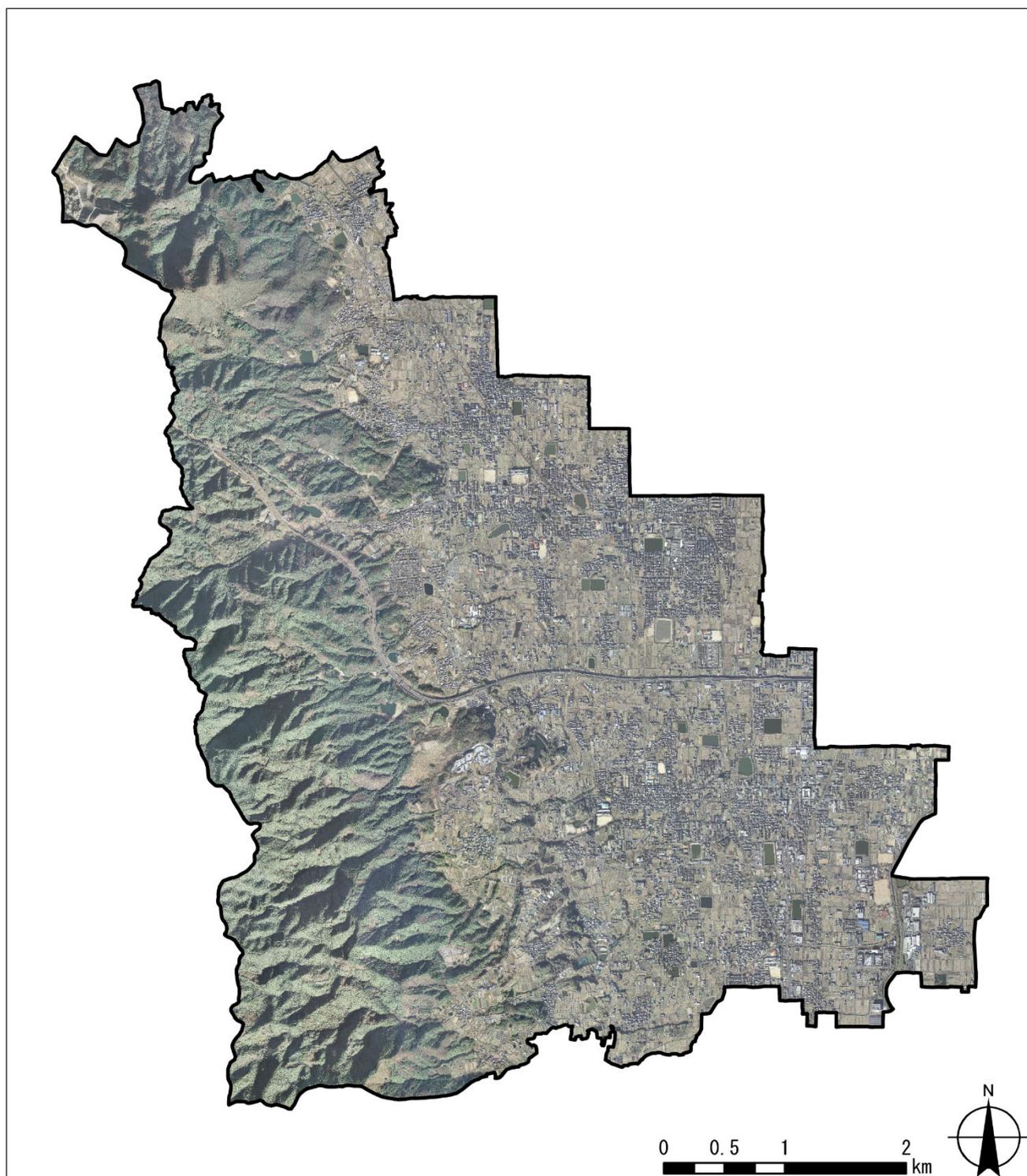
また、奈良市および、大阪都心地区までは約30km圏内となっています。

■ 葛城市の位置



資料：国土数値情報（平成30年1月）

■ 葛城市の航空写真



資料：航空写真（平成28年11月撮影）

1-2. 自然的条件

(1) 気候

本市は、瀬戸内性の気候に属しており、年間を通じて温暖・少雨となっています。

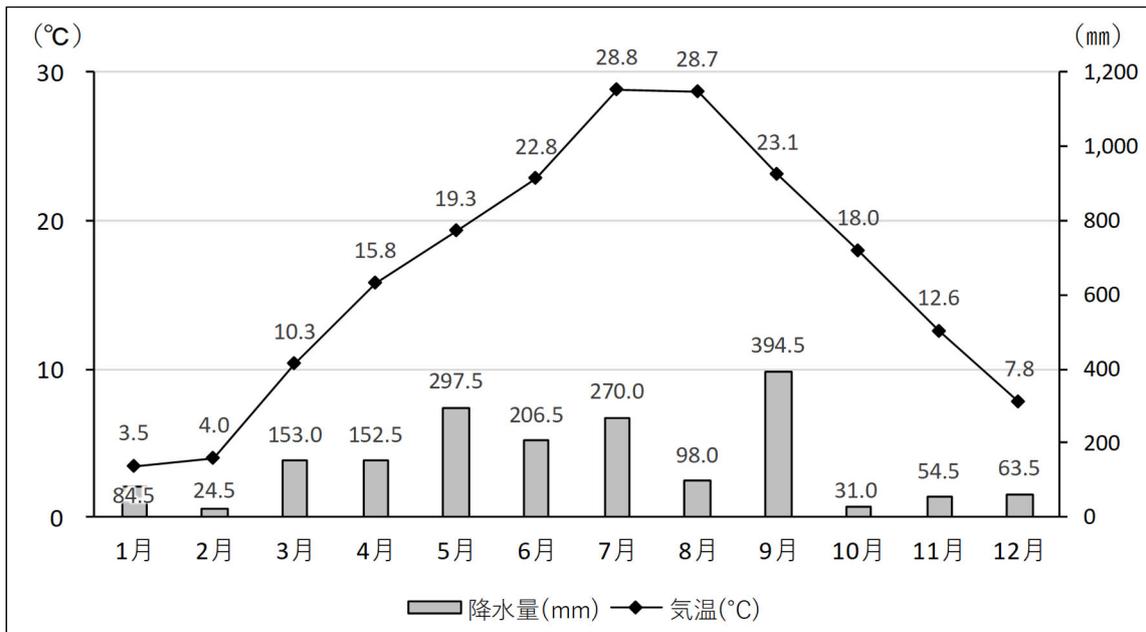
また、平成30年の1年を通じた平均気温は16.3℃、年間降水量は1,830.0mmとなっています。

■ 気温と降水量（平成30年）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温（℃）	3.5	4.0	10.3	15.8	19.3	22.8	28.8	28.7	23.1	18.0	12.6	7.8
最高気温（℃）	7.9	8.8	16.8	22.1	24.8	27.8	34.2	34.4	27.1	23.1	18.2	12.3
最低気温（℃）	-0.1	-0.2	4.5	10.1	14.5	18.6	24.7	24.5	19.9	13.6	8.1	4.1
降水量（mm）	84.5	24.5	153.0	152.5	297.5	206.5	270.0	98.0	394.5	31.0	54.5	63.5

資料：奈良地方気象台

■ 平均気温と降水量（平成30年）

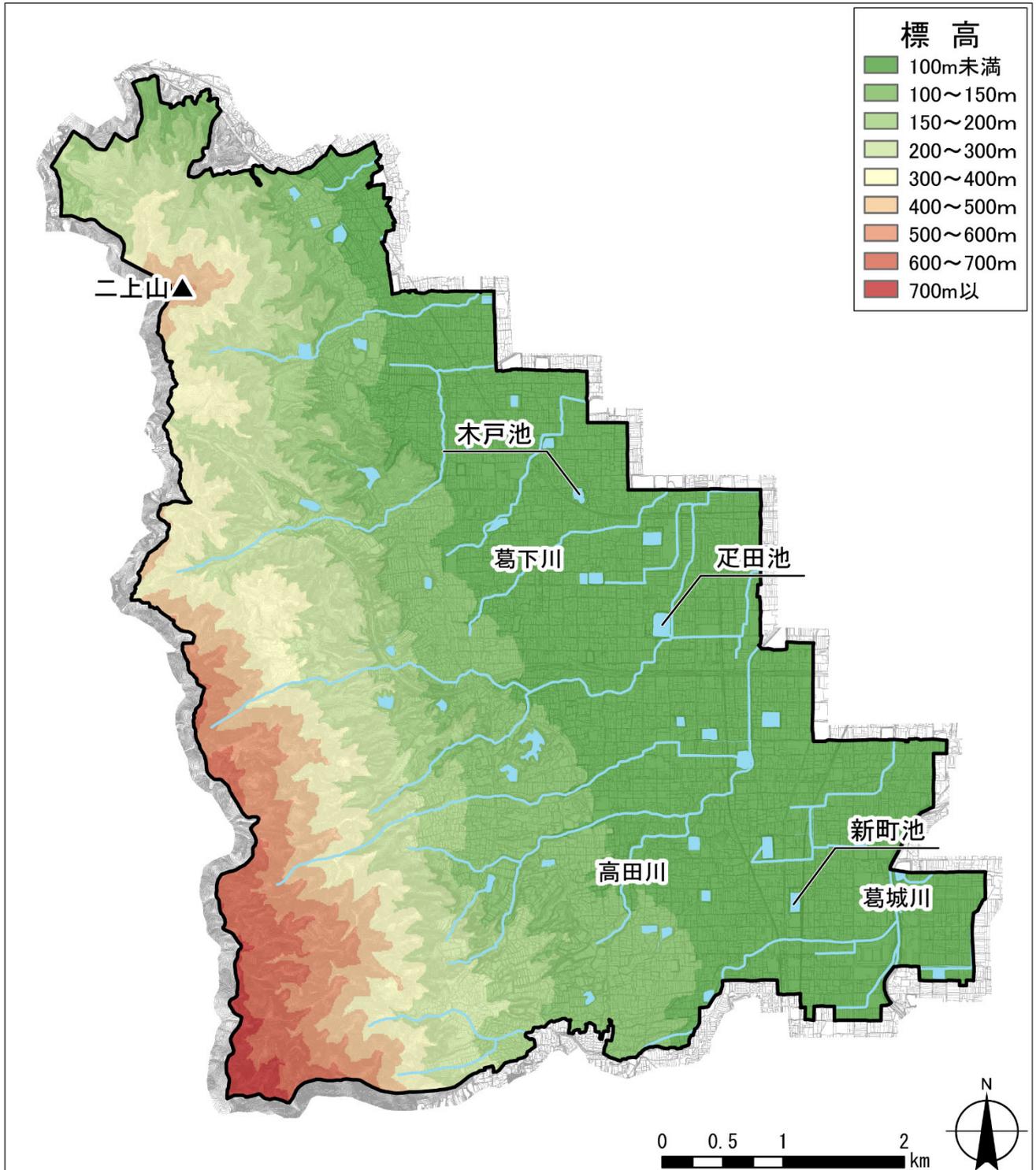


資料：奈良地方気象台

(2) 地形および水系

本市の地形は、市域西側に位置する金剛葛城山系の山並みからなる山地部と、それに連なる緩やかな丘陵地と田畑が織りなす山麓部、その東に広がる低平な沖積地の平坦部で構成されています。河川は、葛下川が北に隣接する香芝市を通り抜け、高田川・葛城川とともに北流して大和川に合流しています。また、市内には木戸池や疋田池、新町池等のため池が多く点在しています。

■ 地形・水系の状況



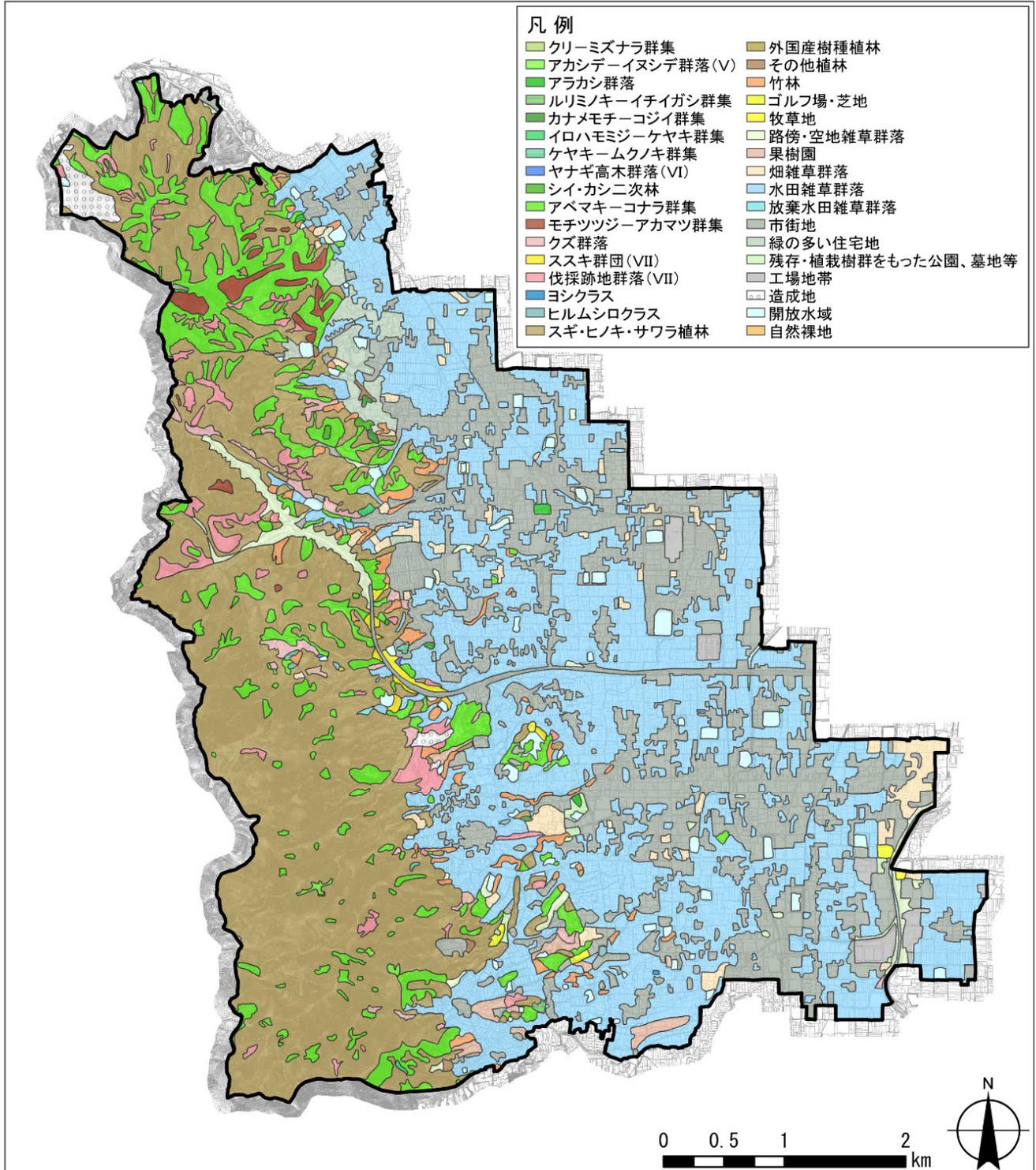
資料：基盤地図情報数値標高モデル10mメッシュ（平成28年10月）、市資料

(3) 植生

本市の山地部では、広範囲でスギ・ヒノキ・サワラの植林地が主にみられ、部分的に、その北部や山麓部において、アベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集等の二次林がみられる傾向となっています。

平坦部では、市街地の周辺に水田雑草群落を中心として、畑雑草群落等が分布し、広範囲で耕作地と関連のある植生がみられます。

■ 植生の分布



資料：自然環境保全基礎調査 第7回（平成17、23年度）

### 1-3. 社会的条件

#### (1) 沿革

本市は、平成16年10月に旧新庄町と旧當麻町が合併して新しく生まれたまちです。旧新庄町は、古代から葛城の中心として発展してきた地域で、葛城県（かつらぎのあがた）大王家（だいおうけ）直轄地が町内にあったことからわかります。また、中世には有力武士・布施氏の根拠地であり、江戸時代には新庄藩の政庁所在地として栄え、大正12年に新庄村は新庄町となり、さらに昭和31年には忍海村と合併しました。

一方、旧當麻町も古代より大和国と河内国を結ぶ交通の要衝として栄えてきた地で、このことは「日本書紀」に、竹内街道が推古天皇の時代に飛鳥と浪速津（なにわつ）を結ぶ官道第1号として設けられたことが記されていることからわかります。中世には荘園、江戸期には天領の村としての時代を経て、昭和31年に磐城村と當麻村が合併して當麻村、その後町制施行により當麻町となりました。

このような歴史を持つ2町が、平成の大合併という大きな時代の流れの中で、奈良県内初の合併により新しく葛城市として誕生しました。



屋敷山公園



竹内街道

(2) 人口と世帯

平成27年国勢調査による本市の総人口は36,635人、総世帯数は12,544世帯となっています。

昭和55年～平成27年までの35年間の推移をみると、平成27年時点においても、増加傾向が維持されています。

世帯数は、増加傾向が続いており、核家族化や単身世帯等の増加が進んでいるものと考えられ、1世帯当たりの人員は2.92人（平成27年）となっています。

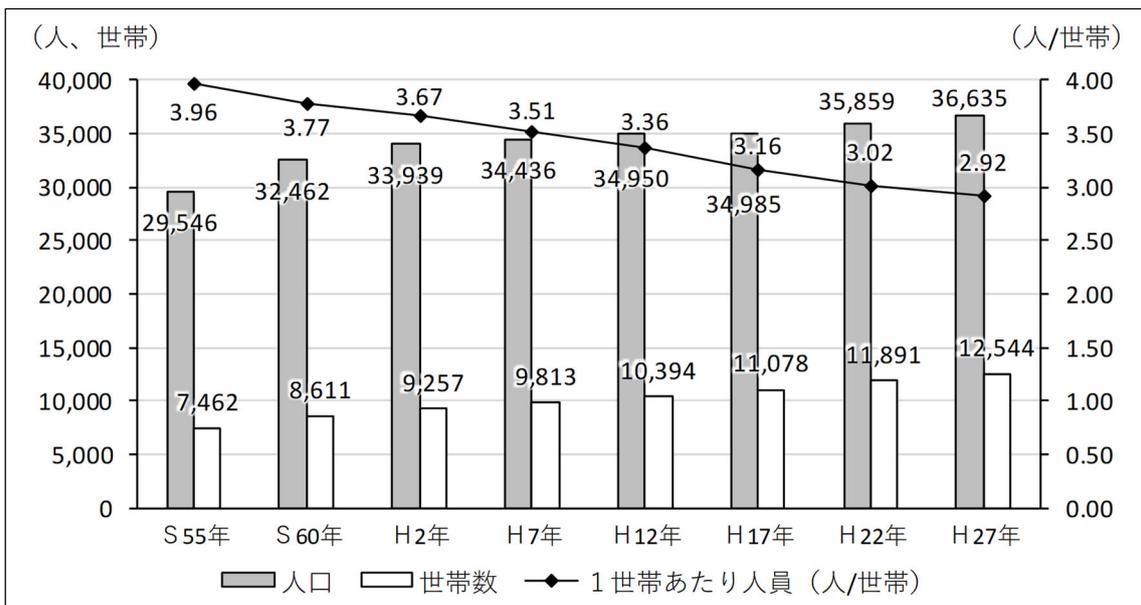
■ 人口・世帯数の推移

項目	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
人口（人）	29,546	32,462	33,939	34,436	34,950	34,985	35,859	36,635
世帯数（世帯）	7,462	8,611	9,257	9,813	10,394	11,078	11,891	12,544
1世帯当たりの人員（人/世帯）	3.96	3.77	3.67	3.51	3.36	3.16	3.02	2.92

注：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：国勢調査

■ 人口・世帯数の推移（グラフ）



注：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：国勢調査

区域区分別人口をみると、平成27年における市街化区域の人口は25,293人、市街化調整区域の人口は11,342人となっており、市全体の人口の約69.0%が市街化区域に居住しています。

人口増加率をみると、2町合併後の平成17年～27年の10年間で市街化区域内の人口は約12.6%増加していますが、市街化調整区域では約9.5%減少しています。

区域区分別世帯数をみると、市街化区域の世帯数は昭和60年～平成27年にかけて大きく増加している一方で、市街化調整区域では減少しています。

■ 区域区分別人口/世帯数の推移

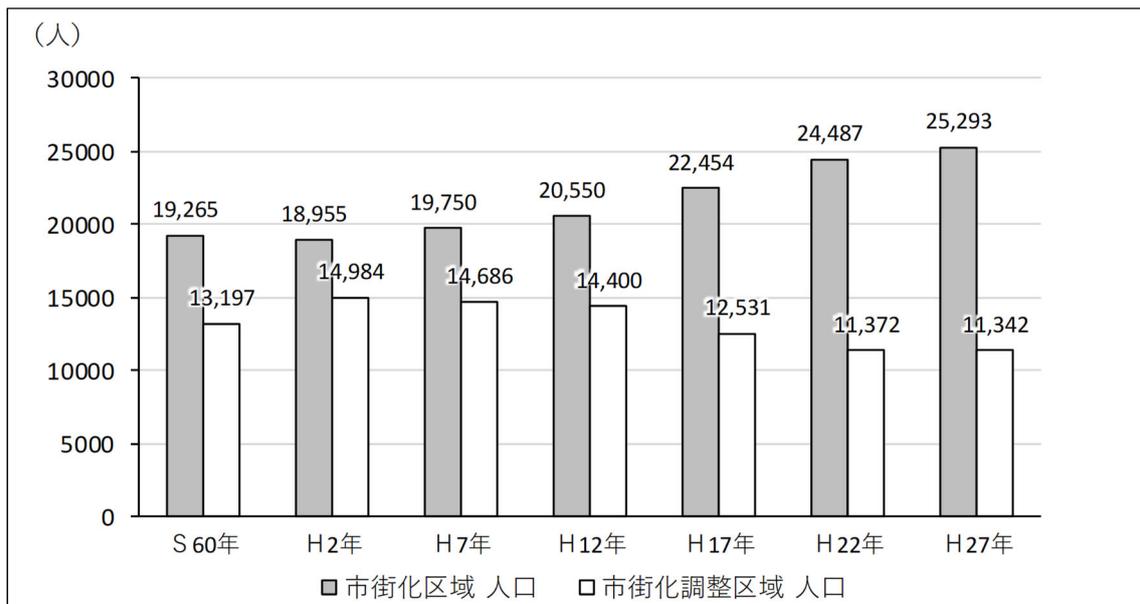
項目		S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
市街化区域	人口(人)	—	19,265	18,955	19,750	20,550	22,454	24,487	25,293
	人口構成比(%)	—	59.3	55.9	57.4	58.8	64.2	68.3	69.0
	世帯数(世帯)	—	4,976	5,593	6,065	6,542	7,570	8,540	9,089
市街化調整区域	人口(人)	—	13,197	14,984	14,686	14,400	12,531	11,372	11,342
	人口構成比(%)	—	40.7	44.1	42.6	41.2	35.8	31.7	31.0
	世帯数(世帯)	—	4,998	3,664	3,748	3,852	3,508	3,351	3,455
市域全体	人口(人)	29,546	32,462	33,939	34,436	34,950	34,985	35,859	36,635
	世帯数(世帯)	7,462	8,611	9,257	9,813	10,394	11,078	11,891	12,544

注1：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

注2：「—」の人口、世帯数は区域区分ごとのデータがないため未記入

資料：国勢調査

■ 区域区分別人口の推移（グラフ）



注：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：国勢調査

年齢5区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）については昭和60年をピークに減少傾向が続いていましたが、平成22年以降では増加の傾向がみられます。生産年齢人口（15～64歳）については、15～39歳人口は昭和60年をピークに減少しており、40～64歳人口は平成12年まで増加した後、減少に転じています。老年人口（65歳以上）は、65～74歳と75歳以上人口がともに増加し続けています。

高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は昭和55年の約8.9%から平成27年には約26.5%となっており、高齢化が進行していることがわかります。

■ 年齢5区分別人口の推移

単位：人口（人）、構成比（%）、高齢化率（%）

年	年少人口		生産年齢人口				老年人口				合計	
	0～14歳		15～39歳		40～64歳		65歳～74歳		75歳以上			高齢化率
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
S55年	7,168	24.3	11,913	40.3	7,842	26.5	1,748	5.9	871	2.9	8.9	29,542
S60年	7,284	22.4	12,379	38.1	9,677	29.8	1,901	5.9	1,217	3.7	9.6	32,458
H2年	6,379	18.8	12,161	35.8	11,602	34.2	2,248	6.6	1,546	4.6	11.2	33,936
H7年	5,671	16.5	11,819	34.3	12,295	35.7	2,802	8.1	1,849	5.4	13.5	34,436
H12年	5,277	15.1	11,537	33.0	12,494	35.7	3,271	9.4	2,360	6.8	16.1	34,939
H17年	5,084	14.5	11,073	31.7	12,290	35.1	3,560	10.2	2,978	8.5	18.7	34,985
H22年	5,394	15.0	10,505	29.3	11,974	33.4	4,364	12.2	3,616	10.1	22.3	35,853
H27年	5,568	15.2	9,716	26.6	11,592	31.7	5,450	14.9	4,249	11.6	26.5	36,575

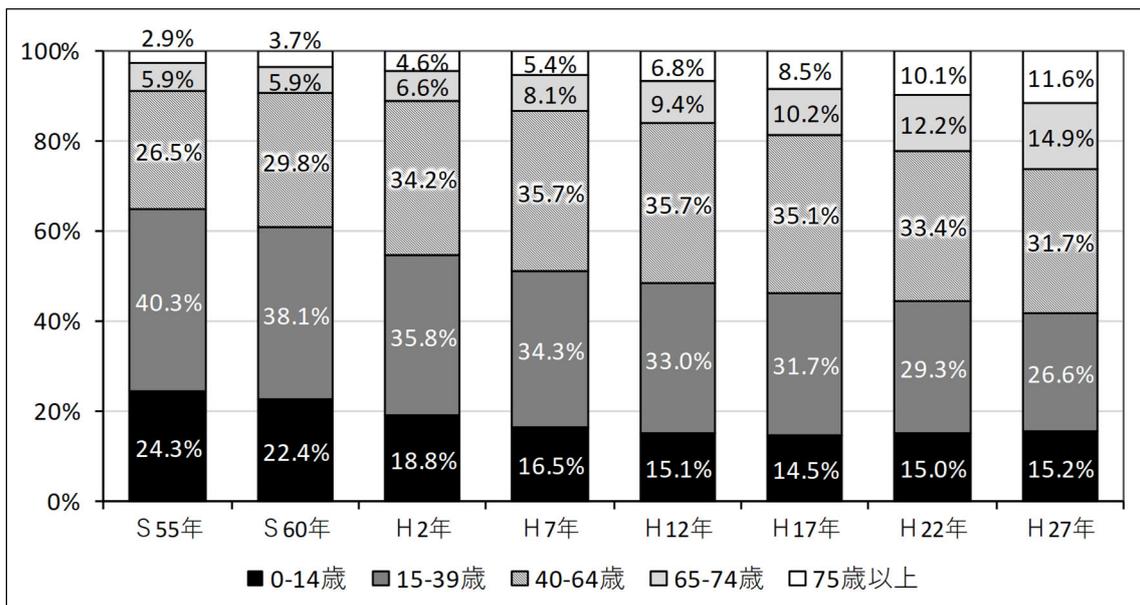
注1：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

注2：「年齢不詳」を含んでいないため、合計は総人口と一致しない

注3：四捨五入の関係で、高齢化率と構成比の合計が一致しない場合がある

資料：国勢調査

■ 年齢5区分別人口の推移（グラフ）



注：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：国勢調査

(3) 産業

本市の従業者総数は、平成12年～27年までの間で、ほぼ一定水準を維持しています。第1次産業、第2次産業従業者数は過去15年間減少し続けており、特に第2次産業における減少が顕著となっています。一方で、第3次産業従業者数は、平成22年以降増加しています。

■ 産業別の従業者数

単位：人

業種		H12年	H17年	H22年	H27年
第1次産業	農業	733	654	546	544
	林業	6	2	4	3
	小計	739 (4.6%)	656 (4.1%)	550 (3.5%)	547 (3.4%)
第2次産業	鉱業	0	2	1	2
	建設業	1,500	1,294	1,154	1,056
	製造業	4,803	4,112	3,637	3,585
	小計	6,303 (38.9%)	5,408 (33.9%)	4,792 (30.1%)	4,643 (29.0%)
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	156	133	115	123
	情報通信業	—	243	237	262
	運輸業、郵便業	713	616	691	667
	卸売・小売業	3,218	2,985	2,551	2,523
	金融業・保険業	512	376	363	314
	不動産業、物品賃貸業	145	145	203	203
	サービス業	3,782	4,720	4,933	5,546
	公務（他に分類されるものを除く）	631	622	637	687
小計	9,157 (56.5%)	9,840 (61.6%)	9,730 (61.2%)	10,325 (64.6%)	
他に分類されない産業		21	65	823	477
従業者総数		16,220	15,969	15,895	15,992

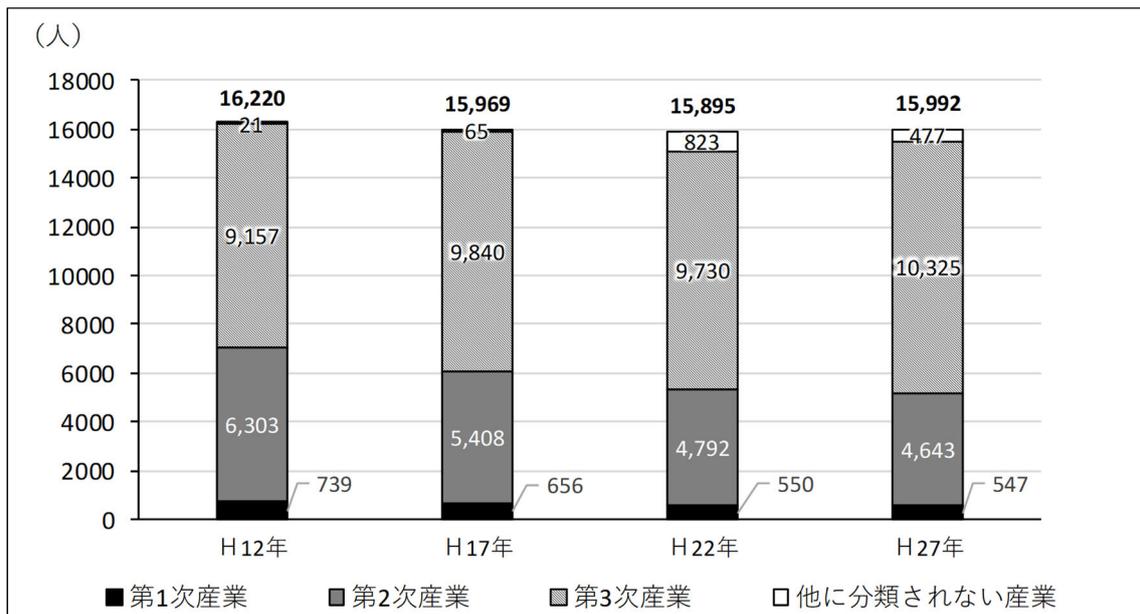
注1：平成12年までは旧新庄町と旧當麻町の合算

注2：「—」の従業者数は市町村ごとのデータがないため未記入

注3：平成12年の「卸売業、小売業」は飲食店従業者数を含め集計

資料：国勢調査

■ 産業別の従業者数（グラフ）



注：平成12年は旧新庄町と旧當麻町の合算

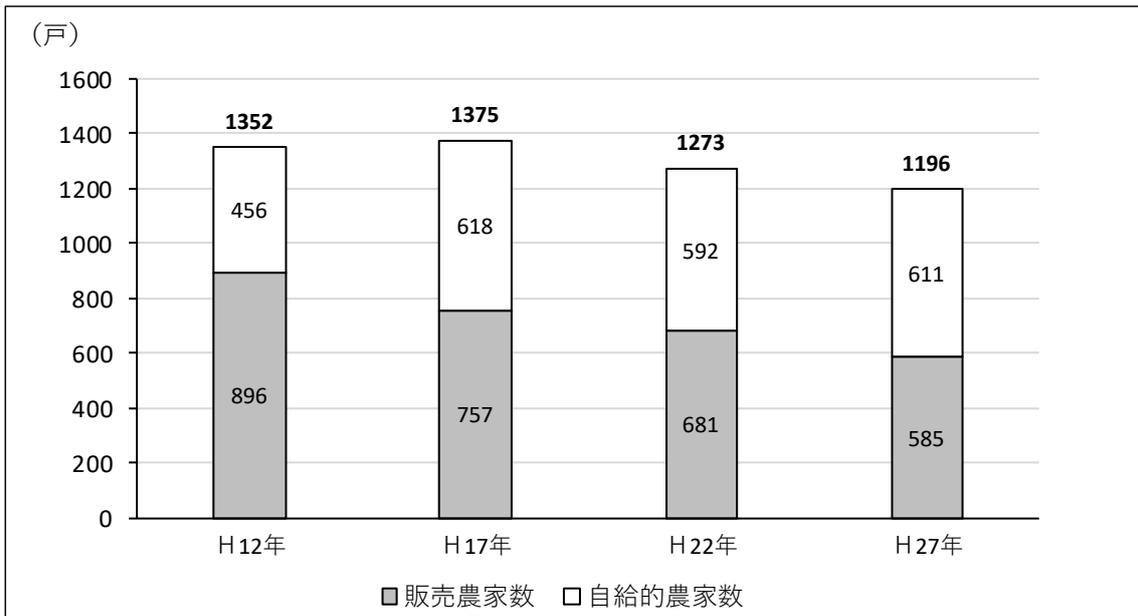
資料：国勢調査

1) 農業

販売農家と自給的農家を合わせた総農家数は、平成12年～27年にかけて減少傾向が見られます。販売農家の減少が大きい一方で、自給的農家は平成17年の増加をピークに、その後は一定の水準を維持している傾向にあります。

平成12年～27年にかけて経営耕地面積は669.0haから519.0haまでに減少し、農業従事者の平均年齢は、全国および奈良県と比較して若い年代であるものの、平成12年の52.4歳から平成27年の58.6歳へと高齢化が進んでいます。

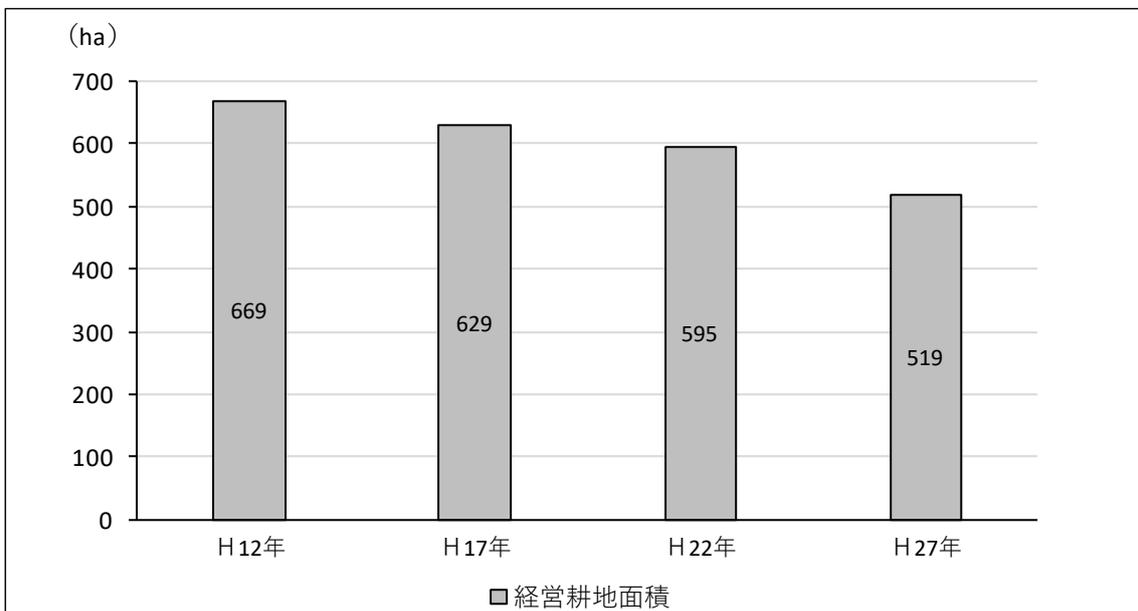
■ 総農家数の推移



注：平成12年は旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：農林業センサス

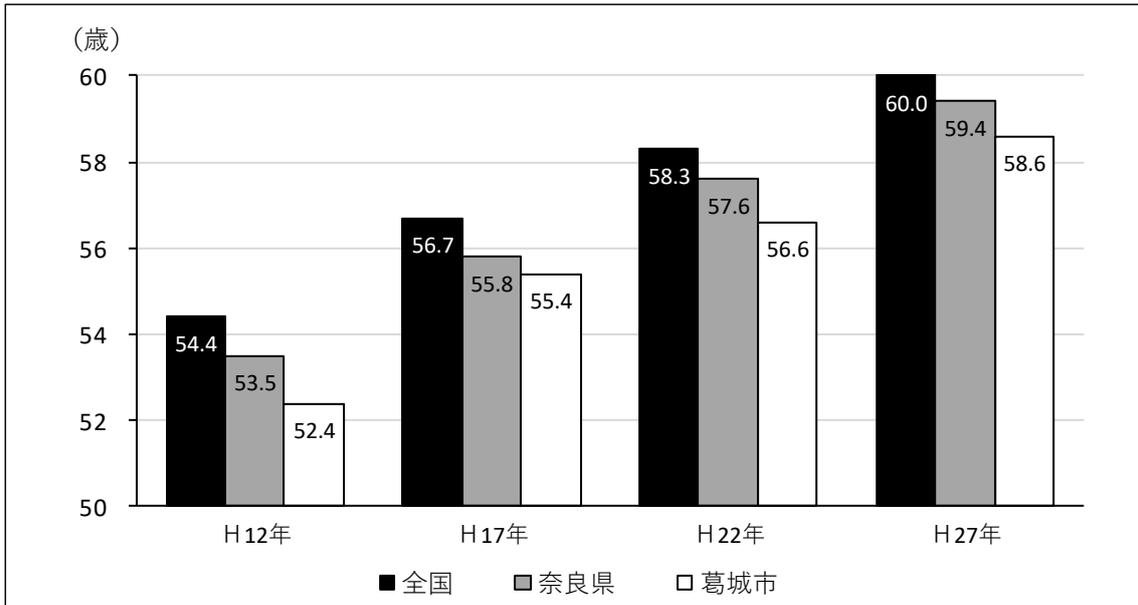
■ 経営耕地面積の推移



注：平成12年は旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：農林業センサス

■ 農業従事者の平均年齢の推移



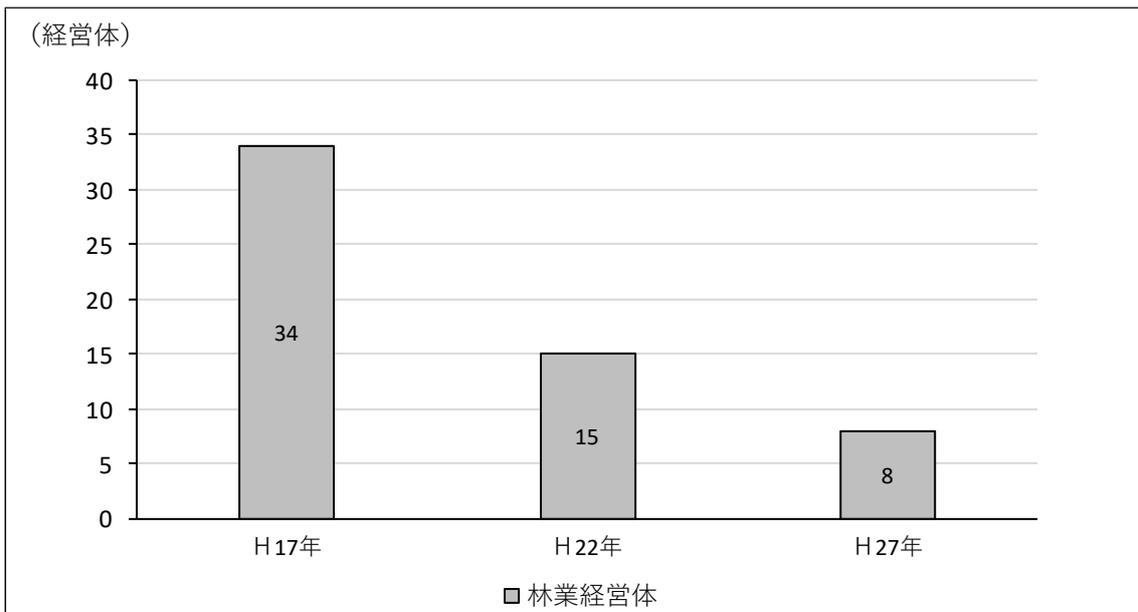
注：平成12年は旧新庄町と旧當麻町の合算

資料：農林業センサス

2) 林業

平成27年の林業経営体数は8経営体で、平成17年と比べて約4分の1まで減少しています。近年の木材価格の低迷や、他産業への林業従事者の流出による労働者不足等、林業経営を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。

■ 林業経営体数の推移



資料：農林業センサス

(4) 土地利用

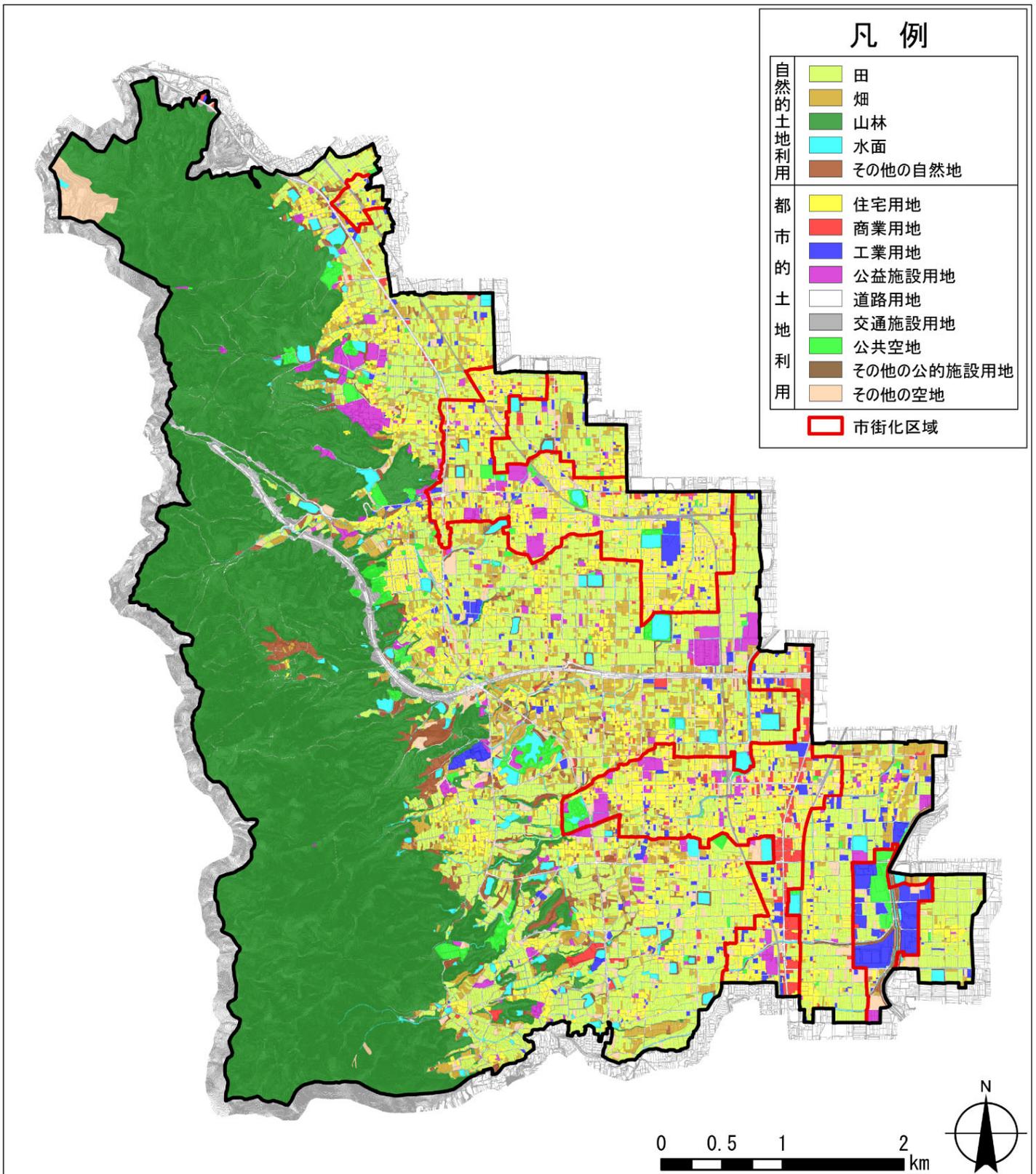
1) 土地利用現況

都市計画基礎調査(平成26年度)によると、自然的土地利用が約2,364.2ha(市域の約70.3%)、都市的土地利用が約997.8ha(同約29.7%)となっています。自然的土地利用のうち市域の約39.4%にあたる約1,326.3haが山林となっています。また、農地も約840haあり、市域の約25.0%を占めています。

都市的土地利用のうち宅地は約449.8haであり、さらに宅地の約4分の3が住宅用地です。

本市は全域(3,372ha)が大和都市計画区域に含まれています。都市計画区域においては、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、各種の都市計画が定められ、都市計画事業等が実施されています。

■ 土地利用現況（平成26年）



資料：都市計画基礎調査（平成26年度）

2) 人口集中地区 (DID)

平成 27 年の人口集中地区 (DID) の人口は 16,060 人、面積は 280.0ha、人口密度は 57.4 人/ha となっています。また、全市に対する DID 内比率は人口が約 43.8%、面積が約 8.3%であり平成 12~27 年にかけて増加し続けています。

■ 人口集中地区 (DID) の推移

年	人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	全市に対する比率	
				人口比率 (%)	面積比率 (%)
H12 年	10,941	209.0	52.3	31.3	6.2
H17 年	13,952	248.0	56.3	39.9	7.4
H22 年	14,927	263.0	56.8	41.6	7.8
H27 年	16,060	280.0	57.4	43.8	8.3

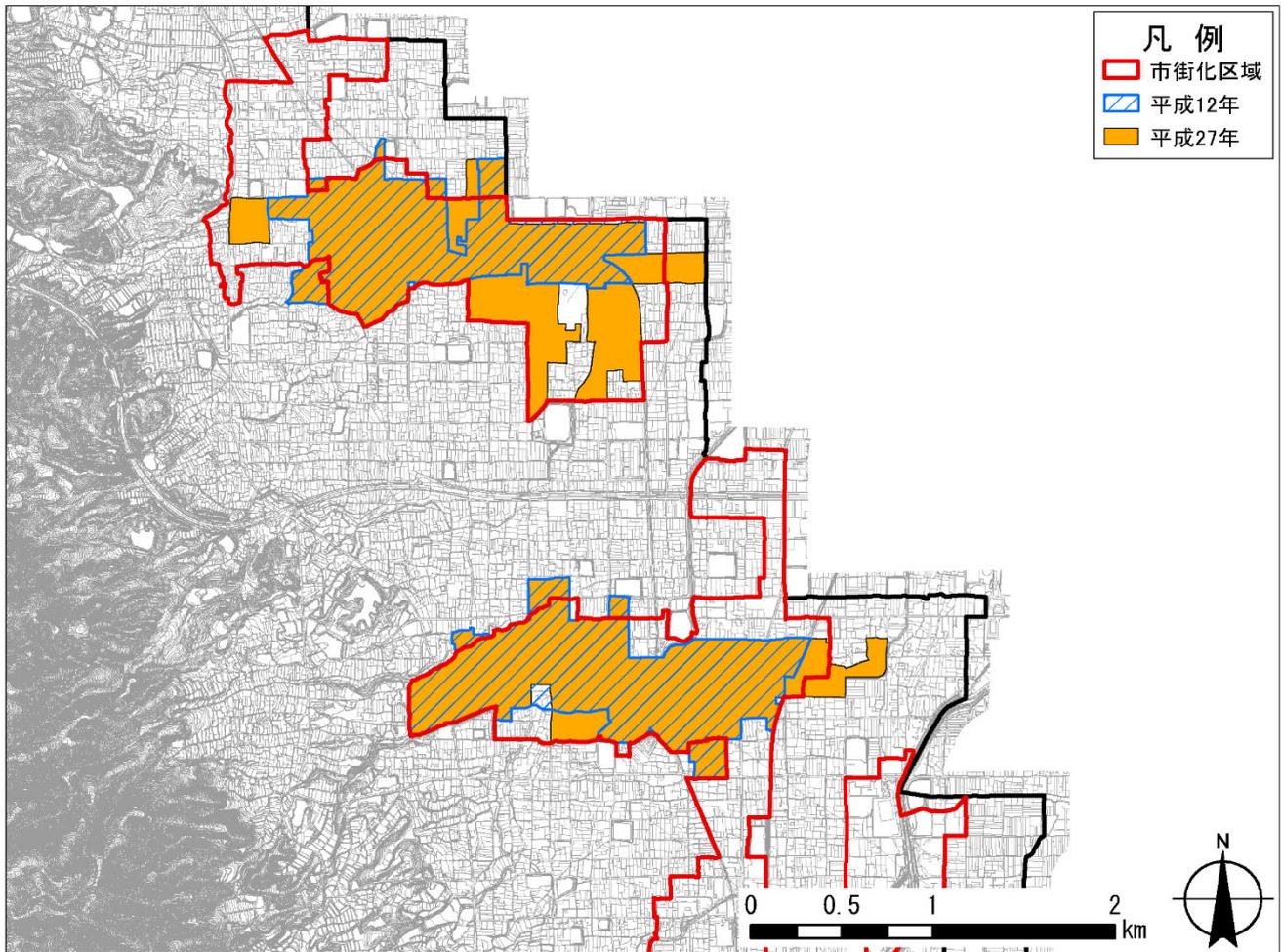
注1：平成 12 年は旧新庄町と旧當麻町の合算

注2：全市の人口は各年度の国勢調査の総人口、面積は 3,372ha を使用し比率を計上

注3：人口集中地区 (DID) は人口密度が 4,000 人/㎏以上の国勢調査基本単位区が互いに隣接し、併せて人口 5,000 人以上となる地区

資料：国勢調査

■ 人口集中地区 (DID) の状況



資料：国勢調査

### (5) 都市施設

本市には、近鉄南大阪線・御所線、JR和歌山線が通り、7つの駅があります。このうち、特急停車駅である尺土駅は、大阪（阿部野橋）方面と約30分で結ばれています。

道路については、広域道路網の背骨となる南阪奈道路があり、大阪方面や関西国際空港方面等へのアクセスが良好な環境となっています。また、南阪奈道路と接続する国道165号大和高田バイパスをはじめ、国道24号、同166号、同168号、県道御所香芝線等があり、都市の骨格となる道路網が形成されています。近年、これらを補完する疋田本線等の整備により、市の南北方向の機能強化を図ってきています。

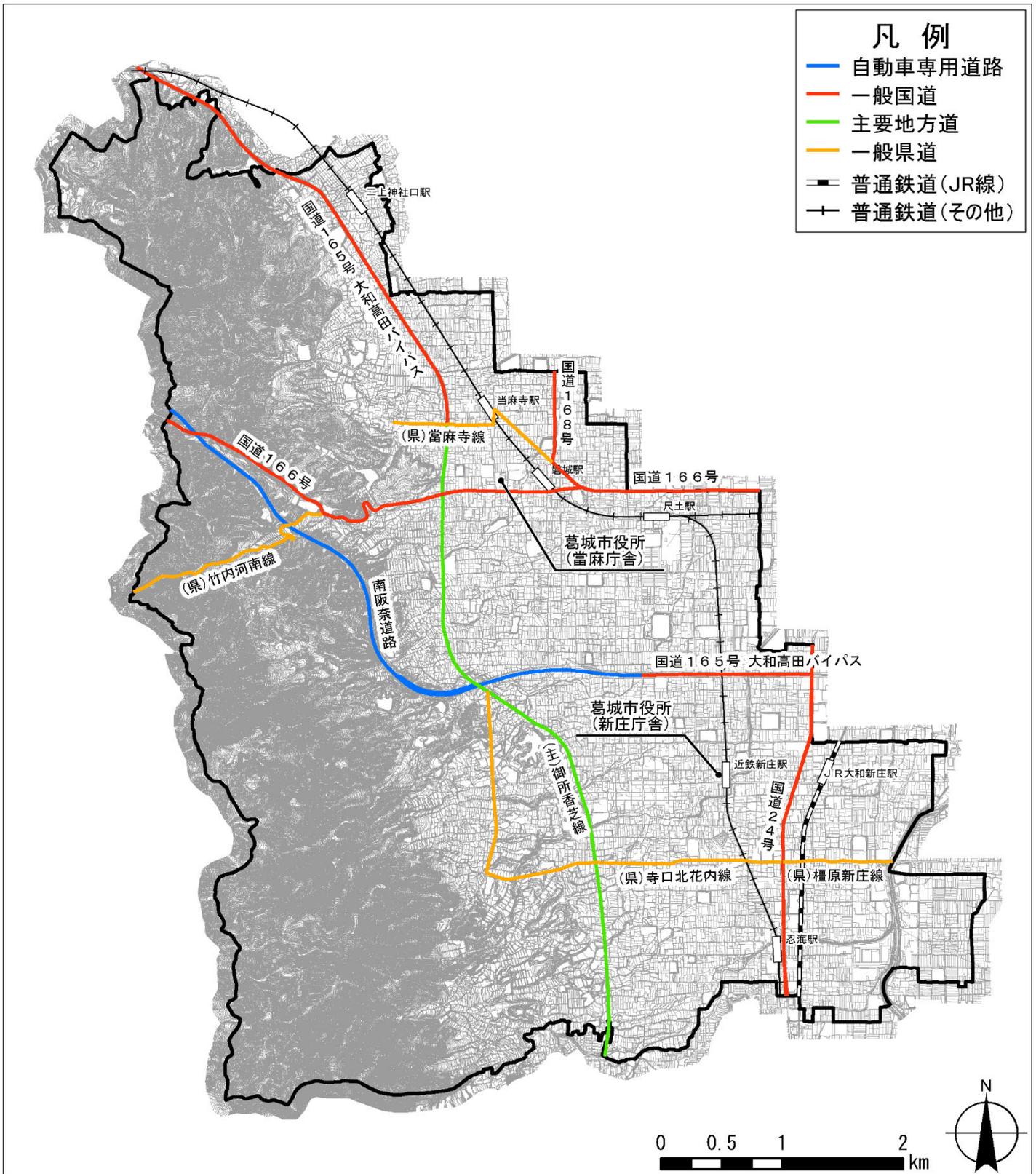
水道施設については、市域全体において上水道の供給を行っており、下水道は、一部の区域での整備を残すのみであり、ほぼ全域が処理区域となっています。

このほか、主要な施設として、中央公民館、新庄文化会館・新庄図書館、當麻文化会館、當麻図書館、歴史博物館、相撲館「けはや座」、コミュニティセンター、新庄スポーツセンター、當麻スポーツセンター、市民体育館、いきがい体育館、福祉総合ステーション（ゆうあいステーション）、新庄健康福祉センター、いきいきセンター、當麻保健センター（こども・若者サポートセンター）、奈良県社会教育センター（かつらぎの森）、奈良県広域消防組合葛城消防署等があります。



南阪奈道路（手前）と国道165号大和高田バイパス（奥）

■ 主要交通網の状況



資料：都市計画基礎調査（平成26年度）

## 2 緑の現況

---

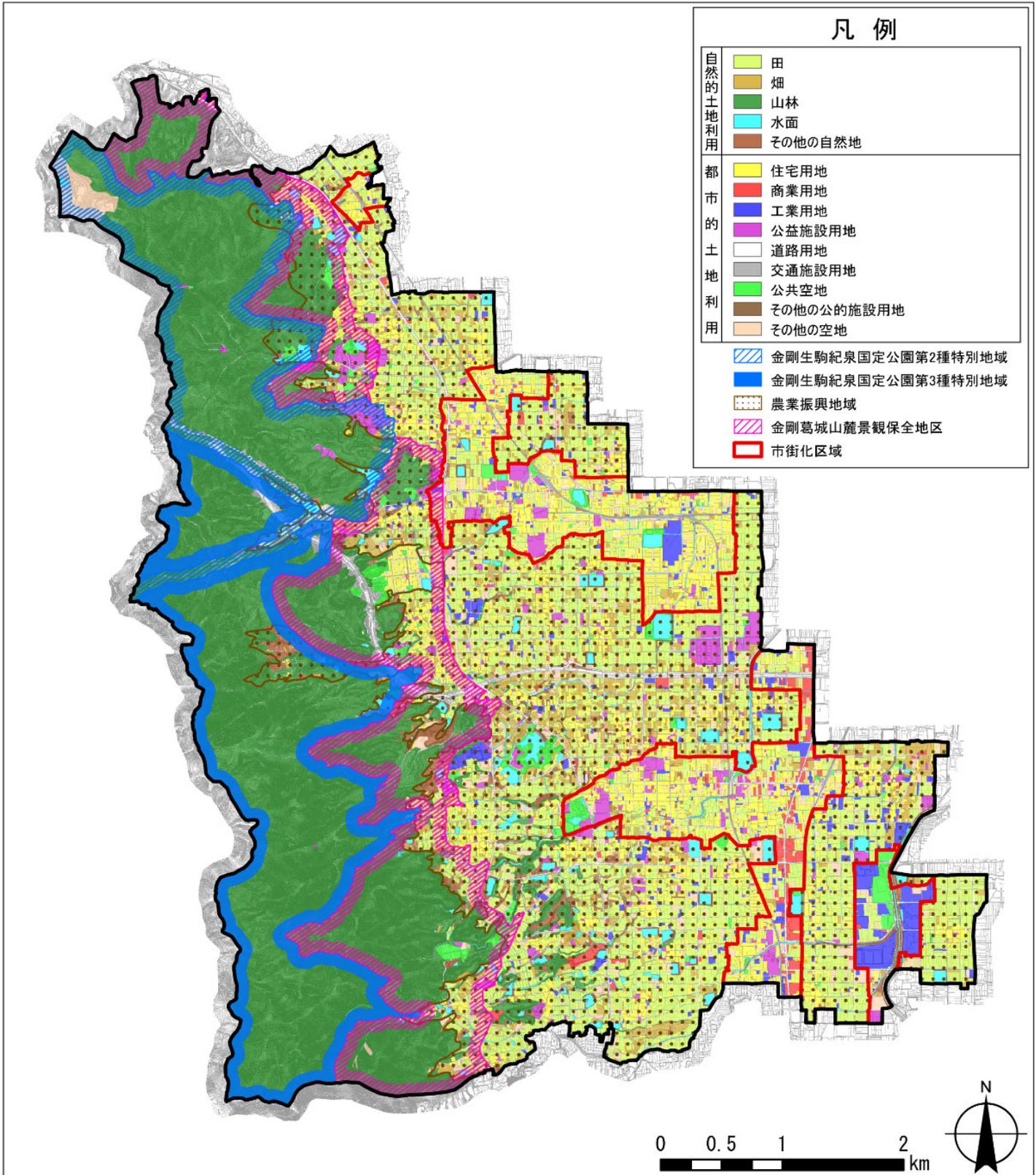
### 2-1. 緑の概況

本市は、葛城・二上山麓の森林や河川からなる豊かな自然が広がり、都市空間と田園や公園等の自然が溶け込んだ緑豊かなまちを形成しています。

土地利用についてみると、都市的土地利用が約29.7%に対して自然的土地利用が市域の約70.3%を占めています。

自然的土地利用のうちの約56.1%を山林が占め、その大部分が金剛生駒紀泉国定公園と県の金剛葛城山麓景観保全地区に指定されています。また、農地も約35.5%を占めており、その大部分が農業振興地域に指定されています。したがって、本市は、将来ともに良好な自然景観の保全が保障され、自然豊かな緑地的環境が担保されたまちとなっています。

■ 土地利用現況と法規制



資料：都市計画基礎調査（平成26年度）

## 2-2. 緑の現況量

### (1) 緑地の現況

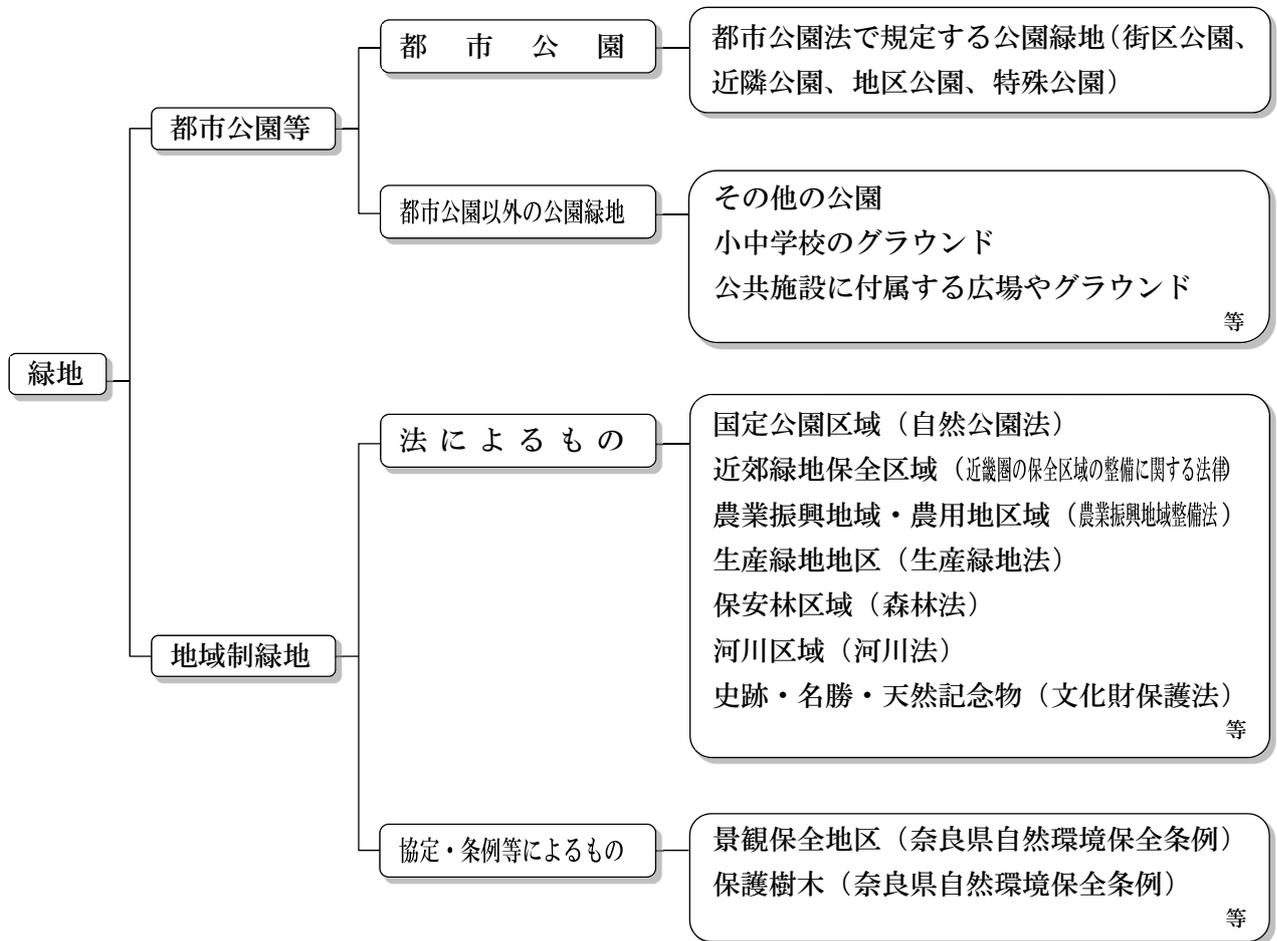
本計画で対象とする緑のうち、将来にわたり残されていく“永続性のある緑”は大きく「都市公園等」と「地域制緑地」に区分できます。これらを「緑地」として定義します。

都市公園等とは、公有地化等土地の権限を取得して設置される公園緑地等をいいます。

また、地域制緑地とは、土地の所有に関わらず法律等に基づき地域を指定して、樹木の伐採等一定の行為規制により確保される緑をいいます。

永続性が担保されていない緑としては、民有地の植栽地や地域制緑地指定されていない農地、樹林地等があげられます。

#### ■ 緑地の分類



1) 都市公園等

都市公園には街区公園、近隣公園、地区公園といった住区基幹公園のほか、都市基幹公園や特殊公園、大規模公園等があり、都市公園整備の長期目標（奈良県広域緑地計画）である1人当たり公園面積 20 m<sup>2</sup>をめざし、必要なものについて都市計画決定し、都市計画公園として整備を行っています。

本市の都市公園は24箇所（街区公園20箇所、地区公園3箇所、風致公園1箇所）で、合計面積は約28.2haとなっています。都市公園のうち、3箇所が都市計画公園（屋敷山公園、新町運動公園、葛城山麓公園）で都市計画決定面積は約20.2haであり、1人当たりの都市公園面積は約7.7 m<sup>2</sup>/人となっています。

また、都市公園以外の公園緑地は71箇所、約55.6haとなっています。

■ 都市公園等の整備状況

		市街化区域		市街化調整区域		市域全体		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	1人当たりの面積(m <sup>2</sup> /人)
住区基幹公園	街区公園	8	0.55	12	1.71	20	2.26	—
	地区公園	2	11.77	1	5.65	3	17.42	—
特殊公園	風致公園	—	—	1	8.51	1	8.51	—
<b>都市公園 計</b>		<b>10</b>	<b>12.32</b>	<b>14</b>	<b>15.87</b>	<b>24</b>	<b>28.19</b>	<b>7.70</b>
その他の公園		25	3.91	30	24.34	55	28.25	—
その他の緑地		8	12.98	8	14.35	16	27.33	—
<b>都市公園以外の公園緑地 計</b>		<b>33</b>	<b>16.89</b>	<b>38</b>	<b>38.69</b>	<b>71</b>	<b>55.58</b>	—
<b>公園 計 (都市公園+その他の公園)</b>		<b>35</b>	<b>16.23</b>	<b>44</b>	<b>40.21</b>	<b>79</b>	<b>56.44</b>	<b>15.41</b>
<b>都市公園等 合計</b>		<b>43</b>	<b>29.21</b>	<b>52</b>	<b>54.56</b>	<b>95</b>	<b>83.77</b>	<b>22.87</b>

注1：平成30年3月現在

注2：市街化区域と市街化調整区域に施設がまたがる場合には、面積の大きい区域に箇所数を計上

注3：1人当たりの面積の算出は、平成27年国勢調査における人口を使用

注4：四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある

資料：市資料

1人当たりの都市公園面積についてみると、市域全体で約7.7㎡/人と全国および奈良県内の整備水準と比較した場合下回り、都市公園については不足している状況となっています。

しかし、都市公園以外の公園（その他の公園）が55箇所、約28.3haあり、都市公園とその他の公園を合わせた1人当たりの公園面積は約15.4㎡/人と、市域内の公園整備水準は充実していることがわかります。

■ 全国および県との都市公園整備状況比較

		箇所数	都市公園面積 (ha)	1人当たりの都市公園面積 (㎡/人)
全国		109,229	126,332	10.5
奈良県		2,414	1,826	13.6
葛城市	市域全体	24	28.19	7.70
	(内)市街地	10	12.32	4.87

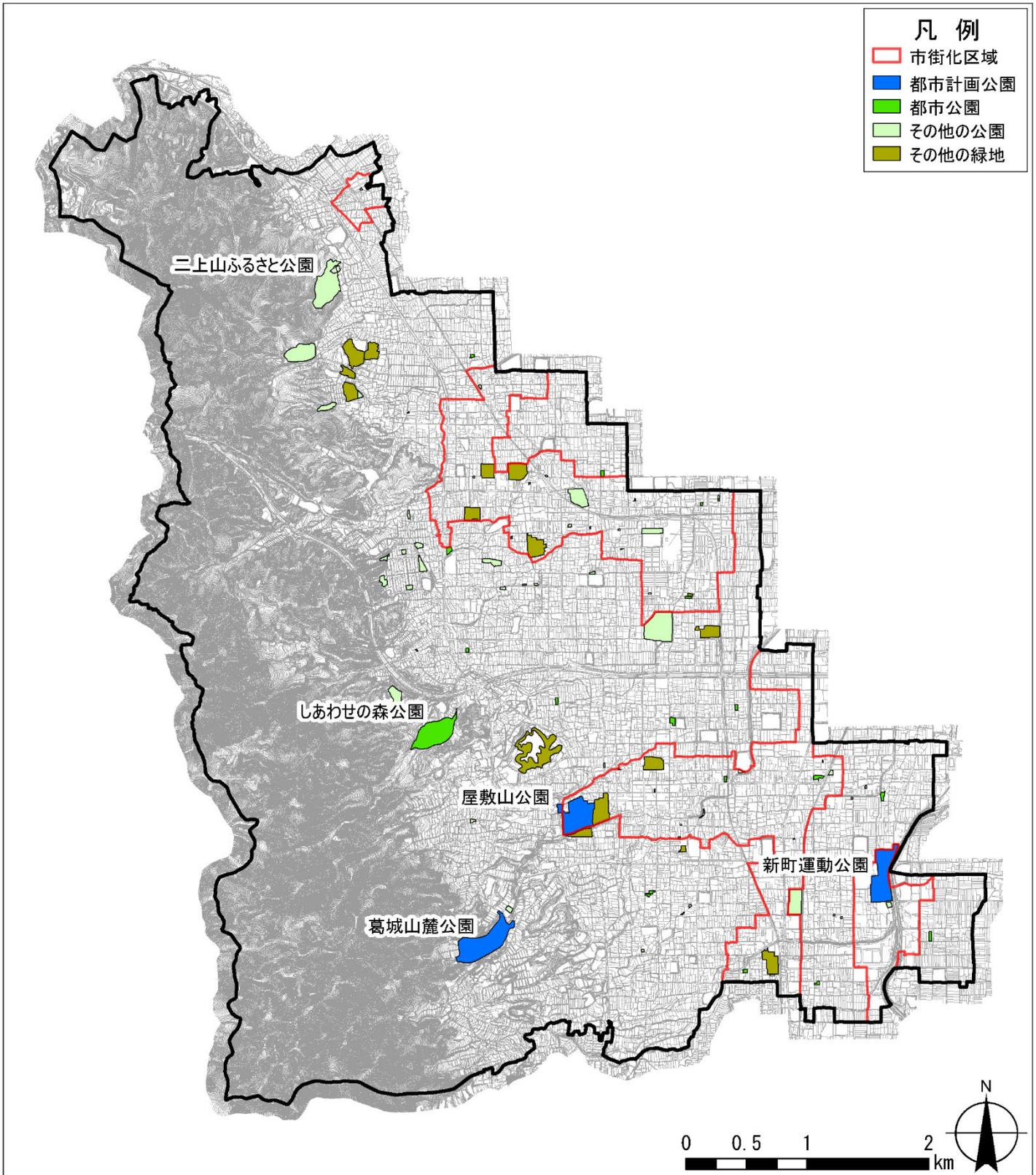
注1：平成30年3月現在

注2：市街地は、「市街化区域」と同範囲と定義して算出する

注3：本市における1人当たりの都市公園面積の算出は、平成27年国勢調査における人口を使用

資料：国土交通省HP「都市公園データベース（平成30年3月）」

■ 都市公園等の分布状況



資料：市資料

## ■ 都市公園一覧

	公園名 ( )内は都市計画決定名	区分	種別	都市計画決定面積 (ha)	現況面積 (ha)	供用開始
1	屋敷山公園	都市計画公園	地区公園	5.61	5.76	昭和 50.3.31
2	新町運動公園（新町公園）	都市計画公園	地区公園	6.10	6.04	平成 5.3.31 （昭和 57.3.31）
3	葛城山麓公園	都市計画公園	風致公園	8.51	8.51	平成 2.3.31
4	しあわせの森公園	都市公園	地区公園	—	5.62	平成 29.4.1
5	JR 大和新庄駅前公園	都市公園	街区公園	—	0.16	平成 17.3.31
6	北道徳公園	都市公園	街区公園	—	0.25	平成 18.3.31
7	新村公園	都市公園	街区公園	—	0.18	平成 18.3.31
8	薑公園	都市公園	街区公園	—	0.10	平成 20.3.31
9	疋田公園	都市公園	街区公園	—	0.08	平成 26.4.1
10	木戸公園	都市公園	街区公園	—	0.15	平成 26.4.1
11	兵家・竹内公園	都市公園	街区公園	—	0.21	平成 26.8.11
12	今在家公園	都市公園	街区公園	—	0.08	平成 27.4.1
13	中戸公園	都市公園	街区公園	—	0.11	平成 28.4.1
14	林堂公園	都市公園	街区公園	—	0.20	平成 29.4.1
15	西室公園	都市公園	街区公園	—	0.11	平成 29.5.15
16	近鉄新庄駅前公園	都市公園	街区公園	—	0.09	平成 17.3.31
17	笛堂ふれあい広場	都市公園	街区公園	—	0.22	平成 18.7.29
18	山兵家児童公園	都市公園	街区公園	—	0.03	昭和 54.11.30
19	尺土児童公園	都市公園	街区公園	—	0.04	昭和 55. 6. 2
20	尺土日立団地南児童公園	都市公園	街区公園	—	0.02	昭和 49.11.11
21	八川北児童公園	都市公園	街区公園	—	0.02	平成 13.3.26
22	京阪かつらぎ児童公園	都市公園	街区公園	—	0.11	昭和 62.12.24
23	レインボータウン児童公園	都市公園	街区公園	—	0.02	平成 16.9
24	太田児童公園	都市公園	街区公園	—	0.08	昭和 57.9.10

2) 地域制緑地

本市の地域制緑地は、市域全体で約 1,972.7ha（地域制緑地間の重複を除く）あり、うち約 98% が市街化調整区域に指定されています。

市街化区域では、主に生産緑地地区が指定されています。また、市街化調整区域では、主に国定公園区域、農用地区域、保安林区域、金剛葛城山麓景観保全地区が指定されています。

■ 地域制緑地の指定状況

	市街化区域	市街化調整区域	市域全体	備考
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	
国定公園区域（金剛生駒紀泉国定公園）	—	928.00	928.00	自然公園法
近郊緑地保全区域	—	881.70	881.70	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
農用地区域	—	312.00	312.00	農業振興地域整備法 (農業振興地域は含まない)
生産緑地地区	30.23	—	30.23	生産緑地法
地域森林計画対象民有林	—	1,308.00	1,308.00	森林法
保安林区域	—	101.37	101.37	
河川区域	3.96	8.71	12.67	河川法
史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの等	(1)	(11)	(12)	文化財保護法
<b>法によるもの計</b>	<b>34.19</b>	<b>3,539.78</b>	<b>3,573.97</b>	
金剛葛城山麓景観保全地区	3.83	739.17	743.00	奈良県自然環境保全条例
保護樹木	(1)	—	(1)	
<b>協定・条例によるもの計</b>	<b>3.83</b>	<b>739.17</b>	<b>743.00</b>	
地域制緑地間の重複	0.39	2,343.92	2,344.31	
<b>地域制緑地合計</b>	<b>37.63</b>	<b>1,935.03</b>	<b>1,972.66</b>	

注1：農用地区域は平成31年3月、生産緑地地区は平成30年12月、その他は平成30年3月現在

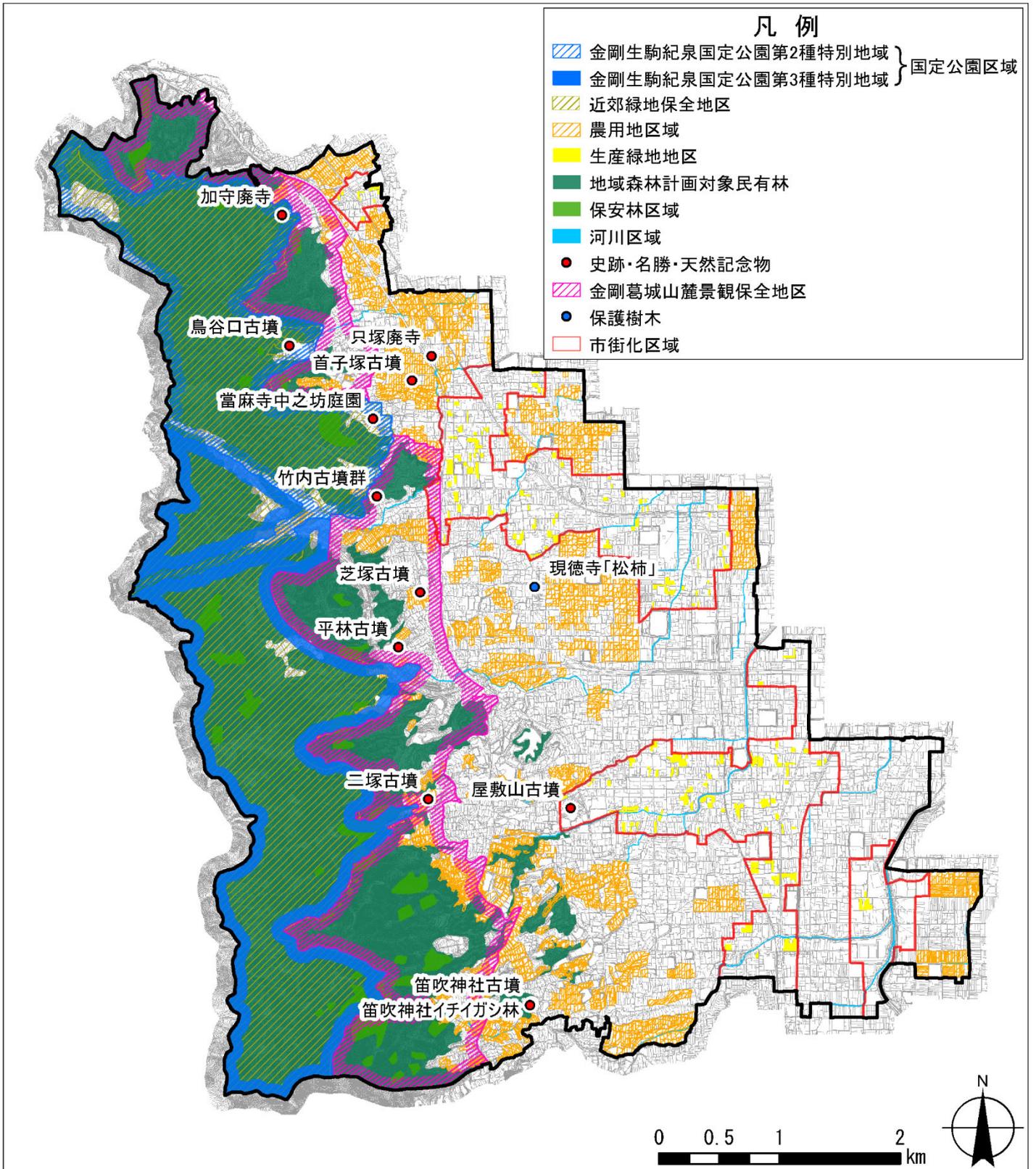
注2：河川区域の面積はGISソフトによる図上計測により算出

注3：四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある

注4：( )内の数値は箇所数を表す

資料：市資料

■ 主な地域制緑地の分布状況



資料：市資料

3) 永続性のある緑（緑地）

本市の永続性のある緑（緑地）は、市域全体で約 2,022ha（都市公園等と地域制緑地の重複を除く）となっています。緑地率についてみると、市域全体では約 60.0%の土地の緑において永続性を担保されていることがわかります。

市街化区域内の緑地率は約 13.9%と市街化調整区域と比較して低く、都市公園等（約 28.2ha）と生産緑地地区（約 30.2ha）で、その大部分を占めている状況にあります。

生産緑地地区は、年々減少している状況（平成 20 年：約 32.2ha→平成 30 年：約 30.2ha）にあり、市街地における永続性が担保された緑は減少しています。

今後とも、市街地における緑地の永続性を担保し、守っていかなければ、快適で潤いのある市街地の環境は損なわれていくこととなります。

■ 永続性のある緑（緑地）の現況量

	市街化区域 (482.3ha)	市街化 調整区域 (2889.7ha)	市域全体 (3372ha)
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
都市公園	12.32	15.87	28.19
都市公園以外の公園緑地	16.89	38.69	55.58
<b>都市公園等 計</b>	<b>29.21</b>	<b>54.56</b>	<b>83.77</b>
法によるもの	34.19	3,539.78	3,573.97
協定・条例等によるもの	3.83	739.17	743.00
<b>地域制緑地 計</b>	<b>37.63</b>	<b>1,935.03</b>	<b>1,972.66</b>
都市公園等・地域制緑地の重複	0.00	34.56	34.56
<b>永続性のある緑（緑地） 合計</b>	<b>66.84</b>	<b>1,955.03</b>	<b>2,021.87</b>
<b>緑地率</b>	<b>13.9 %</b>	<b>67.7 %</b>	<b>60.0 %</b>

注1：平成 30 年 3 月現在

注2：地域制緑地の面積は地域制緑地間の重複面積を除いた値

注3：緑地率とは、ある一定の土地の面積に対する緑地面積の割合

注4：四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある

資料：市資料

(2) 緑被地の現況

1) 市域全体

本市では、市域全体に占める緑の割合（緑被率）は約74.3%であり、市域の大半が緑で被われています。その内訳は、樹林・樹木が約59.1%を占め、農地が約33.5%、地被類（草地）が約4.5%、水面（河川やため池等）が約2.8%となっています。

また、緑被地の分布状況をみると、樹林・樹木は、大部分が市域西側の金剛葛城山系からなる山地部においてみられ、奈良県社会教育センター（かつらぎの森）と市域南部を中心とした山麓部周辺の谷筋を中心に分布しています。

農地は、山麓部から平坦部にかけて市街地を取り囲むように一団となって分布しています。地被類（草地）は、主に葛城川等の河川沿いやため池、しあわせの森公園等の公園を中心に分布し、一団の農地が分布している土地においても所々みられ、この中には耕作放棄地が含まれていることがわかります。

■ 市域全体の緑被面積

		樹林・樹木	農地	地被類（草地）	水面	緑被地合計
市域全体 (3372ha)	面積 (ha)	1,479.60	839.92	113.78	71.30	<b>2,504.62</b>
	面積構成比 (%)	59.1	33.5	4.5	2.8	100.0
	緑被率 (%)	43.9	24.9	3.4	2.1	<b>74.3</b>

注1：平成30年3月現在

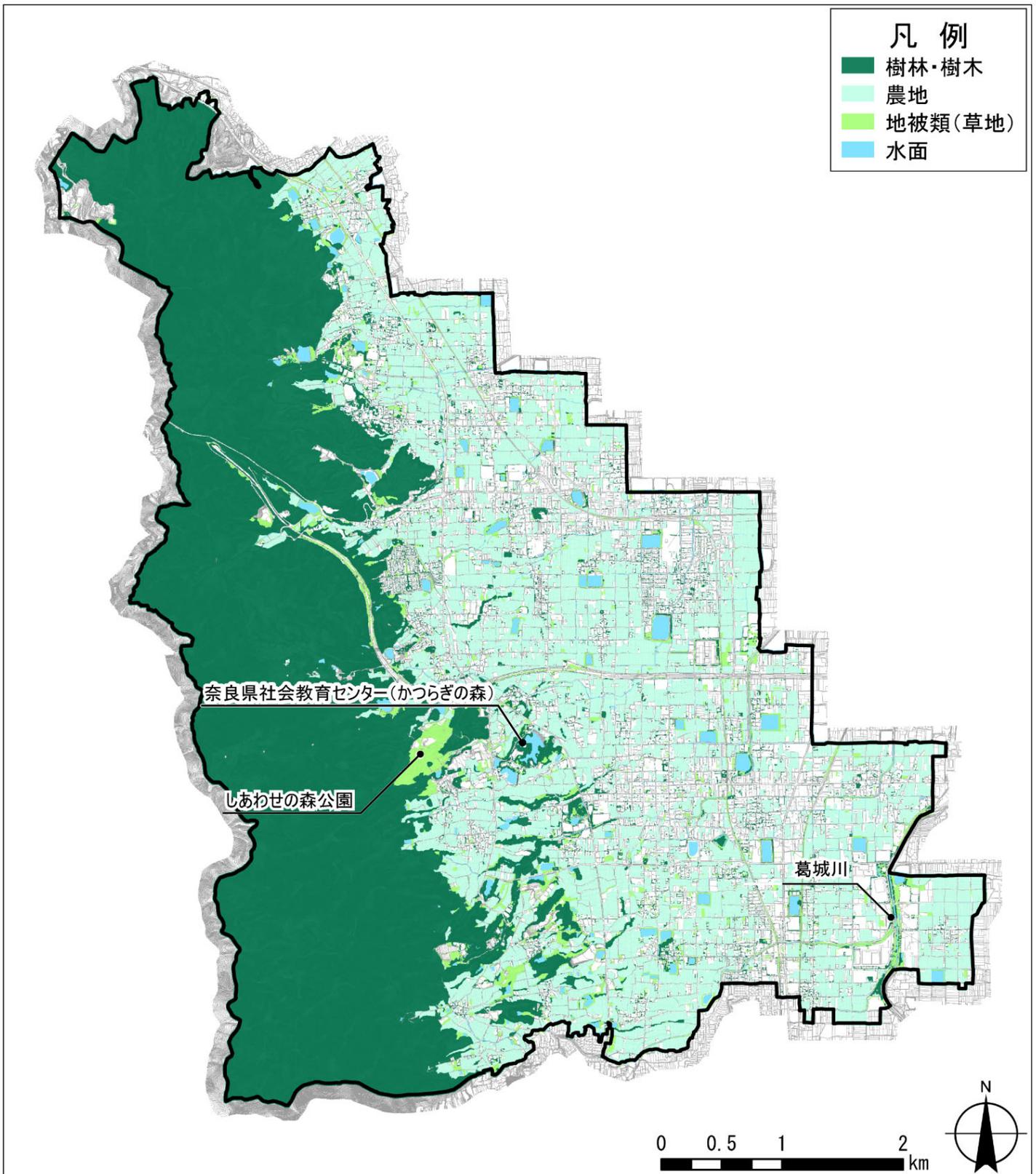
注2：航空写真および、土地利用現況データ（都市計画基礎調査）等を基に緑被地の目視判読調査を実施

注3：面積はGISソフトによる図上計測により算出

注4：緑被率とは、ある一定の土地の面積に対する緑被地面積の割合

注5：四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある

■ 緑被地の分布状況



注：航空写真および、土地利用現況データ（都市計画基礎調査）等を基に緑被地の目視判読調査を実施

資料：航空写真（平成28年11月撮影）、都市計画基礎調査（平成26年度）

2) 法規制区域別

市街化区域内では緑被率が約 30.6%、市街化調整区域内では約 81.6%となっており、市の郊外部に比べて市街地の緑が少ない状況です。

市街化区域内の緑被地をみると、農地が約 61.7%を占め、樹林・樹木が約 20.8%、地被類（草地）が約 11.0%、水面が約 6.5%であり、市街地の緑の約 6 割が農地となっています。

市街化調整区域内の緑被地をみると、樹林・樹木が約 61.5%を占め、農地が約 31.8%、地被類（草地）が約 4.1%、水面が約 2.6%であり、市街化調整区域内の金剛葛城山系の山並みとその麓に広がる田園地帯が市の緑の大部分を占めていることがわかります。

■ 区域区分別の緑被面積

		樹林・樹木	農地	地被類(草地)	水面	緑被地合計
市街化区域 (482.3ha)	面積 (ha)	30.63	91.02	16.26	9.57	<b>147.49</b>
	面積構成比 (%)	20.8	61.7	11.0	6.5	100.0
	緑被率 (%)	6.4	18.9	3.4	2.0	<b>30.6</b>
市街化 調整区域 (2889.7ha)	面積 (ha)	1,448.97	748.90	97.53	61.73	<b>2,357.13</b>
	面積構成比 (%)	61.5	31.8	4.1	2.6	100.0
	緑被率 (%)	50.1	25.9	3.4	2.1	<b>81.6</b>

注1：平成30年3月現在

注2：航空写真および、土地利用現況データ（都市計画基礎調査）等を基に緑被地の目視判読調査を実施

注3：面積はGISソフトによる図上計測により算出

注4：緑被率とは、ある一定の土地の面積に対する緑被地面積の割合

注5：四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある

市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区に指定され保全されている農地は約 3 割となっています。生産緑地地区内の緑被率についてみると全体で約 98.2%となっており、その大部分を農地が占め、市街地における貴重な緑となっています。

市街化調整区域内の主な法規制区域（国定公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、景観保全地区）内の緑被率は約 92.0%と、金剛葛城山系の山並みとその麓の田園地帯の緑を中心に高い割合となっています。

■ 主な法規制区域別の緑被面積

		樹林・樹木	農地	地被類(草地)	水面	合計
生産緑地地区 (30.2ha)	面積 (ha)	0.17	28.99	0.46	0.04	<b>29.67</b>
	面積構成比 (%)	0.6	97.7	1.5	0.2	100.0
	緑被率 (%)	0.6	96.0	1.5	0.1	<b>98.2</b>
市街化調整 区域内の主な 法規制区域 (1935.0ha)	面積 (ha)	1,384.45	332.54	47.51	16.29	<b>1,780.8</b>
	面積構成比 (%)	77.7	18.7	2.7	0.9	100.0
	緑被率 (%)	71.5	17.2	2.5%	0.8	<b>92.0</b>

注1：平成30年3月現在

注2：航空写真および、土地利用現況データ（都市計画基礎調査）等を基に緑被地の目視判読調査を実施

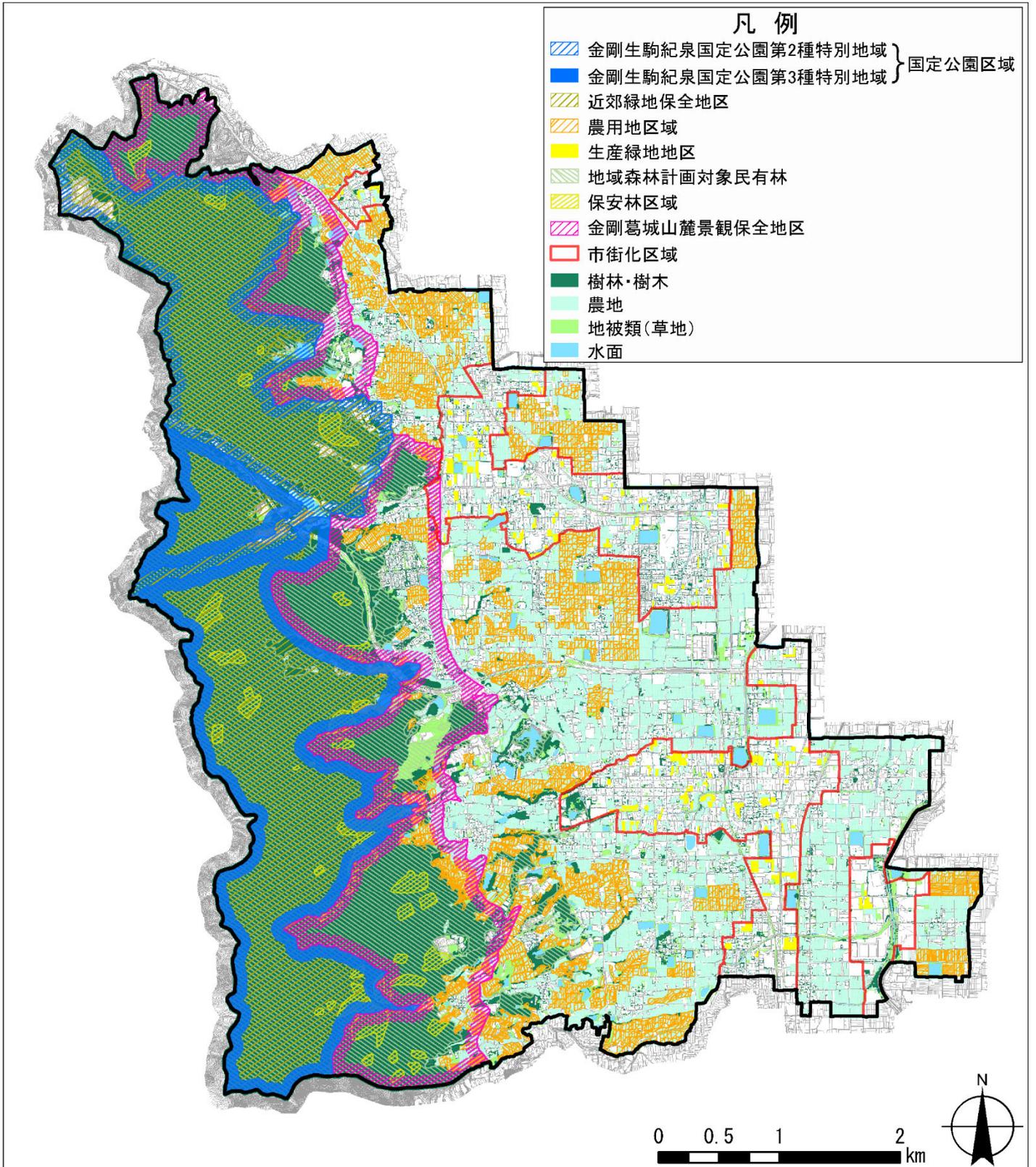
注3：面積はGISソフトによる図上計測により算出

注4：市街化調整区域内の主な法規制は、「国定公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、景観保全地区」

注5：緑被率とは、ある一定の土地の面積に対する緑被地面積の割合

注6：四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある

■ 主な法規制区域別の緑被地分布



資料：市資料

## 2-3. その他の緑に関する地域資源

### (1) 日本遺産

本市には、平成29年度の日本遺産に認定された竹内街道・横大路（大道）があります。

竹内街道・横大路（大道）は、推古天皇21年（613）に外交の玄関口である難波津と政治の中心である飛鳥・小墾田宮をむすぶ「大道」として整備された総延長約40kmにもおよぶ我が国最古の官道とされています。

#### 日本遺産とは

「日本遺産（Japan Heritage）」とは、文化庁により認定される地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーであり、世界遺産や文化財指定のように既存の文化財（文化遺産）の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的とするのではなく、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある地域に点在する遺産を「面」として活用・発信することで、地域活性化を図ることを目的としています。

#### 竹内街道・横大路（大道）のストーリー認定概要

##### 『1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～』

春分と秋分の日、太陽は三輪山から昇り、二上山を超えて大阪湾に沈む。このことから、推古天皇21（613）年に東西の直線で敷設された幅20mを超える大道（竹内街道・横大路）は、太陽の道と言われる。

古代には、大陸からの使節団が難波宮から飛鳥京を訪れ、先進技術や仏教文化を伝えた。

中世には経済都市を結び、近世には伊勢参りの宿場町としての賑わいを見せ、場所ごとに様々な表情を浮かべる。1400年の歴史の移り変わりを周辺の歴史遺産を通して感じさせる日本最古の官道。それが竹内街道・横大路（大道）なのである。



竹内街道（長尾神社）



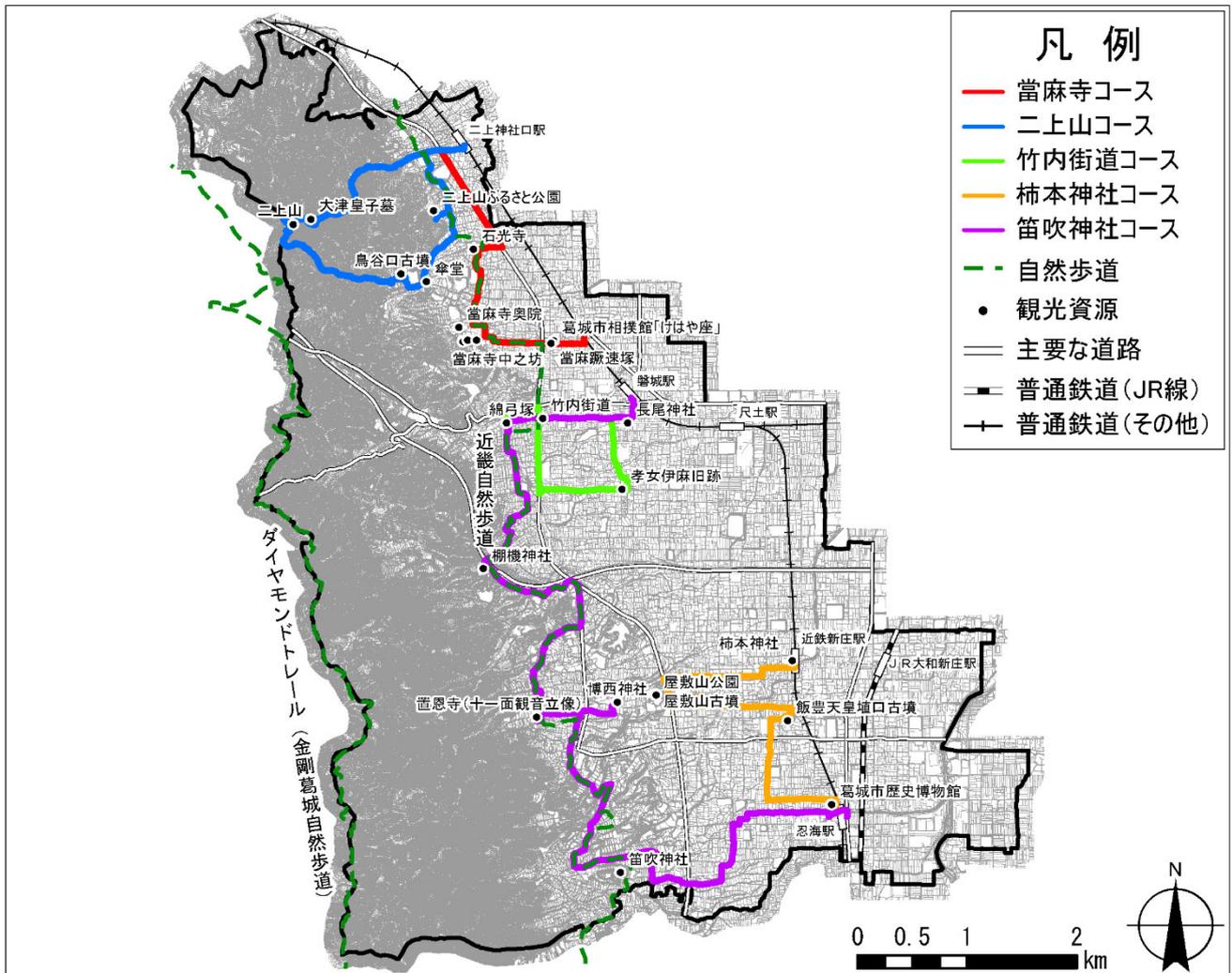
竹内街道（綿弓塚）

(2) ウォーキングコース等

本市には、古（いにしえ）の時代の葛城市を散策するウォーキングコース等、魅力ある歴史的文化遺産を活用した多彩なウォーキングコースや安全にウォーキングが楽しめる場所（二上山ふるさと公園や屋敷山公園等）が多数あり、ウォーキングサークルやウォーキングイベントが開催されています。

また、ダイヤモンドトレール（金剛葛城自然歩道）や近畿自然歩道等、豊かな四季折々の自然を満喫しながらハイキングを楽しめる自然歩道も整備されています。

■ ウォーキングコース等



資料：葛城市観光マップ（平成 28 年）

(3) 緑のまちづくりに関する市民活動

本市では、環境ボランティアグループが集まり、NPO 法人エコ葛城市民ネットワークを発足しており、幅広い市民の参画のもとで、行政・企業・市民団体との連携を図りながら、持続可能な地域社会を構築することを目指しています。

主な活動としては、家庭の生ゴミを太陽熱の利用で堆肥化する活動や、菜の花から始まる循環型社会推進を目指す活動、廃食油の再利用で環境保全を目指す活動等を行っています。

### 3 緑に関する市民の意識

市民を取り巻く緑の現状と緑に対する意識・意向を把握するために市民アンケート調査を行いました。

#### 3-1. 調査概要

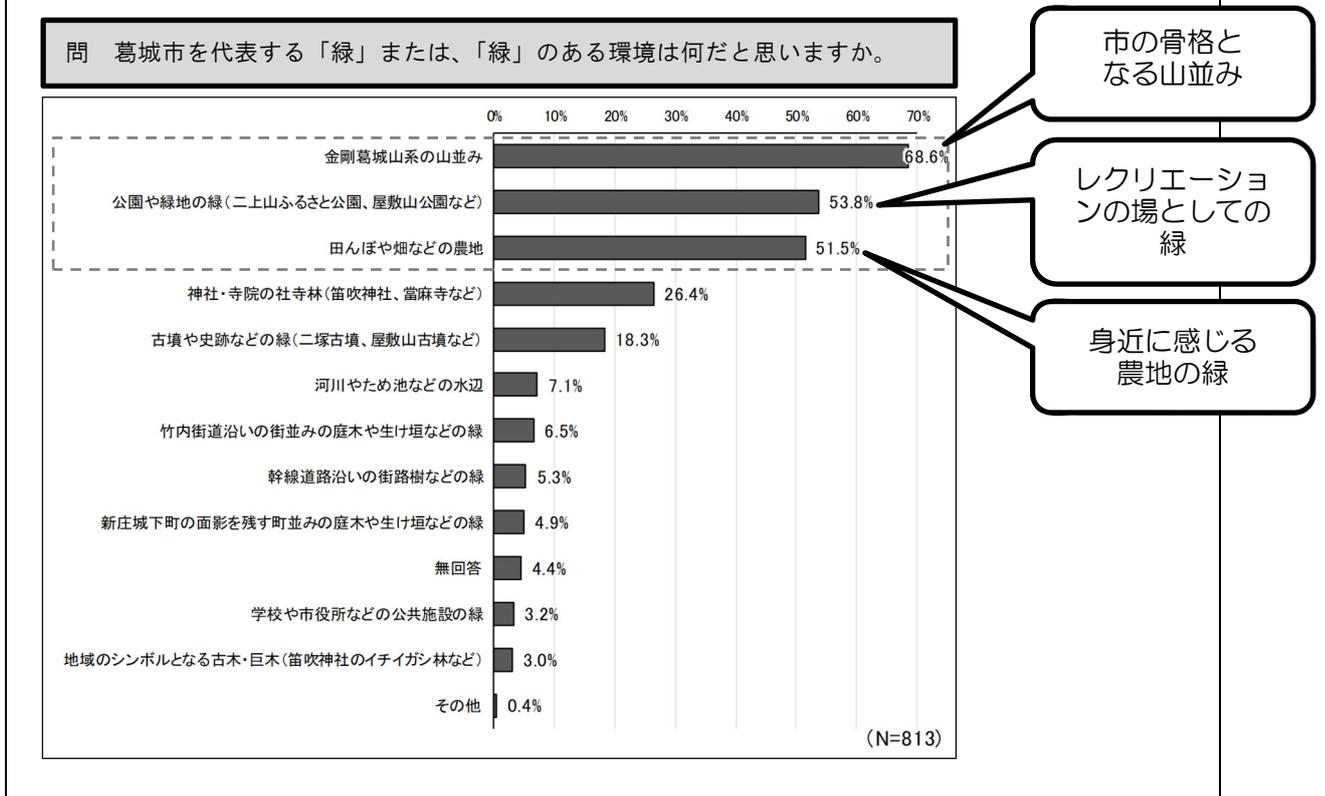
配布方法	郵送配布、郵送回収
発送・回収日	発送日：平成30年8月27日（月） 回収期限：平成30年9月14日（金）
配布数	2,000票（18歳以上の市民から無作為抽出）
回収数	813票（回収率 約40.7%）

#### 3-2. 主な調査結果

市民アンケート調査から得られた主な結果について示します。

##### (1) 市を代表する緑について

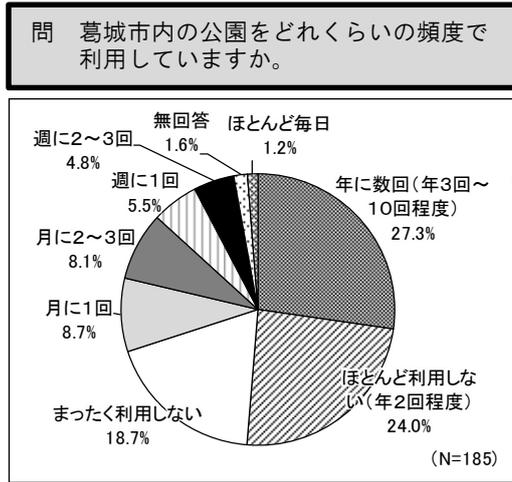
- ◎回答者の約7割が市を代表する緑として「金剛葛城山系の山並み」と回答し、豊かな緑のまちを特徴づける骨組みである緑に強い関心を持っている。
- ◎「田んぼや畑等の農地」や「公園や緑地の緑」といった身近に感じることができる緑についても関心が強い。



(2) 公園の利用状況と求められる公園について

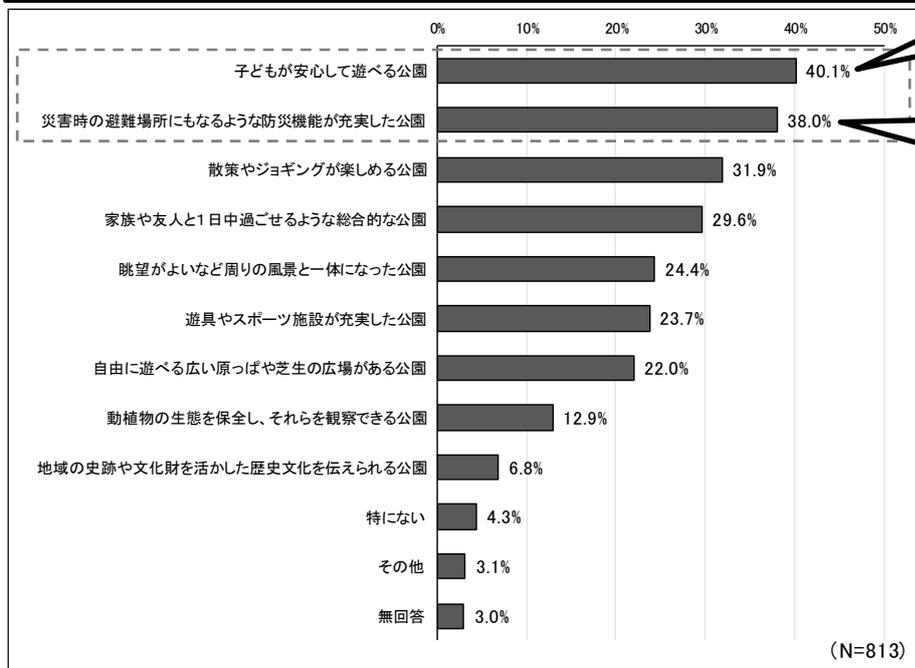
◎回答者は、「屋敷山公園」や「葛城山麓公園」、「二上山ふるさと公園」等市を代表する大規模な公園を主に利用しており、公園の利用頻度としては「年に数回」程度という回答が多く、日常的に公園を利用しているのは一部に留まる。

◎回答者が求めている公園について、比較的若い世代では安心して子育てを行うことができる公園、高齢になるほど防災に対応した公園を求めている傾向にある。



年に数回程度の利用が多い

問 葛城市に今後どんな公園があればいいと思いますか。

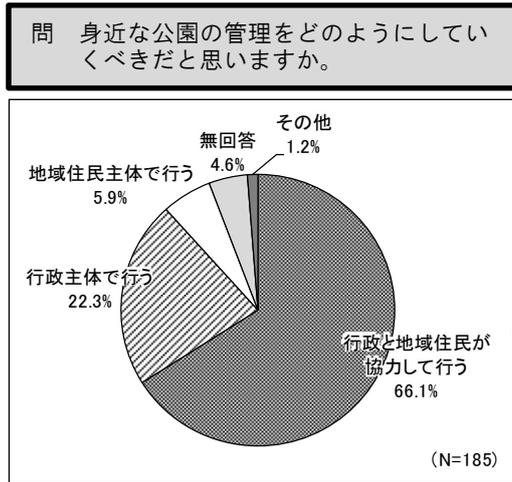


子育て世代のニーズに対応する公園

防災に対する市民の関心の高まりに対応する公園

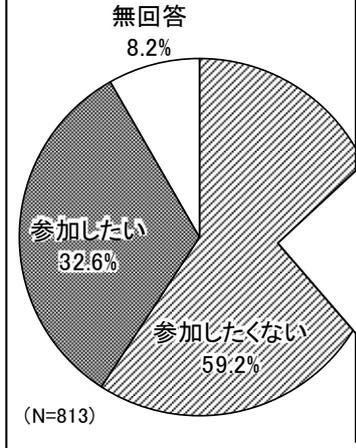
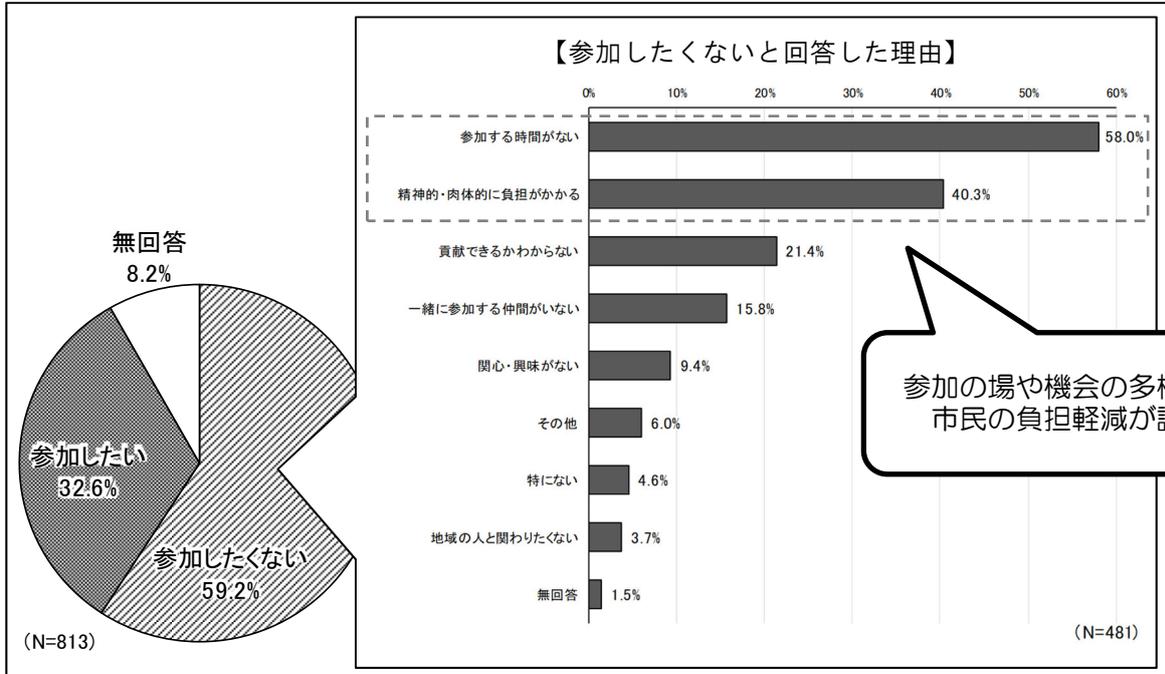
(3) 今後の公園の維持管理について

- ◎回答者の約6割以上が、身近な公園の管理を「行政と地域住民が協力して行う」べきであると考えている。
- ◎一方、地域住民が主体となった身近な公園づくりには「参加したくない」の回答が多い。
- ◎参加したくない理由として、参加の場や機会の多様化、負担軽減が課題であり、この課題を解消した行政と地域住民が協力して行える仕組みの構築が必要である。



市民と行政の協働による緑、公園管理が求められる

問 住民が主体となった身近な公園づくりに、あなたは参加したいと思いますか。また、参加したくない理由についてお答えください。



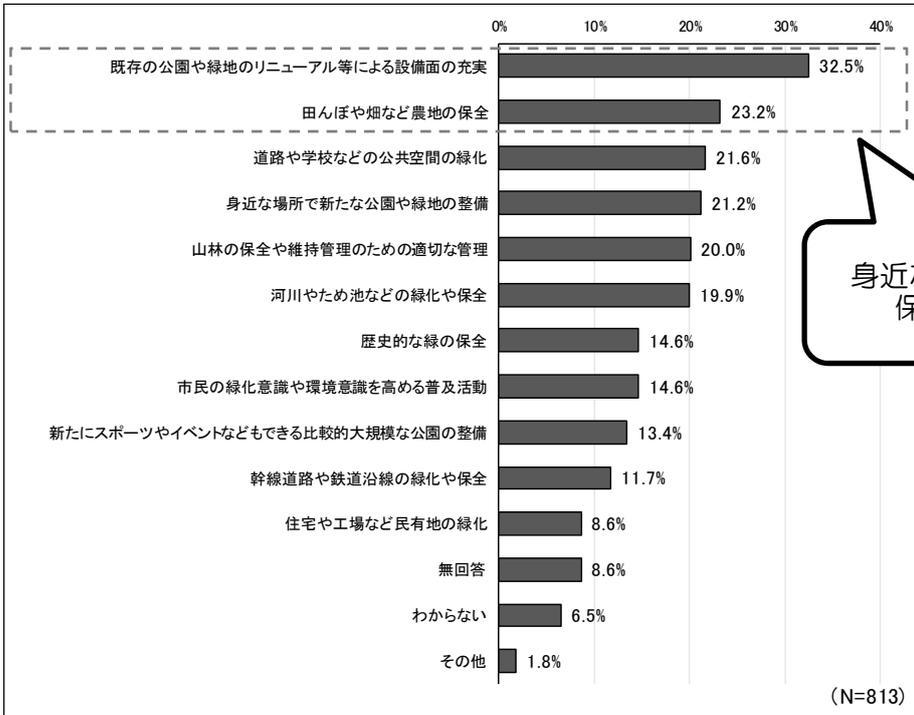
参加の場や機会の多様化、市民の負担軽減が課題

(4) 今後の緑のまちづくりへの取り組みについて

◎回答者は、身近な公園の充実とともに農地の保全、活用が重要であると考えている。

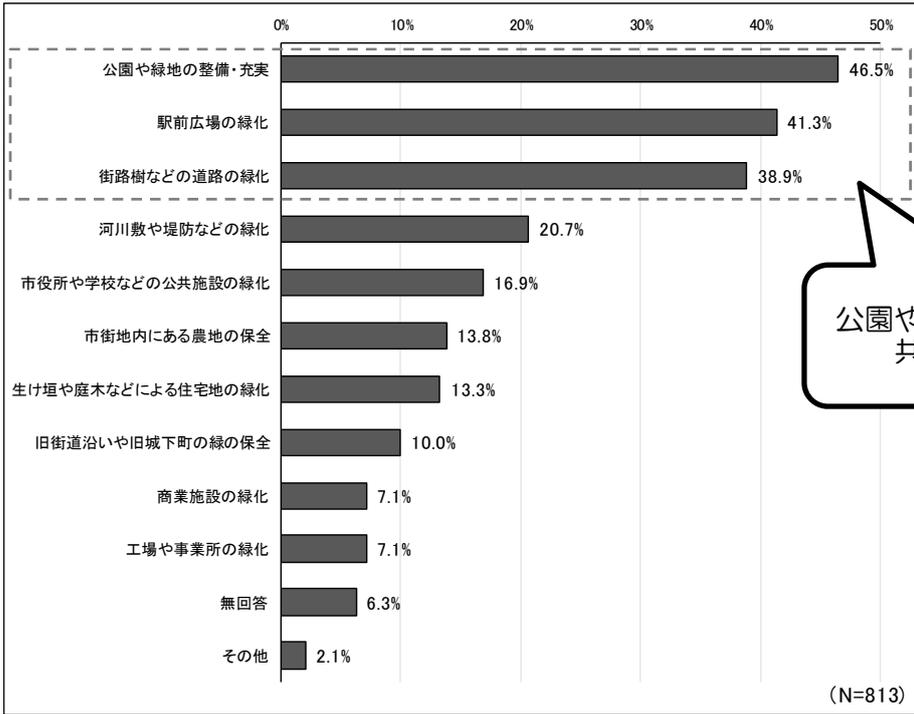
◎市街地では、公園や道路、駅前広場等公共空間の緑の整備について関心が強い。

問 「緑」を守り、増やすために、葛城市ではどのような取り組みを進めるべきだと思いますか。



身近な公園や農地の緑の保全、活用が重要

問 市街地の「緑」を守り、増やすために、どのような場所での取り組みが必要だと思いますか。



公園や道路、駅前広場等公共空間の緑の整備

## 第2章 緑の課題

### 1 緑の系統別の課題

---

緑には、「暮らしと自然を守っていく緑（環境保全系統）」「すこやかな遊びと憩いを与える緑（レクリエーション系統）」「安全なまちづくりを支える緑（防災系統）」「美しい故郷の風景を伝える緑（景観構成系統）」という4つの系統があり、この系統別に緑の課題をまとめます。

#### 暮らしと自然を守っていく緑（環境保全系統）

生物の生息環境となり、緑陰の提供、気温の緩和、空調機器の省エネルギー化に貢献する等、都市環境を維持・改善する系統です。

#### すこやかな遊びと憩いを与える緑（レクリエーション系統）

人と自然のふれあいの場や身近な遊び場、健康づくりの場となる系統です。

#### 安全なまちづくりを支える緑（防災系統）

災害時の避難場所や避難経路の確保、延焼の遮断や集中豪雨等に伴う土砂災害や水害の防止等、まちの防災機能を向上させる系統です。

#### 美しい故郷の風景を伝える緑（景観構成系統）

都市において豊かで多様な景観を形成し、ゆとりとうるおいのある暮らしの提供や、まちの魅力や観光資源となる風景を創出する系統です。

1-1. 環境保全系統の課題

視 点	対象となる緑地	課 題
<b>骨格形成</b> ・都市の骨格となる緑地  ・拠点となる公園  ・骨格となる河川	・金剛葛城山系の山麓部  ・屋敷山公園、新町運動公園、二上山ふるさと公園、葛城山麓公園  ・高田川、葛城川とその支流の葛下川、太田川、甘田川、安位川等の河川	・森林の荒廃をふせぐための手入れ ・人々に親しまれるようハイキングルートや散策道の整備 ・動植物の生息空間として保全・整備  ・本市を特徴づける公園での、更なる充実と整備  ・河川堤防斜面および河川水面の清掃と、水質の浄化、堤防の美化 ・河川堤防部の歩行者空間の整備
<b>自然との共生</b> ・良好な樹林地等  ・良好な水辺地  ・緑地空間としての農地	・イチイガシ林（笛吹神社） ・谷筋に残る緑地  ・高田川、葛城川等の河川 ・木戸池、疋田池等のため池  ・生産緑地 ・農業振興地域、農用地区域を含む農地	・貴重な天然記念物の保全 ・山麓から平坦部に延びる帯状の樹林地は、本市の山麓を特徴付けている緑資源であり、これらの保全と活用  ・水質の改善 ・自然の動植物の生息空間の整備 ・堤体の安全に留意したうえで緑化推進  ・市街地内の貴重なオープンスペースとして保全、活用 ・農業の振興により、田園環境の維持
<b>優れた歴史風土</b> ・文化財等	・屋敷山古墳、二塚古墳等の古墳および古墳群 ・當麻寺、石光寺等の寺院 ・長尾神社、博西神社等の神社	・古代遺跡の保全 ・有名な寺院の歴史的継承と緑地としての保全 ・本市に点在する社寺の身近な緑地空間として保全と活用 ・歴史を物語る文化財の顕彰と整備、保全
<b>その他身近な緑地空間</b> ・公共施設緑地	・奈良県社会教育センター（かつらぎの森）	・県社会教育センターは緑地空間としても優れており、その保全と活用

1-2. レクリエーションシステムの課題

視 点	対象となる緑地	課 題
<p>日常生活圏におけるレクリエーションの場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な公園</li> <li>・民間レクリエーション施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園等の身近な公園</li> <li>・乗馬クラブ、ゴルフ練習場等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内の身近な公園の不足地の解消</li> <li>・集落単位で身近な公園の整備</li> <li>・社寺境内の活用</li> <li>・多様なレクリエーション需要にこたえる施設として民間レクリエーション施設の活用</li> </ul>
<p>広域圏におけるレクリエーションの場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国定公園地域等</li> <li>・大規模な公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金剛葛城山系の山麓部</li> <li>・當麻寺、石光寺等の観光地として有名なもの</li> <li>・二上山ふるさと公園、屋敷山公園、新町運動公園、葛城山麓公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金剛葛城山系のハイキングネットワークの整備</li> <li>・山麓部を縦断するハイキングルート整備</li> <li>・歴史や文化の継承のための緑地の保全、管理</li> <li>・當麻寺参道の環境整備</li> <li>・本市に存在する4つの大規模な公園は市民の憩いの場となっている。幅広い利用形態に対応できる公園整備</li> </ul>
<p>自然とのふれあいと緑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然型の余暇活動の場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土に親しむ場として市民農園等の整備</li> <li>・ソバの花咲く里の整備</li> <li>・ひまわりの咲く里</li> </ul>
<p>ネットワーク性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川</li> <li>・旧街道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高田川、葛城川等の河川</li> <li>・竹内街道、高野街道等の旧街道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防沿いの歩行者空間の整備</li> <li>・水質の浄化</li> <li>・堤防、水面の清掃</li> <li>・竹内街道の沿道環境の整備</li> <li>・高野街道等の顕彰と、ネットワークとしての活用</li> <li>・新葛城の道の整備</li> </ul>

1-3. 防災システムの課題

視 点	対象となる緑地	課 題
<b>自然災害による危険等</b> ・地すべり、崖崩れ等を防止する緑地	・保安林 ・初田川砂防公園 ・當麻寺第一沢砂防公園	・河川の治水事業や土石流等の発生防止のための治山治水事業の推進 ・急傾斜地崩壊危険区域の整備 ・老朽化しているため池の改修、整備
<b>避難体系</b> ・指定避難所周辺の緑地等  ・一団となった農地  ・避難路となる緑地	・小中学校等グラウンド ・新町運動公園 ・都市公園 ・健民運動場等のグラウンド  ・市街化区域内農地等  ・国道、県道、都市計画道路	・葛城市地域防災計画に定める指定緊急避難場所（旧一時避難所）、指定緊急避難場所（旧広域避難地）、指定避難所の安全道路によるネットワーク化 ・避難拠点としての整備  ・市街化区域内に点在する生産緑地および市街化区域に隣接する農地は災害時のオープンスペースとして活用  ・広域幹線道路の避難路としての整備（街路樹等）

1-4. 景観系統の課題

視 点	対象となる緑地	課 題
<p><b>都市を代表する景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然景観</li> <li>・ 歴史的風土景観</li> <li>・ 都市的景観</li> <li>・ 代表となる都市公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金剛葛城山系</li> <li>・ 高田川、葛城川等の河川</li> <li>・ 疋田池、柿本池等のため池</li> <li>・ 當麻寺、石光寺等の社寺境内、笛吹神社のイチイガシ林等</li> <li>・ 當麻寺参道</li> <li>・ 屋敷山古墳、二塚古墳等の古墳および古墳群</li> <li>・ 城下町の面影を残す街並み</li> <li>・ 竹内街道</li> <li>・ 尺土駅、近鉄新庄駅、JR大和新庄駅</li> <li>・ 都市計画公園等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の重要な自然景観として、その保全が重要</li> <li>・ 葛城川の桜並木の維持、保全</li> <li>・ 農地と点在するため池は、奈良盆地特有の景観であり、今後とも維持、保全</li> <li>・ 本市は歴史遺産が多く残っており、それらの維持管理および市民が気軽に訪れられる場の整備</li> <li>・ 當麻寺参道、竹内街道、新庄の城下町の古い町並みの保全、修復</li> <li>・ 駅前広場の緑化や街路の緑化等により、駅前一帯を都市的かつ快適な環境に整備</li> <li>・ 近鉄新庄駅からJR大和新庄駅にかけての都市計画道路は本市のシンボル道路として整備</li> <li>・ 多様なニーズにこたえる施設、内容の整備</li> </ul>
<p><b>地区を代表する景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表となる農業景観</li> <li>・ 山麓の集落景観</li> <li>・ 保全が必要な緑地</li> <li>・ 地区を代表する公共施設周辺の景観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域、農用地区域を含む農地</li> <li>・ 山麓の集落</li> <li>・ 谷筋に残る緑地</li> <li>・ ため池</li> <li>・ 市役所両庁舎周辺等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の農地と集落および点在するため池が織りなす風景は、日本の原風景とも言え、今後ともその風景の維持、継承</li> <li>・ 山麓に展開する集落景観は本市を特徴づける景観であり、その景観の維持、保全</li> <li>・ 本市南部山麓の谷筋に残る帯状の緑地は、農地とあいまって良好な景観を示しており、その保存と管理</li> <li>・ 緑化の推進</li> <li>・ 市役所両庁舎は、市民が気軽に立ち寄れるよう広場の整備や緑化により快適な環境を整備</li> </ul>
<p><b>ネットワーク景観</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街路景観</li> <li>・ 河川景観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高田バイパスおよび歩道のある新設道路</li> <li>・ 河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に街路樹のある道路の維持、管理</li> <li>・ 道路の整備にあわせた街路樹等の緑化</li> <li>・ 既設道路の街路樹等の緑化推進</li> <li>・ ポケットパークによる街路緑化</li> <li>・ 市内を流れる河川は緑をつなぐネットワークを構成するものであり、可能な限りの緑化と整備</li> </ul>

## 2 重点課題

緑の系統別の課題と、社会情勢の変化や市民の意向等を受け、今後の本市の重点的な課題として、5つの重点課題を設定します。

### 5つの重点課題

- 課題① 緑の骨格を形成する自然環境の衰退
- 課題② 市街地における緑地の確保と都市農地の保全
- 課題③ 市民ニーズに適応した公園の不足
- 課題④ 地域の魅力を支え、活かす緑の不足
- 課題⑤ 公園緑地の管理等における市民との協働の仕組みの構築

#### 課題① 緑の骨格を形成する自然環境の衰退

- ・「緑の骨格」とは、持続可能な生態系の維持・回復や人と自然とのふれあいの場を提供し、地域の原風景を形成する等、都市環境の改善に資する広域的な観点から見た緑の重要な基盤となるものです。本市では、西部に位置する緑の青垣となっている金剛葛城山系の山並みと、東部を流れ見事な桜並木をもつ葛城川が位置づけられます。
- ・また、市民アンケート調査結果から、市を代表する緑を“金剛葛城山系の山並み”と考える人が多く、強い関心を持っていることがわかります。
- ・近年、林業の衰退により林業就業者の減少や不在所有者の林地が増加し、人の手が入らなくなったことから、ナラ枯れ等の森林病虫害による森林への被害や竹林の拡大が見られ、生物多様性保全や土砂災害防止、水源かん養機能等、森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- ・緑の骨格となる自然環境を今後とも保全していくためには、地元の地域資源を積極的に活用し、地域活性化を図るとともに、地域住民参加による環境保全活動の活発化が必要となります。

#### 課題② 市街地における緑の確保と都市農地の保全

- ・本市では郊外部に比べて市街地の緑が少ない状況であり、その貴重な緑の6割以上が農地となっていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化してきています。
- ・市民アンケート調査結果から、市街地内における緑のまちづくりとして、“公園や緑地の整備・充実”や“道路や駅前広場の緑化”への取り組みが望まれていることがわかります。
- ・都市農地は、良好な景観を形成し、生物の生息地や農作業体験、交流の場となる等の多面的な機能を発揮する身近な緑となっています。市民アンケート調査結果からも、“農地の緑の保全”に対する高い関心がみられ、市街地における貴重な緑として都市農地を保全する必要があります。
- ・人々が緑を感じながら安全・安心、快適に移動することや野生動物の生息地の連続性を確保することが重要であり、市内の一体的な緑のつながりを生み出す緑の軸を形成するために、幹線道路の沿道に植栽帯等を設置し、緑化を実施する必要があります。

### 課題③ 市民ニーズに適応した公園機能の不足

- ・市民アンケート調査結果から、“子どもが安心して遊べること”や“災害時の避難場所になるような防災機能が充実した公園”への整備を強く望んでいることがわかります。
- ・市内にある公園の約4割が供用から30年以上経過しており、公園施設の老朽化による維持管理補修費の増大が懸念されます。
- ・公園は災害時の広域的な避難場所や一時的な避難場所としての役割があり、耐震性貯水槽や非常用トイレ等の防災設備の設置を検討し、公園の防災機能の充実を図る必要があります。
- ・財政状況が逼迫する中で、多様な市民のニーズに適応した公園を増やすためには、既存の公園を行政の力だけでなく市民や企業等と連携し、適切な維持管理を行い、地域との合意のもとで一層柔軟に利用していく必要があります。

### 課題④ 地域の魅力を支え、活かす魅力ある緑の不足

- ・本市には最古の官道といわれる竹内街道、屋敷山古墳や二塚古墳、當麻寺中之坊庭園等の史跡・名勝、天然記念物である笛吹神社のイチイガシ林といった指定文化財のほか、数多くの魅力的な地域資源があります。
- ・交流人口の増大に向けて、国内および海外の観光客を呼び込むことができる価値を有する地域の魅力を最大限に発揮するための歴史的なまちを支える緑づくりが不足しています。
- ・日本遺産に認定された竹内街道を含めた旧街道や参道では、無電柱化の検討や歴史的な街並みの保全に努めていく中で、敷地内樹林や生け垣等による緑化、花壇等による修景を沿道市民の協力のもと進めていく必要があります。

### 課題⑤ 公園緑地の管理等における市民との協働の仕組みの構築

- ・公園施設等の老朽化等による維持管理・補修費の増大が予想される中、多様化する市民ニーズに対応するためには、公園の再整備にかかわる提案や維持管理の一部を地域住民に委ねる等、市民の公園緑地への関わりを強化する仕組みづくりが求められています。
- ・市民アンケート調査結果から、公園緑地の管理に対する地域住民の関わりに対して強い関心が見られますが、住民が主体となる公園づくりへの参加については、“参加したくない”という回答が“参加したい”を大きく上回る結果となり、仕組みづくりには参加の場や機会の多様化、市民の負担軽減が必要となります。
- ・緑の普及啓発活動として、緑のイベント活動への参加者が少ない現状から、緑化活動や緑化団体の情報を市民に普及・啓発する仕組みを充実させる必要があります。

## 第3章 計画の目標

### 1 緑の将来像

---

#### 1-1. 基本理念

緑は、都市の環境を支える基盤ともいえるものであり、潤いのある良好な都市環境の形成を図り、現在および将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与する、魅力あるまちづくりに欠かせないものです。

また、緑に象徴される自然や歴史的風土は、古来の成り立ちや歴史を今に伝え、将来に継承するものとして、市民の誇りともなります。

本市では、金剛葛城山系の緑の懐に抱かれた自然豊かなまちを有し、最古の官道といわれる竹内街道や数々の文化遺産を持つ當麻寺等、歴史的資源にも恵まれています。

魅力的な歴史を伝え、豊かな自然を守る緑のまちづくりを実現していくためには、これまで市の特徴的な環境を支えてきた緑の役割やその姿、仕組みに着目して、守り、育てていくとともに、これからの市を支えていく新たな緑をつくり出していくことが大切です。

そのためには、市民、事業者、行政が目標を共有し、協働のもとに適切に役割分担することで、はじめて実現することができます。

上位計画である第二次総合計画では、本市のまちづくりの将来像として『歴史を重ね、未来を育む時代を超えて愛される住みよい共存の都市 葛城』を掲げ、都市計画マスタープランでは、本市の望ましい将来の都市の姿に『自然・歴史的環境の中で、安全で住み良い、魅力と活力のあるまち』を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

本計画では、市民、事業者、行政が一体となった緑のまちづくりにより、上位計画で推進するまちの実現等を目指し、基本理念を『豊かな自然と歴史をみんなで守り 未来へつなぐ緑のまちづくり』とします。

#### 基本理念

「豊かな自然と歴史をみんなで守り  
未来へつなぐ緑のまちづくり」

## 1-2. 緑の将来像

基本理念である『豊かな自然と歴史をみんなで守り 未来へつなぐ緑のまちづくり』を推進するうえで、目指すべき将来のまちのイメージを緑の将来像として表します。

緑の将来像は、「緑の骨格」、「緑の拠点」、「緑の軸」の3つの要素から構成します。各構成要素の目指すべき方向性と位置付けは以下のとおりです。

### (1) 緑の骨格

「緑の骨格」とは、持続可能な生態系の維持・回復や人と自然とのふれあいの場の提供、地域の原風景の形成、ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の構築・改善に資する広域的な観点からみた緑の重要な基盤となるものです。

市域西側の緑の青垣となっている金剛葛城山系と市域東側を縁取るように流れ、見事な桜並木が続く葛城川を位置づけます。

「緑の骨格」は本市の緑の根幹として、多様な機能の保全や回復を図ります。

### (2) 緑の拠点

「緑の拠点」とは、市民が憩い、身近な緑や水とふれあい、交流する地域の拠点となる場であり、また市街地に点在する自然環境や生態系の拠点ともなる場です。

本市では、地区公園および二上山ふるさと公園、新町運動公園等の「主な公園」、農村広場や奈良県社会教育センター等の「主なグラウンドや施設」、長尾神社や當麻寺、屋敷山古墳等に加え、山麓部における豊かな自然や農地を活かした観光拠点等の「主な古墳・社寺や観光拠点」を位置づけます。

既に存在する「緑の拠点」は質の向上と保全・活用を図り、「緑の拠点」が不足する地域では創出を図ります。

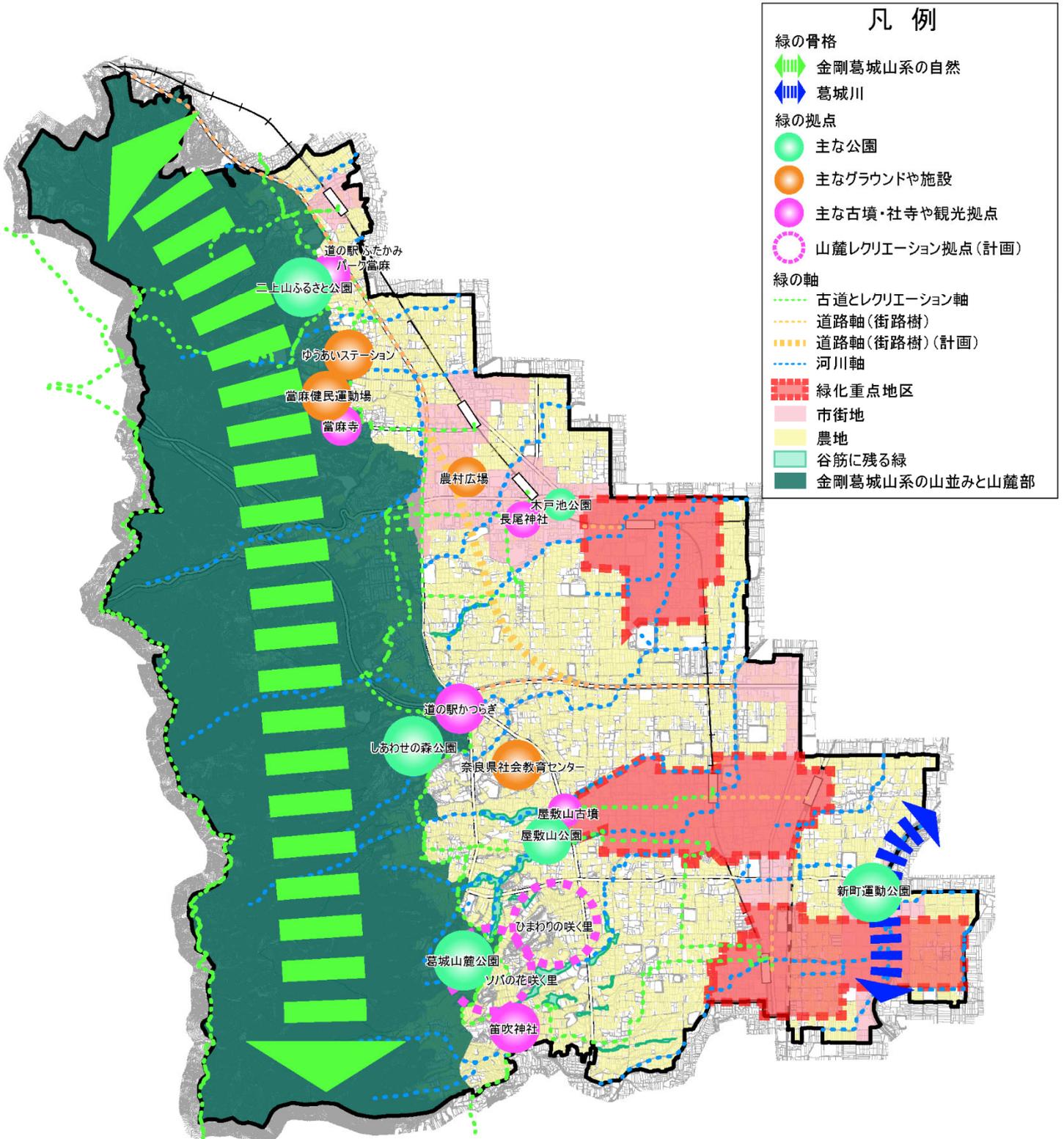
### (3) 緑の軸

「緑の軸」とは、人々が緑を感じながら安全・安心、快適に移動し、野生動物の生息地の連続性が確保される市内の一体的な緑のつながりであり、「緑の骨格」や「緑の拠点」をつなぐネットワークです。

本市では、ウォーキングルートや自然歩道、旧街道等の「古道とレクリエーション軸」、主要な幹線道路において街路樹が整備されている「道路軸（街路樹）」（国道165号大和高田バイパスの延伸時に植栽帯の設置を要請する。）、市内を東西に横切る高田川や葛下川等の「河川軸」を位置づけます。

「緑の軸」は道路や川に沿った連続性のある緑の創出を図ります。

■ 緑の将来像



## 2 計画の基本方針

本計画の基本理念に基づき、緑の将来像を実現するために、本市の取り組みの基本方針を以下のとおり設定します。

### 5つの基本方針

#### 基本方針① 豊かな自然を支える緑の骨格を守る

本市の豊かな自然は、金剛葛城山系の山並みや葛城川といった緑の骨格に支えられています。緑の骨格は葛城らしさを形成するうえで、重要な基盤ともなっており、適切な維持管理によって保全していくことで後世に継承していきます。

#### 基本方針② 暮らしに潤いをもたらす身近な緑を育む

市街地における貴重な緑のうち、その多くが農地であり、都市空間と田園が溶け込んだ豊かな自然環境は、私たちの暮らしに潤いを与えています。この貴重な緑を保全・活用し、魅力ある居住環境の形成を目指します。

#### 基本方針③ 安全・安心で快適な緑の拠点をつくる

公園緑地等の緑の拠点は、市民の憩いの場や健康づくりを支え、予期せぬ災害が発生した場合の安全を確保する重要な役割を果たします。この緑の拠点を、市民の多様なニーズに適応させた管理・運用を地域と連携して行い、多くの人々に親しまれる安全・安心な公園づくりを目指します。

#### 基本方針④ 葛城の歴史や風格を支え、魅力あふれる緑の空間づくり

本市は史跡・名勝・天然記念物といった指定文化財等、数多くの魅力的な地域資源があり、古来の成り立ちや歴史を今に伝える歴史的風土の豊かなまちとなっています。この地域資源の多くは豊かな緑に囲まれており、その価値が損なわれないように、まちの魅力を高め、新たな価値の創造に貢献する緑づくりを目指します。

#### 基本方針⑤ 市民とともに育む緑のまちづくり

インフラ施設の老朽化等によって財政状況が逼迫する中で、効果的に緑を保全、創出し、育成していくためには、市民・事業者・行政等が役割分担しながら、ともに取り組んでいくことが不可欠となります。そのため、市民と協働で取り組む緑づくりを通じた地域活性化等を推進していきます。

### 3 計画の目標

#### 3-1. 将来フレームの設定

緑の基本計画の対象となる区域および将来人口は、最新の人口統計（平成27年度国勢調査）および人口推計（国立社会保障・人口問題研究所公表の「日本の地域別将来推計人口平成30（2018）年推計」）を考慮し、次のように設定します。

##### (1) 計画対象地域

計画対象区域は、大和都市計画区域に指定されている市全域 3,372 ha とします。

##### ■ 計画対象地域

計画対象地域	市全域 3,372 ha
--------	--------------

##### (2) 人口の見通し

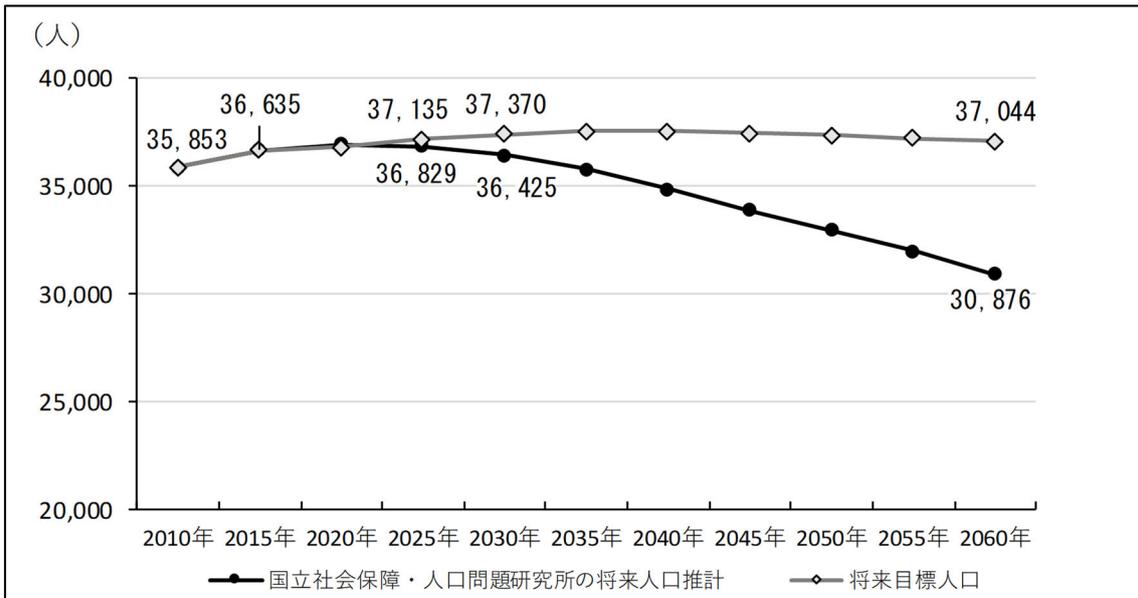
将来における人口の見通しは、次のように設定します。

##### ■ 人口の見通し

	現 況	目 標 令和10年度 (2028年度)
人口	36,635 人	37,000 人

注：現況の人口は、平成27（2015）年度国勢調査

##### ■ 人口の将来推計



注1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計は、平成27（2015）年度国勢調査ベースとなっている。

注2：国立社会保障・人口問題研究所では、令和27（2045）年までの推計結果を公表しており、それ以降の推計については各種パラメータの変化はないという仮定のもと推計している。

注3：将来目標人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計をベースとした独自推計となっている。

資料：日本の地域別将来推計人口平成30（2018）年推計（国立社会保障・人口問題研究所）、市資料

(3) 市街地の規模の見通し

目標年度における市街地の規模は、上位計画（都市計画マスタープラン）のまちづくりの方針に従い、平成30年度（2018年度）における市街地の規模と同様とします。

■ 市街地の規模の見通し

	現 況	目 標 令和10年度 (2028年度)
市街地人口	25,293 人	25,500 人
市街地の規模	482.3ha	482.3ha

注1：市街地は、「市街化区域」と同範囲と定義

注2：現況の市街地人口は、平成27（2015）年度国勢調査を使用

注3：目標年次の市街地人口は、平成30年度の人口と令和10（2028）年度の人口(見通し)の比で算出

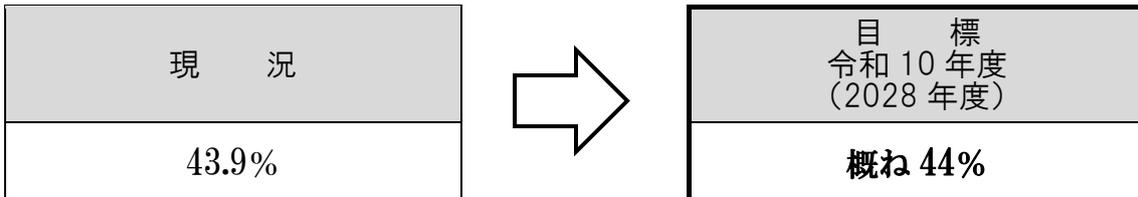
3-2. 計画の目標水準

基本理念・基本方針に基づく、施策の推進に当たり、その効果を市民が実感できる目標および指標を設定します。

目標① 豊かな自然を後世に残していく

【指標】

◎市域全体を被っている緑（樹林・樹木）の割合



【指標の定義】

○樹林・樹木により被われた土地の面積が、市域全体に占める割合をいいます。

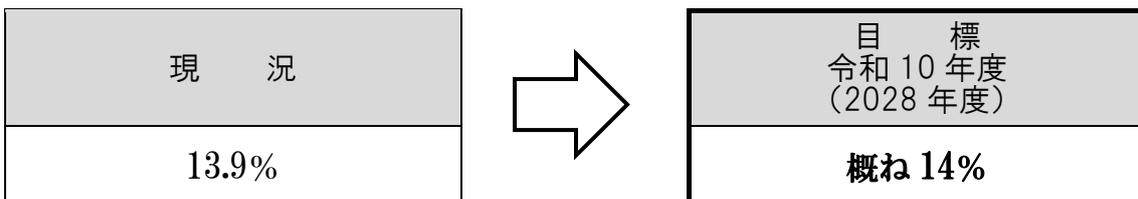
【指標の設定理由】

- 金剛葛城山系の山並みや山麓部の緑を中心とした本市の豊かな自然を保全していくための指標です。
- 山林の荒廃を防ぐための適切な維持管理や街路樹の整備、住宅地や工場用地等の民有地の緑化に取り組むことで、現在の緑の量を維持していくことを基本とし、この指標としました。

目標② 市街地の身近で貴重な緑を守る

【指標】

◎市街地における永続性のある緑（緑地）の割合



【指標の定義】

○都市公園等の整備または土地利用規制により確保される緑地の合計面積が、将来市街地（市街化区域）に占める割合をいいます。

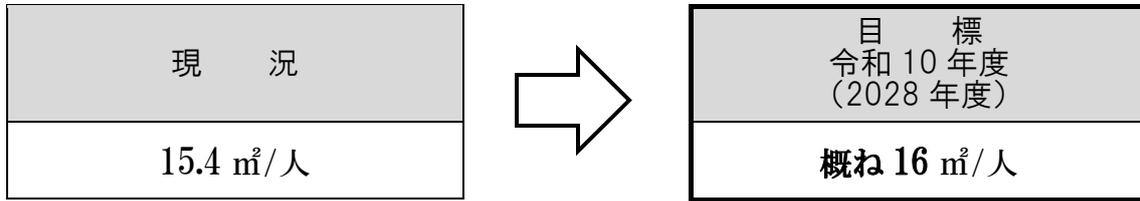
【指標の設定理由】

- 郊外と比べ緑が少ない市街地において貴重な緑を守るための指標です。
- 市街地の貴重な緑は、開発により失われやすいものであり、永続性が担保された緑を守っていくことが重要であるため、この指標としました。
- 特に、市街地の農地（都市農地）は、都市の貴重な緑としてその重要性が高まっており、永続性を担保することで、保全と活用の推進を検討します。

目標 ③ 市民のニーズに適應した公園を充実させる

【指標1】

◎市民一人当たりの公園（都市公園+その他の公園）面積



【指標の定義】

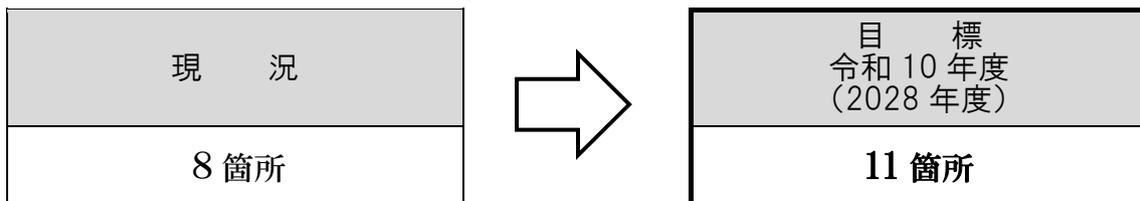
○市域全体における都市公園とその他の公園の合計面積について、市民一人当たりが占める面積をいいます。

【指標の設定理由】

- 多様な市民ニーズに適應した公園を充実させていく上で、公園を量的な面から確保するための指標です。
- 都市公園とその他の公園を合わせると、市内の公園整備水準は充実していることから、市民一人当たりの公園面積を今後も維持していくため、この指標としました。
- ただし、公園の量を維持していただくだけではなく、既存公園を有効活用した質の向上を重点的に取り組むことが必要です。

【指標2】

◎公園の整備・リニューアル箇所数



【指標の定義】

○市内の公園において、令和元年度以降に整備・リニューアルする箇所数をいいます。

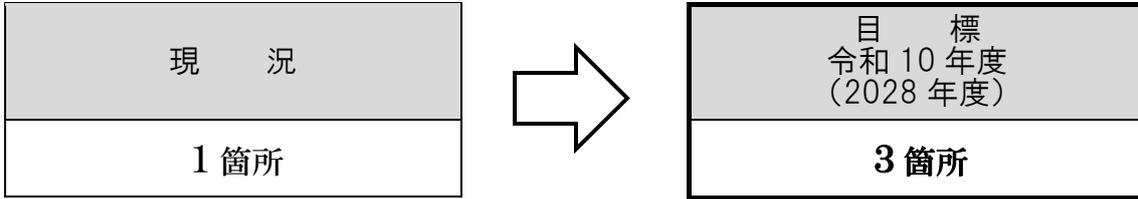
【指標の設定理由】

- 多様な市民ニーズに適應した公園を充実させていく上で、公園の整備・リニューアルを推進するための指標です。（リニューアルには、芝生化やバリアフリー化、防災設備の設置等を含みます。）
- 財政状況が逼迫する中で、多様な市民ニーズに適應するためには、公園のリニューアル等といった既存公園を有効活用した質の向上に取り組むため、この指標としました。
- 既存公園の有効活用を進めるには、公園のリニューアル整備だけでなく、地域と協力した管理のもとで、一層柔軟な利用を行うための仕組みづくりを検討する必要があります。

目標④ 魅力の向上と新たな価値を創造する緑をつくる

【指標】

◎自然や農地を活用した山麓部における観光拠点の箇所数



【指標の定義】

○令和元年度以降に整備される自然や農地を活用した山麓部における観光拠点の箇所数をいいます。

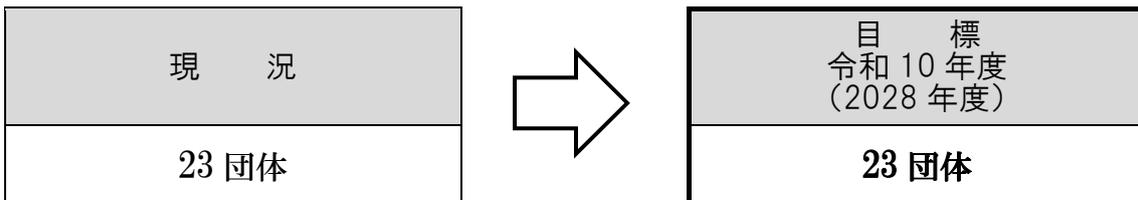
【指標の設定理由】

- 葛城市の山麓部における豊かな自然や農地を活かし、魅力ある緑のまちづくりを推進するための指標です。
- 本市の山麓部は豊かな自然や農地が広がっており、その魅力を発信しながら農業体験や交流の場として機能する「道の駅かつらぎ」を含めた観光拠点づくりに取り組むため、この指標としました。

目標⑤ 市民とともに緑を育むための基盤を強化する

【指標】

◎緑のまちづくり活動に参加する参加団体数



【指標の定義】

○参加団体は、大和川や公園等の清掃・維持管理活動に参加している自治会や NPO 法人、民間企業等をいいます。

【指標の設定理由】

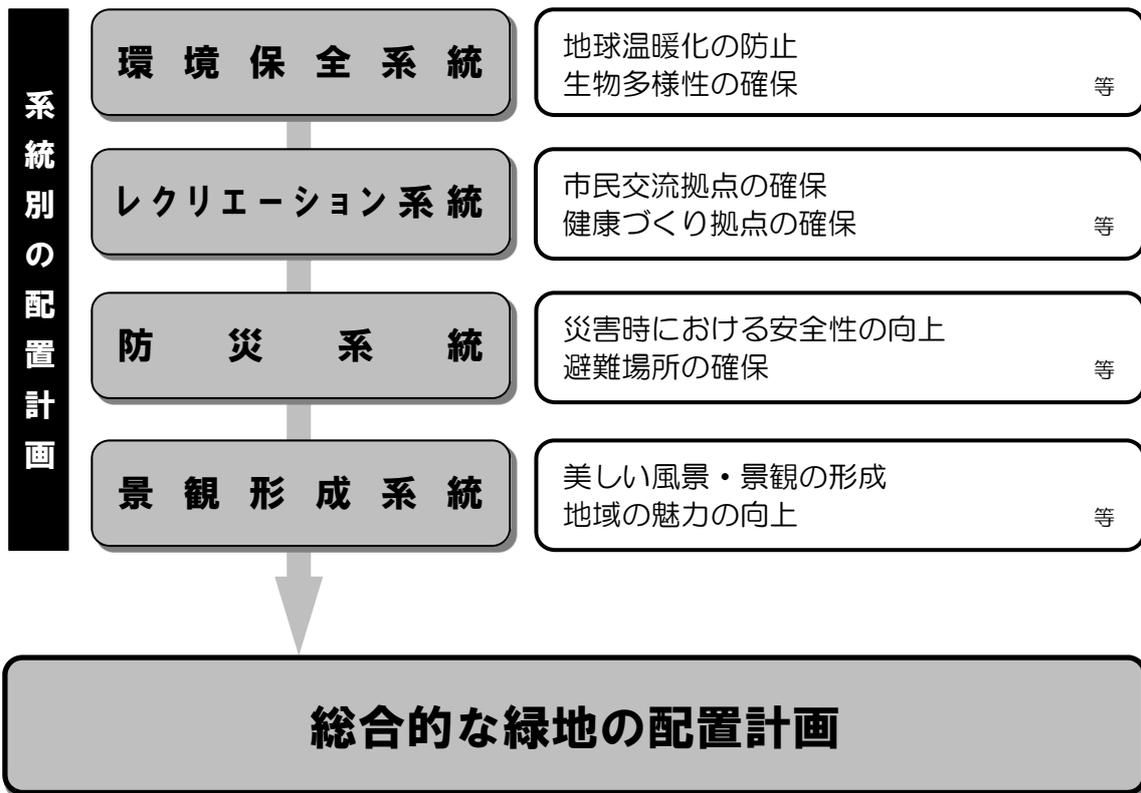
- 市民、企業と協力して、緑を保全、管理していくための指標です。
- 市民生活に密着した身近な緑の管理は、地域ぐるみでの活動がしやすく、そのような活動を通じた緑とふれあう機会の拡大は、緑の質の向上に加えて、市民の緑化意識の高揚、コミュニティの醸成や活性化にもつながります。また近年、環境問題への関心が高まっている中で、企業の社会貢献活動による緑づくりへの参画が期待されます。

# 第4章 緑地の配置計画

## 1 緑地の配置計画

本市の緑の将来像を実現するためには、都市の緑が持つ機能が効果的に発揮されるように、緑地を配置しネットワークを形成することが重要となります。

そのため、「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観構成系統」の4つの緑の系統別に配置計画を設定し、それらを踏まえて総合的な緑地の配置計画を定めます。



## 2 環境保全系統の配置計画

### 2-1. 配置方針

本市には、豊かな緑と水に恵まれた金剛葛城山系、これを源とする葛城川や高田川、葛下川等といった河川のほか、農業かん漑用水として用いられてきたため池、山麓の斜面地から平坦部に広がる農地等、代表する緑地があります。環境保全系統については、これらのことを踏まえ、都市骨格の形成、系統的なネットワークの形成、各地区に応じた緑の配置、市街地内の農地の保全を指針として、環境保全系統の配置を計画します。

#### (1) 環境保全系の骨格

良好な都市環境の形成や動植物の生息・生育環境の創出・保全の骨格として、以下の緑地の配置を計画します。

- ・金剛葛城山系の山並みや山麓部 【金剛生駒紀泉国定公園、金剛葛城山麓景観保全地区】
- ・二上山ふるさと公園や屋敷山公園、葛城山麓公園等の大規模な公園 【主な公園】
- ・當麻寺や屋敷山古墳等の社寺や古墳等の優れた文化財 【歴史的拠点】
- ・山麓部の斜面地から市街地周辺の平坦部に広がる農地 【農用地区域】
- ・市内に点在するため池 【ため池】

#### (2) 系統的なネットワークの形成

環境を保全する上で骨格となる緑地と市内に点在する公園や歴史的拠点等をつなぐ回廊として、以下の配置を計画します。

- ・葛城川や高田川、葛下川等の市内を流れる河川 【河川軸】
- ・国道165号（大和高田バイパス）や国道24号等の主要な道路 【道路軸】
- ・ダイヤモンドトレール（金剛葛城自然歩道）や近畿自然歩道 【古道とレクリエーション軸】
- ・當麻寺や屋敷山古墳等の社寺や古墳等の優れた文化財 【歴史的風土軸】

#### (3) 各地区の性格に応じた緑の配置

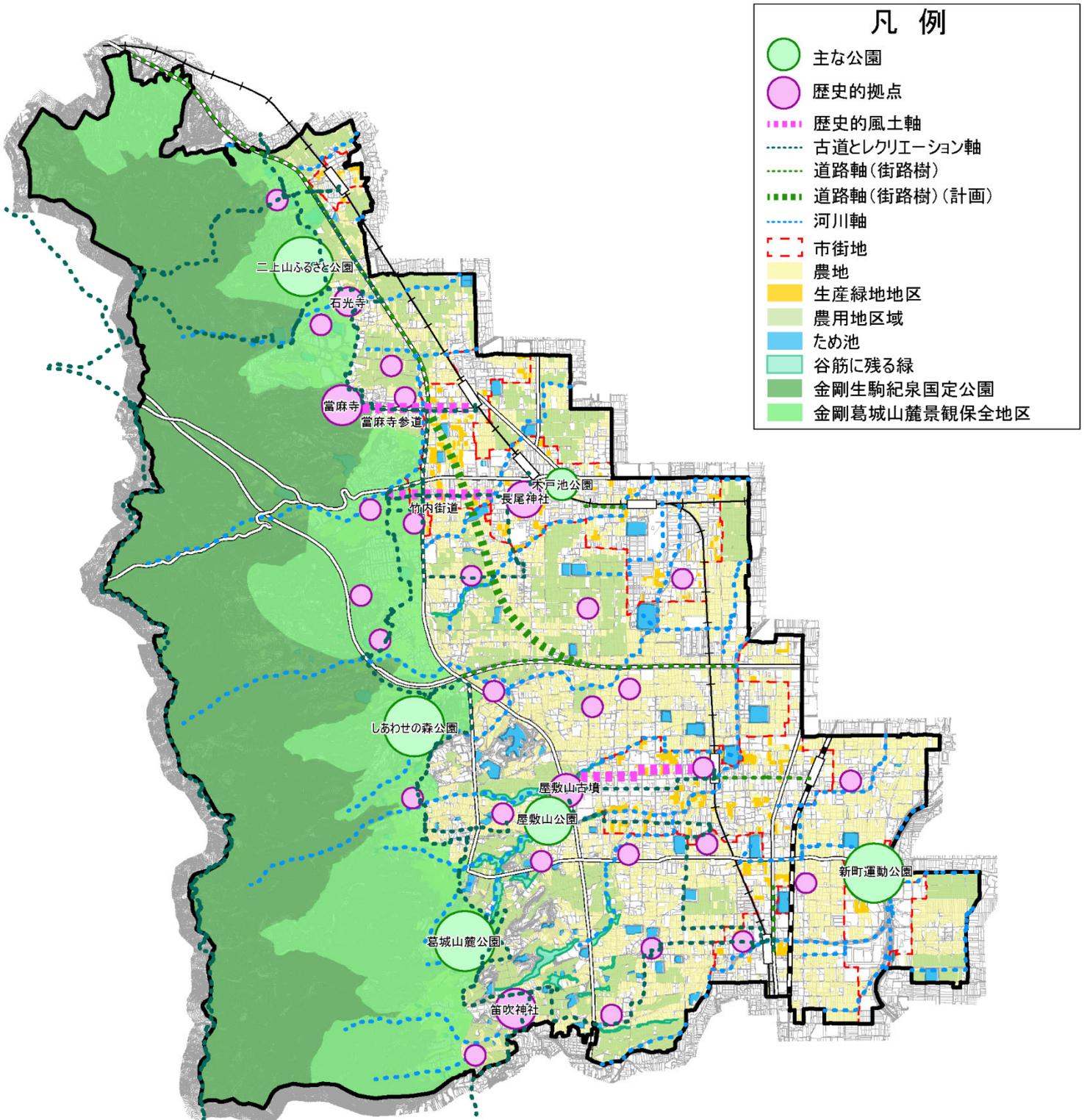
住宅地、商業地、工業地等といった地域の環境を改善するため、土地利用に応じた緑化等の指導を目指します。

#### (4) 市街地内の農地の保全

市街地における貴重な緑である農地において、生産性の高いものの保全を計画します。

- ・生産性の高い都市農地 【生産緑地地区】

■ 環境保全系統の配置計画



## 3 レクリエーション系統の配置計画

### 3-1. 配置方針

本市には、現在、街区公園34箇所、地区公園3箇所、風致公園1箇所の都市公園が整備されています。

二上山ふるさと公園や葛城山麓公園、屋敷山公園は、四季折々の自然を満喫できる場所であり、市民のみならず近郊から多くの人々が訪れています。このように、大規模な公園は充実しているものの、市民の約7割が住む市街地においては、緑地や身近な公園の不足が見られます。

このような状況等を踏まえ、多様なレクリエーションの場、身近な活動の場、市街地内の農地の活用、散策ネットワークの形成を指針として、レクリエーション系統の配置を計画します。

#### (1) 多様なレクリエーションの場

市民が自然とふれあいの場や憩いの場として気軽に利用できる大規模な公園の整備や山麓レクリエーションゾーンの形成を目指し、以下の緑地の配置を計画します。

- ・二上山ふるさと公園や屋敷山公園、葛城山麓公園等の大規模な公園 【主な公園】
- ・葛城川や高田川、葛下川等の市内を流れる河川 【河川軸】
- ・ひまわりの咲く里、ソバの花咲く里 【山麓レクリエーション拠点】

#### (2) 身近な活動の場

市民が軽スポーツ等の活動をおこなう上で、自由に利用できる身近な場として、以下の緑地の配置を計画します。

- ・身近な公園 【日常生活圏を対象とした公園】
- ・各健民運動場や農村広場等のグラウンド【主なグラウンド】
- ・當麻スポーツセンターやウェルネス新庄等の公共スポーツ施設【公共スポーツ施設等】

#### (3) 市街地内の農地の活用

市街地における貴重な緑である農地を、市民が自然とふれあえる空間として活用を目指します。

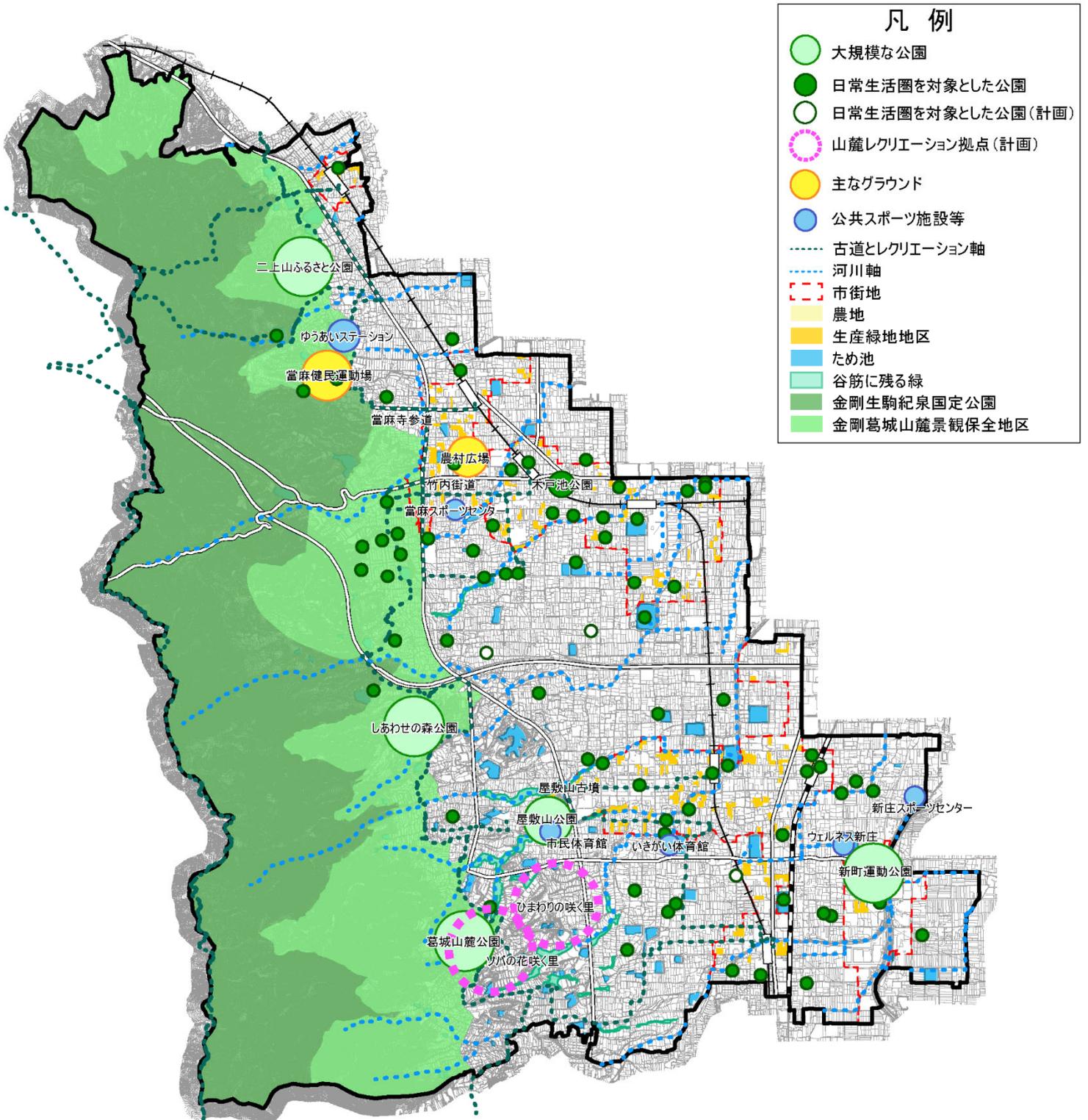
- ・市街地内の農地（都市農地）【生産緑地地区】

#### (4) 散策ネットワークの形成

市内に配置されているレクリエーションの場を効果的に利用し、安全で快適に、楽しみながら歩いていける緑の歩行空間を配置します。

- ・竹内街道等の旧街道や近畿自然歩道等の自然歩道 【古道とレクリエーション軸】

■ レクリエーションシステムの配置計画



## 4 防災システムの配置計画

---

### 4-1. 配置方針

地震災害時における安全性の確保、工場周辺への緩衝緑地の配置、地すべりや水害等の災害が発生するおそれのある地域における緑地の配置を指針として、防災システムの配置を計画します。

計画にあたっては、葛城市地域防災計画（平成30年3月改定）との整合を図りつつ、災害時に公園や緑地の持つ多様な防災機能が発揮できるように、防災システムの視点から緑地の配置計画の充実に努めることが重要です。

#### （1）地震災害時における安全性の確保

地震災害時における安全性の確保のために、以下の緑地の配置を計画します。

- ・地区公民館や集会所、大規模な公園、小・中学校の体育館等 【指定緊急避難場所、指定避難所】
- ・国道・県道等の主要道路 【避難所連絡ルート】
- ・市街地に隣接して広がる農地 【農用地区域】
- ・市街地内の農地（都市農地） 【生産緑地地区】

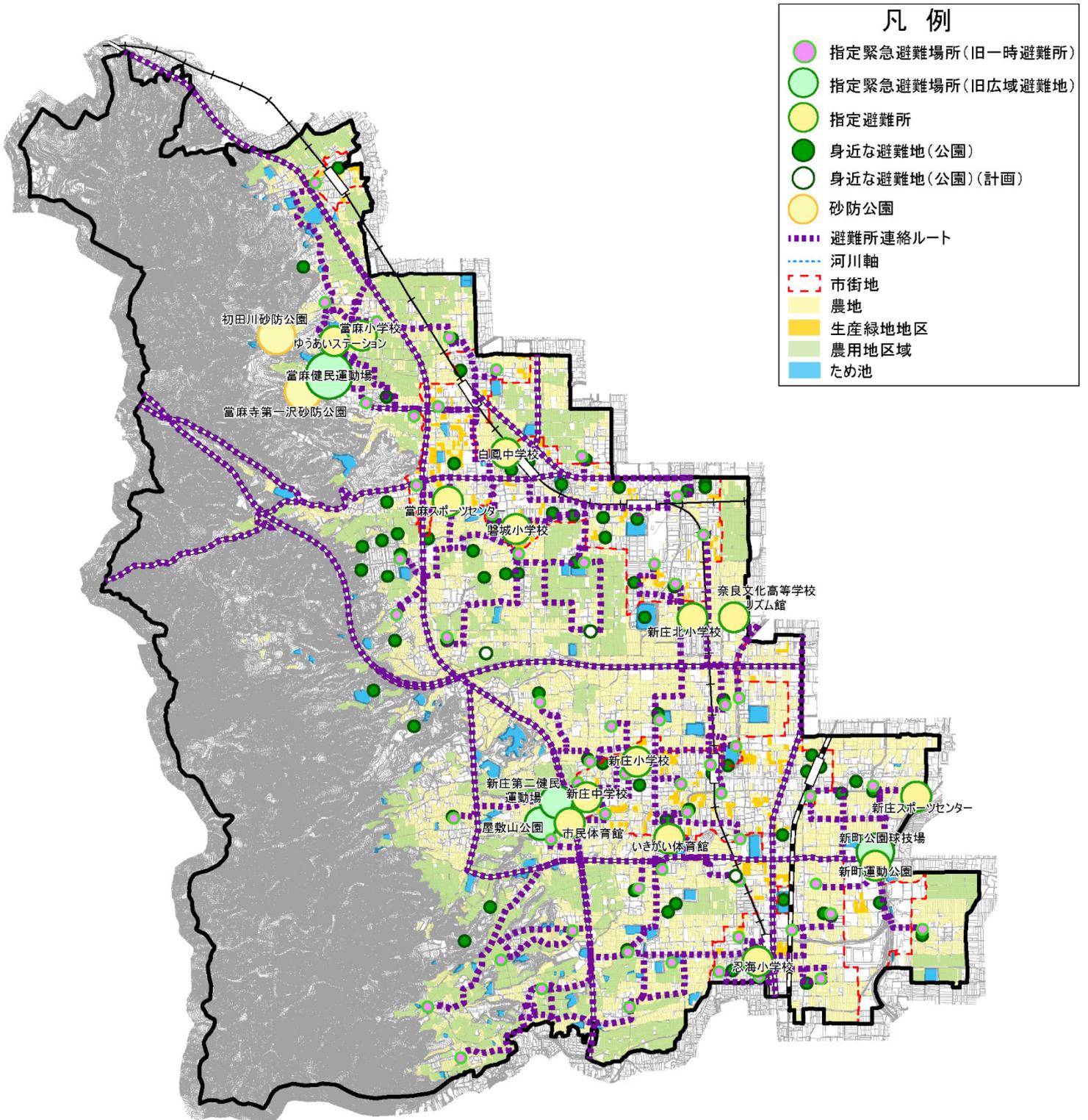
#### （2）工場周辺への緩衝緑地の配置

工業地を中心として、工場周辺における緩衝緑地が計画的に配置されるように、緑化等の指導に努めます。

#### （3）災害発生のおそれのある地域への緑地の配置

災害発生のおそれのある地域（急傾斜地の崩壊：38箇所、土石流：57箇所）とその周辺に緑地が緩衝帯として配置されるように、緑化や保全等の適切な措置を目指します。

■ 防災システムの配置計画



## 5 景観構成システムの配置

### 5-1. 配置方針

本市は、金剛葛城山系の山並みやそれを源とする河川、市内に点在するため池、市街地を取り巻く広大な農地等の自然的景観要素のほか、屋敷山古墳等の古墳や當麻寺等の伝統ある社寺、古代の官道、城下町の面影を残す街並みといった歴史的景観要素も豊かな環境にあります。

これらを踏まえ、市を代表する郷土景観を構成する緑地、地区を特色づける緑地、文化財と一体となった樹林地等、地区の美観向上のための緑化等を指針として、景観構成システムの配置を計画する。

#### (1) 郷土景観を構成する緑地

郷土景観を構成する緑地として、以下の配置を計画します。

- ・金剛葛城山系の山並みや山麓部 【金剛生駒紀泉国定公園、金剛葛城山麓景観保全地区】
- ・山麓部に位置する集落や農地、ため池 【山麓集落景観ゾーン、農地、ため池景観】
- ・葛城川や高田川、葛下川等の主要な河川 【河川軸】
- ・山麓部から河川沿いの谷筋に残された帯状の緑 【谷筋の緑と田園景観ゾーン】

#### (2) 都市的景観の充実

都市的景観を充実させるために、以下の配置を計画します。

- ・大規模な公園や公共公益施設、駅周辺 【都市的景観の拠点】
- ・国道165号（大和高田バイパス）や国道24号等の主要道路 【街路景観軸】

#### (3) 地区を特徴づける緑地

地区の景観を特徴づけるために、以下の緑地の配置を計画します。

- ・市役所両庁舎や小学校、中学校 【庁舎・学校】
- ・日常生活圏を対象とした公園 【身近な公園】
- ・市内に残る古墳や社寺 【古墳・社寺】

#### (4) 文化財と一体的景観の形成

文化財と一体的な景観を形成するために、以下の配置を計画します。

- ・當麻寺参道や竹内街道、城下町の面影を残す町並み 【歴史的風土景観ゾーン】

#### (5) 地区の美観向上

住宅地、商業地、工業地等の美観向上のために、土地利用に応じた緑化等の指導に努めます。



## 6 総合的な緑地の配置計画

### 6-1. 配置方針

市街化の進展状況や地区ごとの緑地の充足度、配置バランス等を踏まえ、総合的な緑地の配置および都市緑化の方針を定めます。

総合的な緑地の配置および都市緑化の計画に当たっては、バランスを考慮した緑地の配置と貴重な緑地の保全とともに、河川や道路等の緑化によるネットワーク化を図っていくことが重要と考えられます。

#### (1) 骨格的緑地の配置

都市の自然環境を支え、地域の原風景をつくりだす緑の重要な基盤として、以下の緑地を保全します。

- ・金剛葛城山系の山並みや山麓部 【金剛生駒紀泉国定公園、金剛葛城山麓景観保全地区】

#### (2) 重要な緑地の配置

潤いのある良好な都市環境を形成する上で重要となる緑地として、以下の配置を計画します。

- ・大規模な公園と身近な公園 【主な公園、日常生活圏を対象とした公園】
- ・山麓部から平坦部にかけての広大な農地とその中に点在するため池 【農地、ため池】
- ・市街地内の農地（都市農地） 【生産緑地地区】
- ・市内に残る古墳や社寺 【古墳・社寺】
- ・ひまわりの咲く里、ソバの花咲く里 【山麓レクリエーション拠点】

#### (3) ネットワークの形成

都市の緑が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能が効果的に発揮されるように、以下の緑地の配置を計画します。

- ・市内を流れる主要な河川や旧街道、自然歩道 【緑のネットワーク】
- ・国道・県道等の主要道路 【避難所連絡ルート】



# 第5章 施策の基本方向

## 1 施策の体系

### ■ 施策の体系

本計画の基本方針	施策の基本方針		主な施策
①豊かな自然を支える緑の骨格を守る	樹林地の保全	金剛葛城山系の樹林地保全	・植林 ・下草刈 ・森林管理者の確保と育成 ・崩壊地の周知および緑化修復
		谷筋緑地（山麓部河川沿いの緑地）	・緑地保全協定の推進
	水辺の保全	水辺の保全	・市民参加による河川清掃活動への支援
	農地の保全	山麓に広がる農地の保全	・田園風景の保全 ・観光拠点の整備 （『ひまわり』の咲く里』『ソバの花咲く里』等）
		平坦部のまとまった農地	・農業の振興 ・市民農園等への活用
	②暮らしに潤いをもたらす身近な緑を育む	民有地の緑化	住宅地の緑化
工業地の緑化			・緑化協定等による敷地内緑化 ・生垣奨励
道路の緑化		幹線道路の緑化	・街路樹 ・施設帯の緑化 ・シンボル道路づくり
		沿道の修景、緑化	・沿道に生じる法面や空地の緑化
市街地の農地の保全		市街地の農地の保全	・生産緑地地区の保全 ・都市農地の活用
河川の緑化		河川堤防の緑化	・歩行者空間の整備 ・景観の向上
	親水空間の整備	・水と水生生物とのふれあい	
③安全・安心で快適な緑の拠点をつくる	公園緑地の整備	身近な公園の整備	・身近な公園の整備 ・社寺境内地の活用
		既設公園・運動公園の緑化	・樹木の植林 ・花の植栽 ・管理の強化（市民参加の支援）
		防災機能の充実	・公園施設の防災機能の強化
	公共公益施設の緑化	官公庁施設の緑化	・市役所両庁舎前広場の充実と緑化 ・敷地内緑化推進
		教育施設の緑化	・花と緑の学校づくり
		駅前広場の緑化	・街路樹 ・施設帯の緑化
ため池の堤防緑化		・地区にあった花の植栽 ・堤防下部の緑化	
④葛城の歴史や風格を支え、魅力あふれる緑の空間づくり	歴史・文化遺産の保全	社寺境内地の樹林地保全	・樹林の調査と保全
		當麻寺、石光寺等の有名社寺	・文化財の保全 ・景観の保全
		古墳等の文化財	・環境と景観の保全
	歴史的街道の整備	沿道空間の整備	・生垣等による緑化
⑤市民とともに育む緑のまちづくり	市民参加・協力推進	参加の仕組みづくり	・既存団体（老人会、婦人会）との協働 ・小中学校の郊外学習等との協働
		ボランティアの育成	・身近な公園の維持管理の協力を市民へ依頼・協働
	緑の啓発活動	緑のイベント開催	・緑化活動や緑化団体等の情報発信 ・生涯学習の機会の創出
		苗木等の配布	・記念植樹および献木の推進
緑の顕彰制度	市民協力団体	・緑化協力団体の表彰	
	ガーデニングコンクール	・緑化への取り組みの表彰	

## 2 施策の方針

### 2-1. 豊かな自然を支える緑の骨格を守る

#### (1) 樹林地の保全

##### 1) 金剛葛城山系の樹林地の保全

大和の青垣と称せられる金剛葛城山系の山々は、市内のみならず奈良県内の重要な緑地を形成しています。現在、金剛生駒紀泉国定公園および金剛葛城山麓景観保全地区に指定され、法の適切な運用による保全がなされています。

近年、人の手による適切な管理の不足により、ナラ枯れ等の森林病虫害による森林への被害や竹林の拡大がみられ、今後は、ボランティアによる下草刈や育林への参加等を促進します。また、土砂災害特別警戒区域等については、情報を市民に周知するとともに崩壊防止工事を検討していきます。

##### 2) 谷筋に残る緑の保全

葛城山の山麓から平坦地にかけて谷筋に広がる帯状の緑があり、隣接する農地とあいまって美しい景観を見せています。谷筋には河川が流れており、水生の動植物の生息地でもあります。これら水辺の生態系を守りながら周辺の緑を保全に努めます。

#### (2) 水辺の保全

葛城川をはじめ高田川等の河川は、金剛葛城山系を源として流れています。現在これら河川の活用や保全は十分とはいえませんが、水辺には、様々な生物がすむ豊かな環境が形成されています。今後は、水質の浄化や、水面や堤防の環境美化を進め、市民に親しみやすい自然とふれあえる水辺空間の創出と、自然の動植物の生息空間の保全、創出に努めます。

水辺環境を良好に保全していくには市民の協力が不可欠であり、市民参加による河川の清掃活動への支援等水辺環境の保全に努めます。

#### (3) 農地の保全

##### 1) 山麓に広がる農地の保全

葛城山の山裾に広がる農地は、点在する集落とあいまって、本市の特徴的な美しい景観をつくり出しています。これらの風景を将来ともに保全していきます。

また、山麓の農地を活用し、ひまわりの咲く里、ソバの花咲く里等の広域を対象とした観光拠点の整備を推進します。

##### 2) 平坦部のまとまった農地

金剛葛城山系の山々の山裾から平坦部にかけて広大な農地が残されています。その多くは農業振興地域に指定され、農業の振興が図られています。これらの農地は市内の緑地環境において重要であることから、農業活動の活性化を支援し、農地の保全を図っていきます。また、農業を通じて市民のふれあいを図るため、市民農園等の活用を検討します。

## 2-2. 暮らしに潤いをもたらす身近な緑を育む

### (1) 民有地の緑化

#### 1) 住宅地の緑化

市街地内や住宅団地内における緑化を図るため、花の苗や種子の配布を検討します。また、戸建住宅を中心とする緑化として生垣の設置を防災の視点も踏まえて検討します。(花いっぱい運動等)

#### 2) 工業地の緑化

生活環境への影響に配慮した緑豊かな工場を目指して、工場敷地を区切る塀を生け垣へ転換する等、緑化の指導に努めます。中小規模の工場では、空閑地を利用してプランターや花壇による緑化を推進します。

### (2) 道路の緑化

#### 1) 幹線道路の緑化

国道165号(大和高田バイパス)は、低木と高木による街路樹で修景されており、景観的に美しいだけでなく、災害発生時の防火帯となり、避難場所までの避難路として機能します。また、今後の延伸時においては、十分な植栽帯の設置を要望していきます。

近鉄新庄駅からJR大和新庄駅までの道路を本市のシンボル道路と位置づけ、街路樹等による十分な緑化や沿道民地の花等による修景に努めます。

#### 2) 沿道の修景、緑化

幹線道路以外の道路については街路樹の整備、植樹帯、低木による植栽、また道路沿いのオープンスペースを利用したポケットパークの維持管理等により、沿道環境の改善に努めます。

### (3) 市街地の農地の保全

市街地内の農地(都市農地)は、密集した市街地にあって貴重な緑地であり、防災上身近な避難地となるものです。その中でも生産緑地地区に指定されている農地は、長期にわたって農業継続され、市街化区域にあって貴重な緑地と位置づけられます。今後も、法に基づく生産緑地地区として適切な保全に努めます。

### (4) 河川の緑化

#### 1) 河川堤防の緑化

市街地内を流れる主要な河川については、緑と水に身近にふれあえる空間として歩行者空間や親水スペース等の整備を推進します。(ふるさとの川整備事業等)

葛城川については、現在一定区間にわたって桜が植樹されていることから、今後も災害等の安全性を考慮しつつ、保全、充実に努めるとともに、歩行者空間や親水スペース等の整備により緑のネットワークとしての整備を図ります。(ふるさとの川整備事業等)

他の河川についても河川沿いに残る樹林地を保全していくとともに、堤や河川敷を活用した歩行者空間や親水スペース等の整備を推進します。(ウォーキングトレイル事業等)

#### (5) 親水空間の整備

市民にとって身近な自然として、親しめるものにしていくため、良好な水質の確保に努めます。

## 2-3. 安全・安心で快適な緑の拠点をつくる

### (1) 公園緑地の整備

#### 1) 身近な公園の整備

街区公園は市内で34箇所整備されており、市民が身近に利用できる公園として、誘致距離に留意しながら整備を行います。

集落地においても同様、身近な公園が不足する地域での公園の整備を検討します。また、身近な公園と同じ機能を有する社寺境内地の活用についても合わせて検討します。

#### 2) 既設公園・運動公園の緑化

公園の樹木や花壇等は、行政による管理だけでなく市民の協力を得て管理していくことが望まれます。特に、身近な公園である街区公園は、自分たちの公園として愛着を持って維持管理していくことができるよう支援し、市民参加を推奨します。

#### 3) 防災機能の充実

災害時、身近な避難地としての役割のある公園は、防災機能の強化を図ります。

### (2) 公共公益施設の緑化

#### 1) 官公庁施設の緑化

市役所両庁舎やゆうあいステーションは、本市の中心と言うべき官公庁施設で多くの市民が利用する場所であり、本市のシンボルでもあります。市民が気軽に立ち寄り、集うことのできる交流広場として活用できるよう、その植栽や休憩施設の整備に努めます。

クリーンセンターや浄水場、火葬場等の供給処理施設については、十分な植栽を行い、周辺の環境や景観を損なわないように努めます。

#### 2) 教育施設の緑化

市内の小・中学校は校舎周りやグラウンドの外周等比較的緑化されています。地域住民の中心的な役割を持つ施設であることから一層の緑化を進めながら、プランターや花壇を利用した彩り植栽に努めます。

#### 3) 駅前広場の緑化

鉄道駅は、市の玄関口であり、顔というべき場所です。現在、二上神社口駅および近鉄新庄駅、忍海駅、JR大和新庄駅の駅前には整備、緑化され、尺土駅は整備を予定しています。これらの駅は、街路樹や施設帯に可能な限り緑化を図り、市の顔となるように努めます。

#### 4) ため池堤防の緑化

本市には非常に多くのため池があり、緑の少ない市街地内においても存在します。ため池は、水生の動植物の生息の場であることを活用し、親水広場の整備を検討します。

また、ため池の堤防は平地より高く、その部分を緑化することにより地域の景観の向上につながります。堤防の強度を阻害しないよう低木や花で修景することが望ましく、堤防の下部に高木を植える等を検討します。

## 2-4. 葛城の歴史や風格を支え、魅力あふれる緑の空間づくり

### (1) 歴史・文化遺産の保全

#### 1) 社寺境内地の樹林保全

市内に点在する社寺林は、市街地内において、貴重な緑の資源であり、市民のふれあいの場ともなっています。社寺林の保全を図り、市民のふれあいの場や憩いの場として更なる活用を図っていきます。

#### 2) 當麻寺、石光寺等の有名社寺

當麻寺や石光寺等の有名社寺には、広域からの観光客が訪れています。これらの社寺は、観光的価値だけでなく、市を特徴づける文化財としても重要であり、これら文化遺産の保全に努めながら、緑地の保全と魅力ある景観の保持に努めます。

#### 3) 古墳等の文化財

市内には、多くの古墳が存在し地区のランドマークとなっています。また、そのいくつかは公園として整備、保全されています。

今後は、文化財の保護とあわせて、緑の保全に努めます。また、市街地に隣接するような文化財については、市民の身近な緑地として保全に努めます。

### (2) 歴史的街道の整備

市内には、竹内街道や高野街道等の古街道や當麻寺参道、江戸時代の街並みの雰囲気を残す新庄城下町等の歴史的な道が多く残されています。

これらの歴史的な道は、歴史的価値だけでなく、地域を結ぶ骨格の道ともなっており、その保全と修景は重要となります。今後、沿道の敷地内樹林や生け垣等による緑化、花壇等による修景を沿道市民の協力のもと推進します。

## 2-5. 市民とともに育む緑のまちづくり

### (1) 市民参加・協力の推進

緑化の推進のためには、市民の緑化への取り組みや協力が不可欠となります。そのため、老人会や婦人会といった既存の団体に協力を求め、地域の緑化を推進します。また、小中学校の校外学習等を活用した学校周辺緑化への協力の呼びかけに努めます。

街区公園等の日常圏を対象にした公園については、住民自らが身近な公園として愛着を持って維持管理していくことができるように支援し、市民参加を促進します。

### (2) 緑の普及・啓発活動の推進

緑の普及・啓発のため、記念植樹や献木を推進することや緑化活動や緑化団体等の情報を市民に報せます。また、緑化コンクールの開催や花づくりコンクール等を開催し、市民の緑化に対する意識の啓蒙を図ります。

花の栽培や植木の手入れにいそしむ人が増えてきていることから、花の栽培教室やガーデニング教室といった生涯学習の機会を創出していきます。

### (3) 緑の顕彰制度

市民の緑への関心を高めるため、緑化協力団体への表彰や、花づくりやガーデニング等の緑化への取り組みに対して表彰を行い、市民の緑化意欲を高めるよう努めます。

## 第6章 緑化重点地区

### 1 緑化重点地区の設定

---

#### 1-1. 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、一定地区を設定し緑化推進のモデルとするものです。

このため、本計画では、緑地の整備、都市緑化等を重点的に推進する地区を選定し、それを本計画の緑地等の配置計画に位置づけ、地区レベルの詳細なプランを策定します。

緑化重点地区の設定にあたっては、当該市町村の状況に応じて適宜設定されるものですが、以下のような地区が対象として考えられています。

- ・駅前等の都市のシンボルとなる地区
- ・特に緑の少ない地区
- ・風致地区等で、都市における風致の維持創出が特に重要な地区
- ・緑化の推進に関して住民意識が高い地区
- ・市街地開発事業等の面的な開発が予定される地区
- ・緑地協定の締結の促進等により、良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・再整備の動きのある工場地で、核となる公園の整備に合わせて工場緑化を推進する地区
- ・都市公園を核として、都市住民の自然とのふれあいの場の創出を図る地区
- ・優良な農地や屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- ・教育施設の集積地等において、公共施設と民有地の一体的な緑化および景観形成により、良好な環境の保全および創出を図る地区

## 1-2. 緑化重点地区の設定

都市景観の形成を主体として「尺土駅周辺地区」「新庄中央部地区」「新庄南部地区」の3地区を、重点的に緑化を図るべき地区として位置づけます。

なお、緑化重点地区は、当初の計画策定時に選定した地区のみにとらわれず、各地区の状況等を勘案して、逐次追加・変更していきます。

### (1) 尺土駅周辺地区

尺土駅を中心として広がる市街地は、その交通の便のよさから市街地が形成され、多くは密集市街地となっています。

商業施設は、主に駅の北側国道166号沿いに立地しています。駅の南側は、道路が狭小なこともあり店舗や住宅等、人の賑わう施設の立地が抑えられてきました。

近鉄の特急停車駅でもあり、市の玄関口としての役割が期待され、駅前広場等の整備が予定されています。

尺土駅周辺地区を緑化重点地区として位置付け、市の玄関口として都市景観の形成を重点的に進めていくものとします。

### (2) 新庄中央部地区

新庄中央部地区は、市の玄関口となる近鉄新庄駅やJR大和新庄駅があり、また市役所新庄庁舎をはじめとする公共施設や商業施設等が集積しており、多くの人々が集まりふれあうエリアとなっています。

都市計画道路新庄駅前通り線の一部区間の整備が完了し、駅前広場が整備されたことにより、両駅を結んで、本市の中心となる市街地景観が形成されています。

新庄中央部地区を緑化重点地区として位置付け、本市のシンボル地区となるよう更なる都市緑化を重点的に進めていくものとします。

### (3) 新庄南部地区

新庄南部地区は、近鉄忍海駅を中心とした市域南部の住居系および工業系市街地ですが、住居系市街地での都市公園等が乏しく、また、河川による市域の分断があり、災害時の対応等を含め、防災面での都市機能の向上が求められています。

新庄南部地区を緑化重点地区として位置付け、住宅地内部や工業地外周の集落地において、防災機能を担う緑地の整備を重点的に進めていくものとします。

## 2 尺土駅周辺地区

---

### 2-1. 地区の現況

#### (1) 土地利用の状況

尺土駅を含む約92haの地区を緑化重点地区とします。

地区内を近鉄南大阪線および御所線が通っており、その分岐点に特急停車駅である尺土駅があります。地区の大半は民間の開発により市街化され、密集した市街地が形成されています。駅の北側の国道166号沿いには商業施設の立地が見られますが、駅周辺には商業施設の立地はほとんどありません。

駅の南側は道路が狭小なため駅前の発展が阻害されています。現在、近鉄線沿いに道路の整備が進み、その沿道に住宅や若干の医療施設の立地が見られるようになりました。

#### (2) 道路・河川の緑化状況

近鉄南大阪線の南側に道路が整備され、街路樹等で緑化されています。また、地区東側の南北に通じる道路については、現状、街路樹等による緑化が少ない傾向にあります。

地区の南北に流れる太田川と東川は、道路が川岸の際まで迫っており、自然堤防がほとんどない状態となっています。

#### (3) 民有地の緑化状況

民間開発による住宅地は、宅地規模が小さく緑化は十分とはいえません。一方、地区南東部の昔ながらの街並みが残る住宅地においては、敷地も広く屋敷内の樹木が目立ちます。また、北部の集合住宅地周辺はオープンスペースの緑化がなされています。

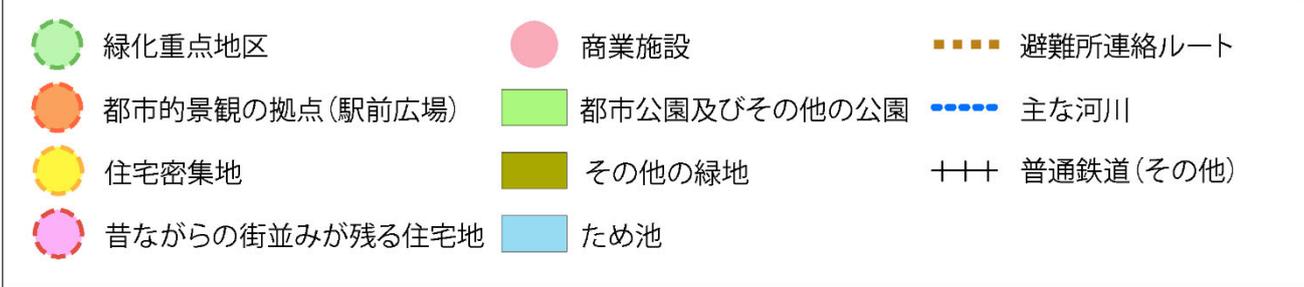
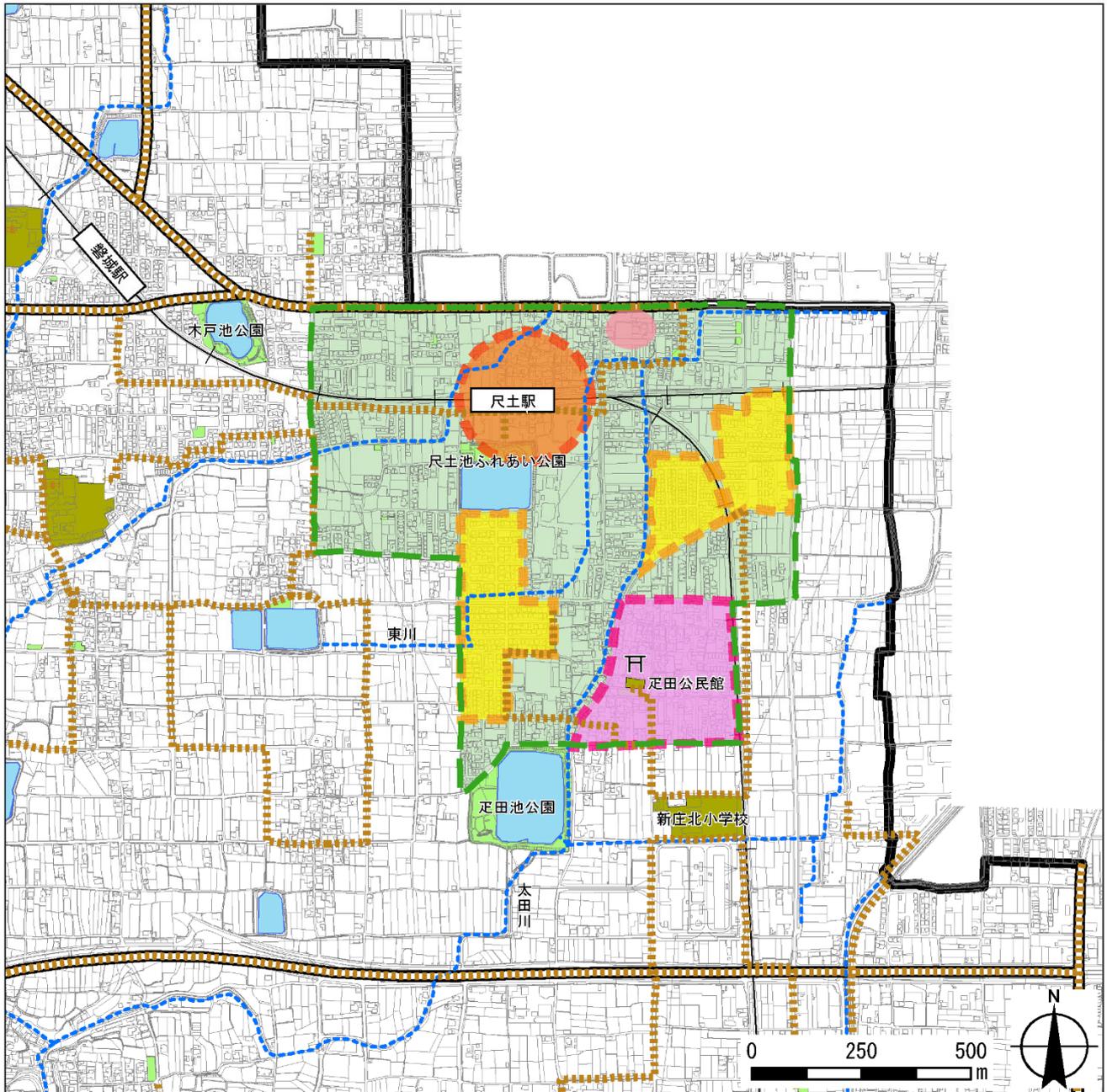
## 2-2. 地区の課題

- ・ 市の玄関口となる尺土駅の駅前広場の整備にあわせ、広場の緑化の推進が望まれます。
- ・ 駅前の都市的景観の向上のために、商業施設や集合住宅等の敷地内の緑化が望まれます。
- ・ 民間開発による住宅密集地では、延焼遮断機能強化を図るために、オープンスペースの確保や生垣整備、玄関前の修景を含めた緑化が望まれます。
- ・ 地区南東部の昔ながらの街並みが残る住宅地では、屋敷内に樹木が多く残り、市街地の貴重な緑であることから保全が望まれます。
- ・ 東側の南北に通じる道路については、街路樹等の整備が充実しておらず、緑化が望まれます。

## 2-3. 整備方針

- ① 尺土駅の駅前広場の整備にあわせて、広場の緑化を推進します。
- ② 公民館と隣接する神社の境内を、地区住民の交流の場や憩いの場として活用し、地域コミュニティの形成を促進していきます。
- ③ 住宅密集地においては、オープンスペースの確保と緑化の推進を検討し、個々の住宅については、生垣や玄関前の修景等を市民の協力を得て推進していきます。
- ④ 街路樹等による既存道路の緑化により、市民の通勤や通学の快適性を高めるとともに、災害時の避難ネットワークを形成します。

■ 緑化重点地区（尺土駅周辺地区）



## 3 新庄中央部地区

### 3-1. 地区の現況

#### (1) 土地利用の状況

近鉄新庄駅を中心とする周辺の市街地を含む約140haの地区を緑化重点整備地区とします。

地区の大部分は市街化され、西部は江戸時代の陣屋跡の面影が残る新庄の旧市街地があり、近鉄より東側は、北花内の集落を除いて新しい市街地が形成されています。

国道24号沿いには、商業施設を始め流通施設等の立地が盛んであり、都市的な景観を形成しています。また、都市計画道路新庄駅前通り線では、近隣商業地域に指定されており、多様な都市機能の発展が予想されます。

JR大和新庄駅の東側については、土地区画整理事業が成され、新しい市街地が形成されつつあります。

#### (2) 公共公益施設の緑化状況

本地区には、近鉄御所線およびJR和歌山線が南北に縦走し、近鉄新庄駅とJR大和新庄駅があり、市役所新庄庁舎や新庄健康福祉センター、新庄中学校、新庄小学校等の公共公益施設も集積しています。

地区西側には、地区公園である屋敷山公園があり、高田川や柿本池等河川・ため池のオープンスペース、社寺境内の緑等に恵まれています。また、庁舎敷地や駅前広場等では植樹等による緑化が図られています。

市民が利用する身近な公園としては、ひとまる児童公園と新庄児童公園等6箇所の公園がありますが、地区南東部の住宅が密集する市街地では公園等の緑が少ないといえます。

庁舎周辺は、総合計画および都市計画マスタープランにおいてシビック拠点として位置づけられ、行政サービス機能や商業機能等の強化を図っていくことが求められています。都市計画道路新庄駅前通り線沿いを中心とし、身近な公園の整備と歩行者ネットワークの形成等を進め、市のシンボルとなる市街地として、良好な都市景観の創出に努める必要があります。

#### (3) 民有地の緑化状況

地区内の住宅敷地は比較的大きく、個々の敷地内緑化は非常に潤沢となっています。陣屋跡区域内においては、個々の敷地内の緑化はされていますが、街路に面した部分での緑化が少ない傾向にあります。

地区内に存在する柿本神社や神明神社、住吉神社、葛木御県神社の境内林は、緑の少ない市街地にあって貴重な緑となっています。

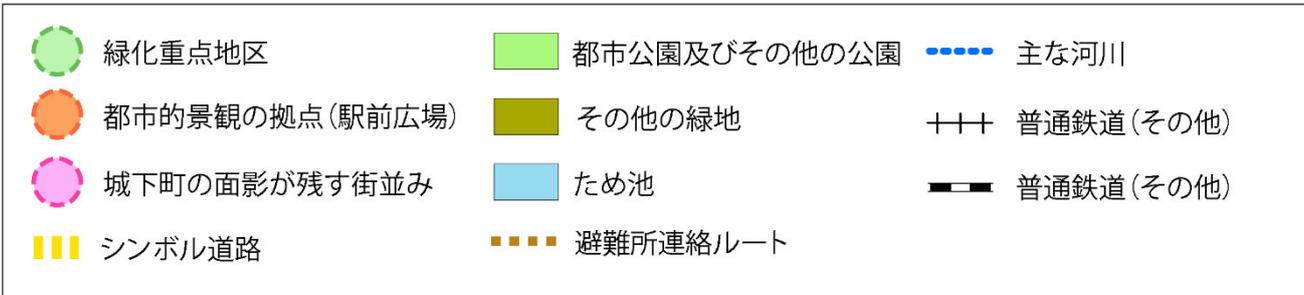
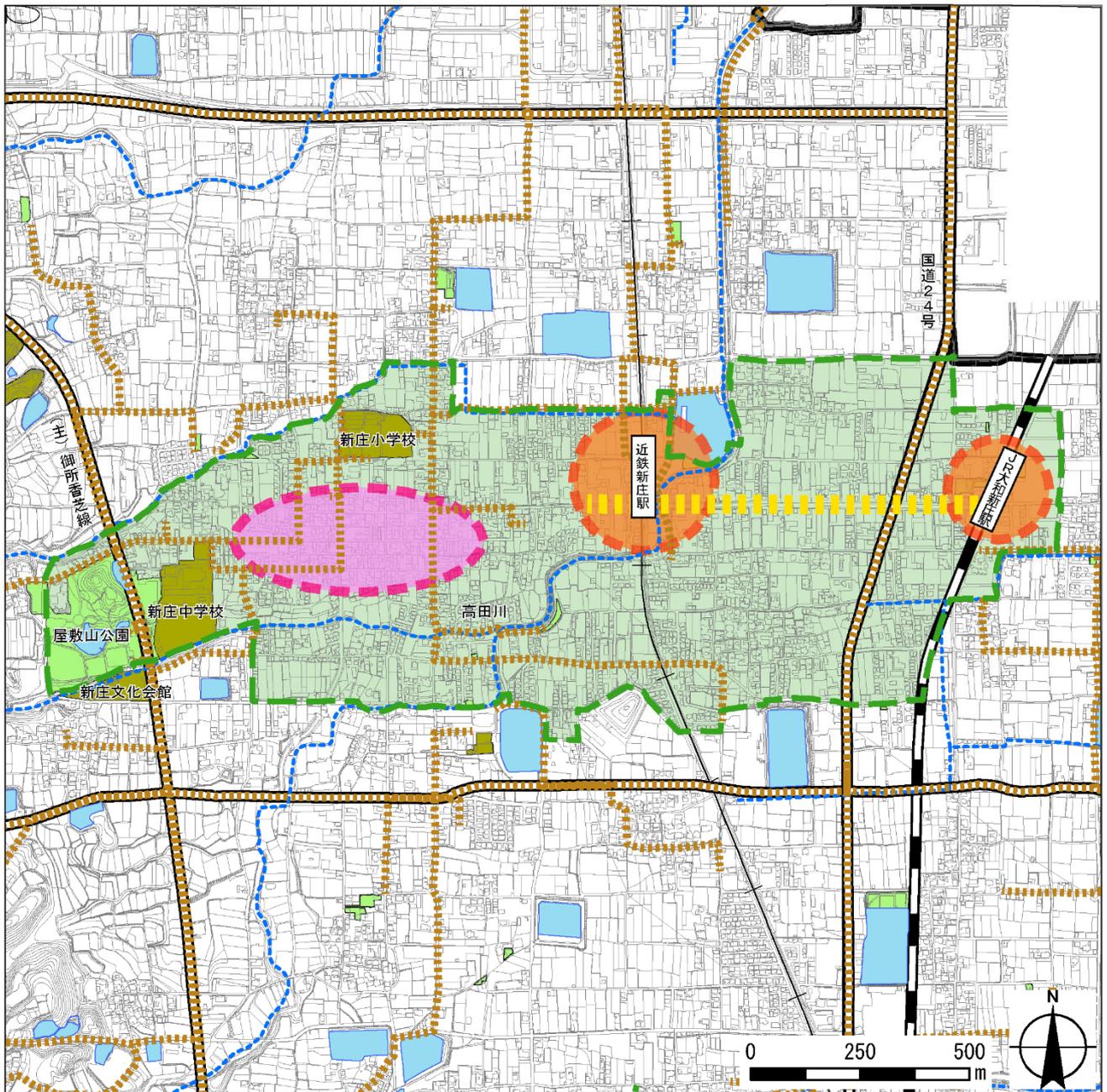
### 3-2. 地区の課題

- ・ 市役所新庄庁舎周辺の整備による「葛城市の顔」づくり（駅前環境の整備）を進めるため玄関前広場の修景・緑化、近鉄新庄駅前広場の修景・緑化および周辺に存在する影現寺、柿本神社の樹林地の保全が望まれます。
- ・ 城下町の面影を残す街並みに残る屋敷内の樹木は、市街地の貴重な緑であることから保全が望まれます。
- ・ 住宅建設が進む中で身近な公園の適正配置や老朽化した公園施設の更新が望まれます。
- ・ 高田川等の河川環境の改善と歩行者空間の整備等の活用が望まれます。
- ・ 都市計画道路新庄駅前通り線について、本市のシンボル道路としての都市的景観の形成が望まれます。
- ・ 河川や幹線道路歩道の緑化により、快適で安全な歩行者ネットワークの形成が望まれます。

### 3-3. 整備方針

- ① 市役所新庄庁舎前の広場の緑化維持や、柿本神社境内を活用した市民の憩いの場づくり、また、駅前広場周辺の商業施設等による都市的景観づくり等、本市のシンボル地区として整備していきます。
- ② JR大和新庄駅の駅前広場を中心とした緑化の維持と都市的景観の形成を図っていきます。
- ③ 国道24号をはじめ都市計画道路新庄駅前通り線の街路樹等による景観向上を図ります。特に、都市計画道路新庄駅前通り線は、本市のシンボル道路と位置づけられていることから、街路樹を適正に配置した都市的景観を形成していきます。
- ④ 今後、都市計画道路を整備する場合は、その歩道の緑化を十分行うとともに、歩行者ネットワークに組み込むことにより災害時等の安全性を高めていきます。
- ⑤ 地区南東部の身近な公園の不足する地区においては、街区公園の整備を検討します。

■ 緑化重点地区（新庄中央部地区）



## 4 新庄南部地区

---

### 4-1. 地区の現況

#### (1) 土地利用の状況

忍海地区周辺の市街地を含む約129haの地区を緑化重点整備地区とします。

近鉄御所線およびJR和歌山線が南北に縦走し、地区内には近鉄忍海駅があります。また、歴史博物館や忍海小学校のほか、南部の生活拠点として身近な公共公益施設が集積しています。地区東側には、まとまりのある工業地も形成されています。

#### (2) 公共公益施設の緑化状況

地区北側には、地区公園である新町運動公園が隣接しており、葛城川や新町池等河川・ため池のオープンスペース、社寺境内における緑等に恵まれています。

住民が利用する身近な公園としては、京阪かつらぎ児童公園、萱公園、新村公園、忍海児童公園の4箇所のみであり、まとまった面積のオープンスペースが少ないといえます。また、河川による分断がある等、防災面での機能が弱い地区でもあります。

本地区は、本市南部における防災面等の都市機能の向上をめざし、身近な公園の整備と歩行者ネットワークの形成等を進め、防災に強い良好な都市環境の形成に努める必要があります。

#### (3) 民有地の緑化状況

近鉄御所線から西側に展開する田園地帯は、広々とした空間を呈しており、農地とため池、それに集落地が織り成す風景は大和盆地の典型的な農村風景として特徴づけられています。

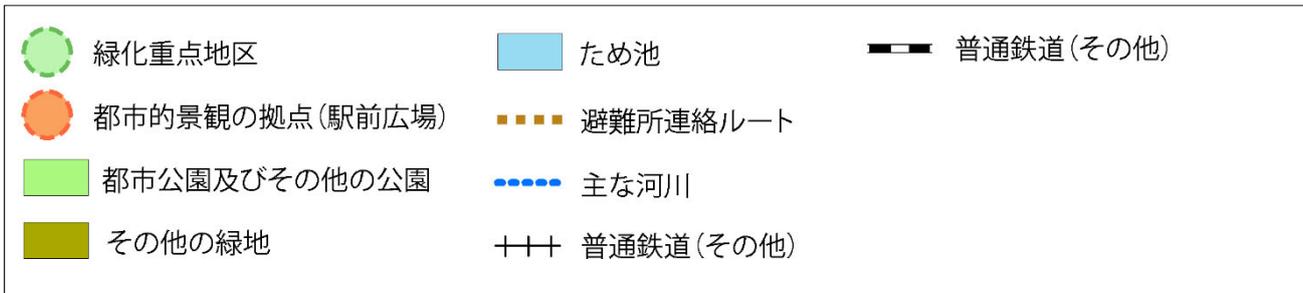
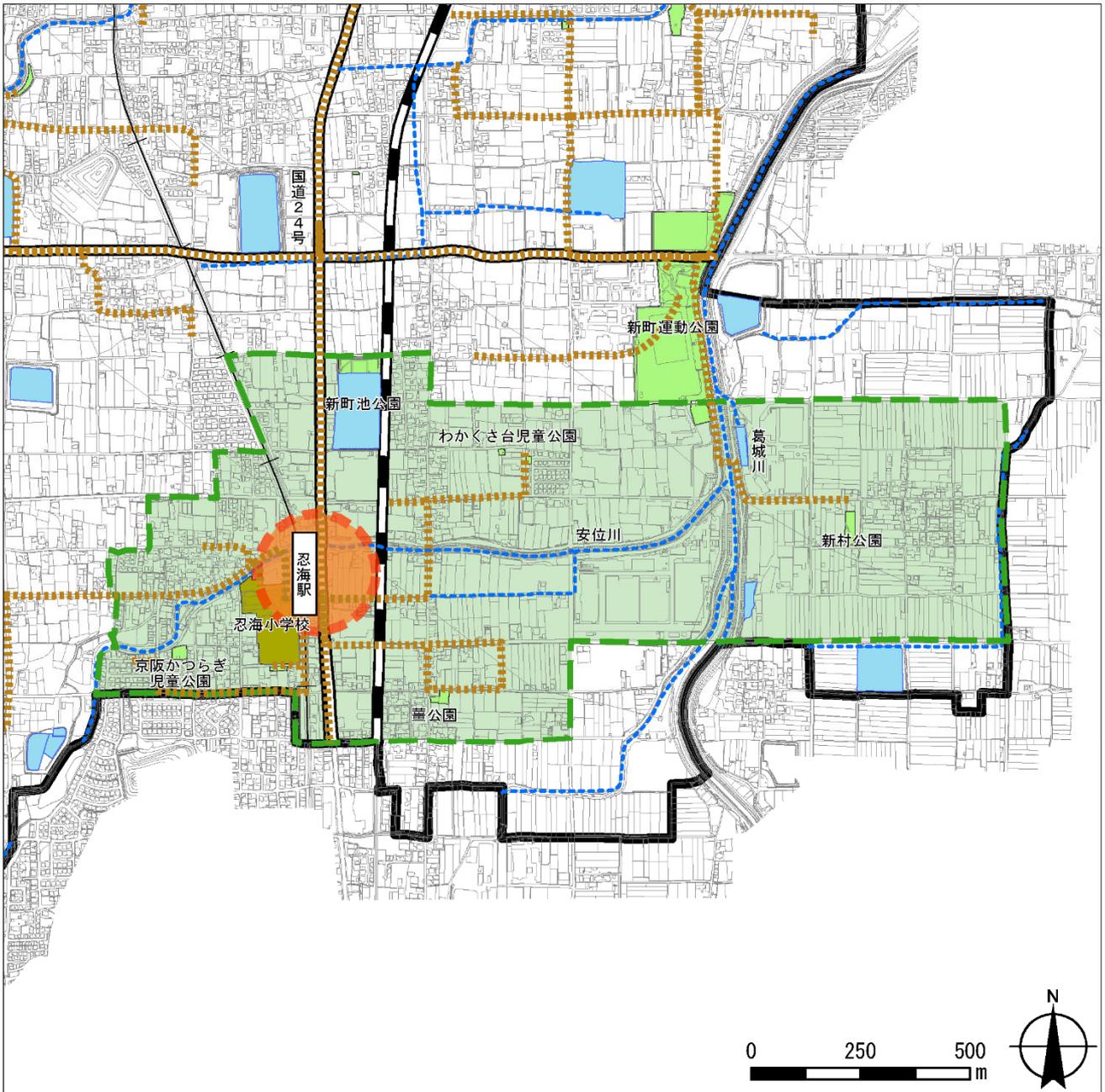
#### 4-2. 地区の課題

- ・ 近鉄忍海駅の駅前広場地について、地元の協力のもと、より一層の修景・緑化が望まれます。
- ・ 住宅建設が進む中で身近な公園の適正配置や老朽化した公園施設の整備が望まれます。
- ・ 葛城川、安位川等の河川環境の改善と歩行者空間の整備等活用が望まれます。
- ・ 幹線道路の景観等の向上が望まれます。
- ・ 河川や幹線道路の緑化により、快適で安全な歩行者ネットワークの形成が望まれます。

#### 4-3. 整備方針

- ① 市街地およびその周辺における防災機能の向上に寄与し、あわせて住民のふれあい、憩いの場となる街区公園の整備を検討していきます。
- ② 葛城川については、堤を活用し、市外へと続く散策路の整備と親水公園の整備や、安位川とあわせた緑のネットワークの形成を検討していきます。
- ③ 近鉄忍海駅前については、駅前広場やその周辺を含め、花と緑あふれる駅前環境づくりを進めます。国道24号や地区内で幹線的な使われ方をしている生活道路については、植栽の質や量に配慮し、可能な限り連続するような緑化に努めます。

■ 緑化重点地区（新庄南部地区）



# 第7章 計画推進の方針

## 1 計画推進の方針

---

### 1-1. 計画の推進体制

計画の実効性を高めるためには、市民、事業者、行政が役割分担をしながら連携して、緑のまちづくりに取り組むことが重要です。

各主体の主な役割は以下のとおりです。

### 1-2. 各主体の役割

#### (1) 行政の役割

- ・市民、事業者等との連携を深め、緑のまちづくりを進めます。
- ・国、県、近隣自治体と連携し、効果的に緑のまちづくりを進めます。
- ・市民、事業者等が進める緑のまちづくりへの関心を高めるため、緑の助成制度の拡充や情報提供等を検討します。
- ・公園、道路、公共公益施設等での緑化を検討します。

#### (2) 市民（市民団体）の役割

- ・道路沿いや庭、ベランダ、屋上、壁面等の身近な場所で緑をつくり育てることで。
- ・身近な道路や公園の緑等に関心を持ち、地域の緑を育てる活動に積極的に参加することで。
- ・緑を知り、緑に親しむ機会（イベント等）に参加することで。
- ・事業者や市と連携して、緑のまちづくりを広げることです。

#### (3) 事業者の役割

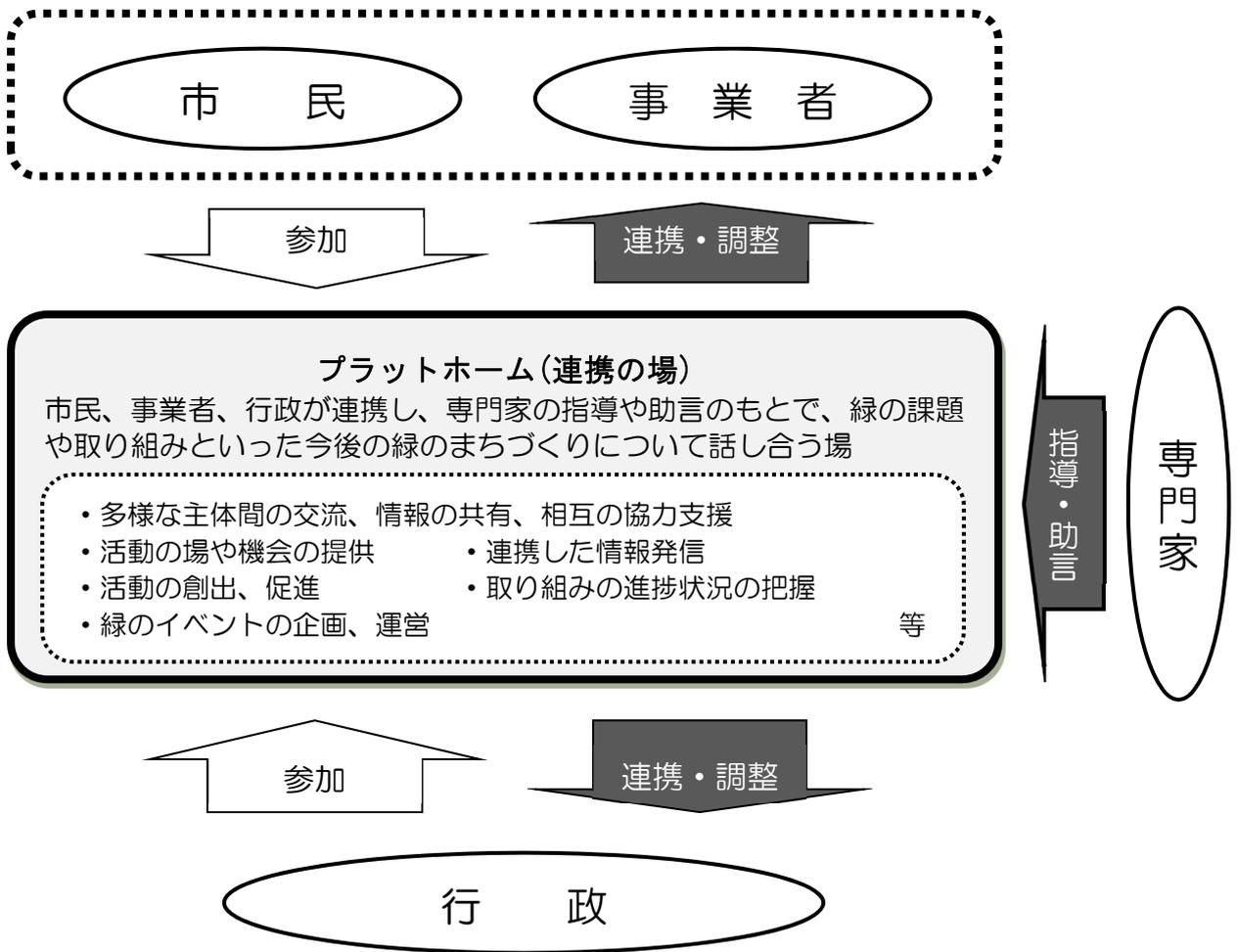
- ・事業所内のオープンスペースを開放することや積極的に緑化することです。
- ・緑を通じた社会貢献活動（CSR活動）をすることです。
- ・地域住民や市と連携して、緑に関する活動を広げることです。

## 2 推進体制

本計画の基本理念に基づき、緑の将来像を実現していくためには、市民、事業者、行政といった各主体が連携し、専門家の助言や指導のもとで、緑のまちづくりに取り組むことができる推進体制をつくる必要があります。

そのため、緑の課題や取り組み等、今後の緑のまちづくりについて各主体が話し合う場となる「プラットフォーム（連携の場）」づくりを検討します。

■ 多様な主体の連携による計画の推進体制のイメージ



### 3 進行管理の仕組み

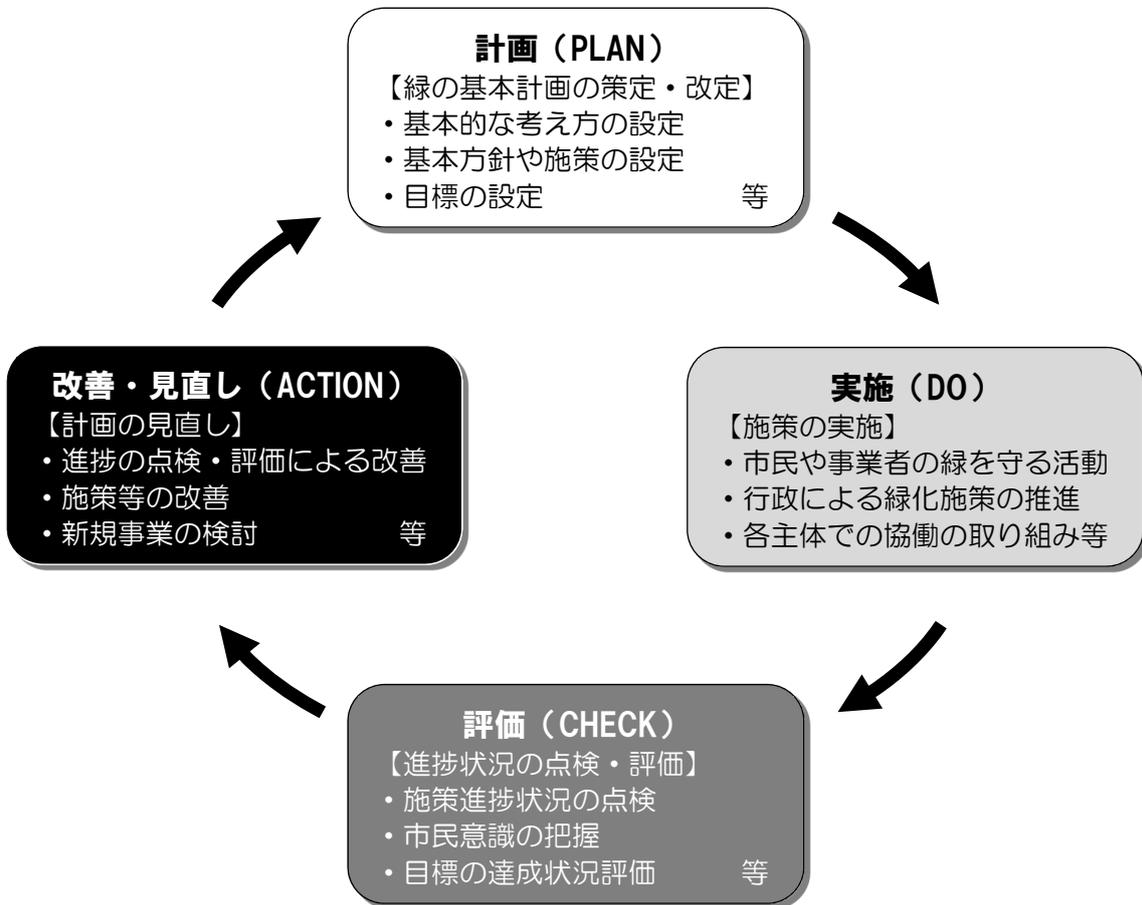
#### 3-1. 進行管理の手法

本計画の取り組みを効果的・効率的に進めるためには、本市の財政状況を踏まえ、社会・経済状況や地域ニーズの変化、取り組みの進捗状況や目標達成状況に応じ、適切な計画の見直しが必要です。

このため、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理により、本計画に示した取り組み（PLAN）を、目標年度に向けて計画的に実施（DO）し、概ね5年を目途に進捗状況や目標達成状況、大字要望等を把握・評価（CHECK）して、改善・見直し（ACTION）を行います。

さらに、施策のもとで取り組む主な事業の進捗状況や目標の達成状況等について、ホームページ等で適宜情報公開することで、より透明性を高めます。

#### ■ PDCAサイクル



(1) 計画 (PLAN)

緑の現状や課題を踏まえ、緑の基本計画を策定・改定し、計画の施策や目標を設定する。

(2) 実施 (DO)

市民、事業者、行政の各主体が役割を分担して、また協働で、緑を守る活動や緑づくり等を行っていきます。行政は施策の実施や市民、事業者等の取り組みを支援し、市民、事業者等は主体的な活動を進めます。

(3) 評価 (CHECK)

施策の進捗状況の点検や市民意識の把握を行い、目標の達成状況进行评估します。また、市民、事業者、行政が参加する「プラットフォーム（連携の場）」に報告し、意見を頂きます。

(4) 改善・見直し (ACTION)

進捗状況の点検・評価や「プラットフォーム（連携の場）」での意見を踏まえて、施策の改善や新規事業の検討を行います。

3-2. 情報公開の手法

(1) 市民等との情報共有

緑の現状や課題、施策の進捗状況等について、ホームページや広報誌等を活用した情報発信の機会、内容の充実を図ります。

(2) 市民等との協働の取り組み

市民の意見を広く聴き、意見交換するため市民アンケートや市民ワークショップの開催等、行政と市民が問題意識を共有し、今後の緑のまちづくりのあり方を共に考えていく場や機会の充実を図ります。